第69号議案

令和４年３月18日
任用給与課

東京都人事委員会規則の一部改正等について
（任用関係・給与関係・勤務時間関係）

標記の件について、下記Ⅰの東京都人事委員会規則等の一部改正については別添１のとおり一部改正し、施行する。

下記Ⅱの東京都規則等の一部改正については、申請（別添２）のとおり承認し、下記Ⅲの人事委員会承認事項の一部改正等については、申請及び協議（別添３）のとおり、承認及び同意する。

記

Ⅰ　東京都人事委員会規則等の一部改正（別添１）

１　職員の人事記録に関する規則の一部を改正する規則

２　職員の旅費に関する条例第二条第二項等による旅費規則の一部を改正する規則

３　初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則

４　「初任給、昇格及び昇給等に関する規則の運用について」の一部改正について

５　「初任給調整手当に関する規則の運用について」の一部改正について

Ⅱ　東京都規則等の一部改正（別添２）

１　給料の特別調整額に関する規程の一部改正（知事）

２　給料の特別調整額に関する規程の一部を改正する規程（警視）

３　東京消防庁職員の給料の特別調整額に関する規程の一部改正

４　宿日直手当支給規程の一部を改正する規程（警視）

５　学校職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

６　職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

７　東京都職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

８　学校職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

9　東京都教育委員会職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

10　警視庁職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

11　学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

12　会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

13　東京都教育委員会会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

14　都立学校等に勤務する時間講師に関する規則の一部を改正する規則

15　東京都議会議会局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部改正

16　警視庁会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部改正

17　東京消防庁会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部改正

18　東京都公立学校会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則及び東京都公立学校会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

19　会計年度任用職員の任用等に関する規則の一部を改正する規則

20　東京都教育委員会会計年度任用職員の任用等に関する規則の一部を改正する規則

21　東京都公立学校会計年度任用職員の任用等に関する規則の一部を改正する規則

22　会計年度任用職員の任用等に関する規程の一部改正（議会）

23　警視庁会計年度任用職員の任用等に関する規程の一部改正

24　東京消防庁会計年度任用職員の任用等に関する規程の一部改正

25　東京都交通局会計年度任用職員の任用等に関する規程の一部改正

26　東京都水道局会計年度任用職員の任用等に関する規程の一部改正

27　東京都下水道局会計年度任用職員の任用等に関する規程の一部改正

28　都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則の一部を改正する規則

Ⅲ　人事委員会承認事項の一部改正等（別添３）

1　赴任に係る旅費の増額調整について＜新設＞（知事外８任命権者）【協議】

2　成績率の運用に関する要綱の制定について（知事）

3　昇給に関する基準について（知事外８任命権者）【申請・協議】

4　勤務１時間当たりの給料等の算出基礎となる特殊勤務手当について（知事）

Ⅰ　東京都人事委員会規則等の一部改正

１　職員の人事記録に関する規則の一部を改正する規則

配偶者同行休業に係る臨時的任用の実施に伴い、所要の改正を行う。

項目 該当条文	内容
特例 第８条第２項	【配偶者同行休業に係る臨時的任用の実施に伴う改正】 ○　臨時的任用職員の根拠規定に職員の配偶者同行休業に関する条例第９条を追加 ○　上記改正に伴う文言整備
施行期日 附則	令和４年４月１日

２　職員の旅費に関する条例第二条第二項等による旅費規則の一部を改正する規則

配偶者同行休業に係る臨時的任用の実施等に伴い、所要の改正を行う。

項目 該当条文	内容
島しょ等における退職者の旅費 第３条の２第３項	【配偶者同行休業に係る臨時的任用の実施に伴う改正】 ○　臨時的任用職員の根拠規定に職員の配偶者同行休業に関する条例第９条を追加 ○　上記改正に伴う文言整備
外国旅行甲地方の範囲 第９条	【国名の改正】 「マケドニア旧ユーゴスラビア共和国」 →「北マケドニア共和国」
施行期日 附則	令和４年４月１日 ただし、第９条の改正については、公布の日（令和４年３月29日予定）

３　初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則

組織改正等に伴い、所要の改正を行う。

項　　目 該当条文	内　　容
行政職給料表（一）５級昇格時職務区分別号給表 別表第８イ	【組織改正に伴う規定整備】 ○　子供政策連携室の新設に伴い、職務区分１を適用する職に「子供政策連携室子供政策連携推進部長」を追加 ○　都民安全推進本部の廃止に伴い、「東京都都民安全推進本部」の項を削除 ○　オリンピック・パラリンピック準備局の廃止に伴い、（公財）東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会に派遣される局務担当部長の職名を変更 「オリンピック・パラリンピック準備局局務担当部長」 →「政策企画局局務担当部長」
公安職給料表８級昇格時職務区分別号給表 別表第８ロ	【組織改正に伴う規定整備】 ○　警視庁オリンピック・パラリンピック競技大会総合対策本部の廃止に伴い、職務区分２を適用する職から「オリンピック・パラリンピック総合対策官」を削除 ○　消防技術安全所の廃止に伴い、職務区分２を適用する消防正監の職から「消防技術安全所長」を削除
文　言　整　備 第１条 第３条	【給与条例改正に伴う文言整備】 「第５条第４項」→「第５条第３項」
施　行　期　日 附則	令和４年４月１日

４　「初任給、昇格及び昇給等に関する規則の運用について」の一部改正について

組織改正等に伴い、所要の改正を行う。

項目 該当条文	内容
昇格時職務区分別号給表関係（第20条関係） 第５項 第10項	【初任給規則の改正に伴う文言整備】 「東京都都民安全推進本部の項」→「東京都住宅政策本部の項」 【別に定める警察署長の職の追加】 職務区分２（公安職８級２号給）を適用する別に定める警察署長の職として「世田谷警察署長」を追加
文言整備 第10条関係第２項	【文言整備】 ○　「２級12号給」→「２級13号給」 ○　「２級20号給」→「２級21号給」
適用年月日	令和４年４月１日

５　「初任給調整手当に関する規則の運用について」の一部改正について

組織改正に伴い、所要の改正を行う。

項目 該当条文	内容
別表	【組織改正に伴う改正】 消防技術安全所の廃止及び安全推進部の新設に伴う改正 「消防技術安全所」→「東京消防庁安全推進部」
適用年月日	令和４年４月１日

Ⅱ　東京都規則等の一部改正

１　給料の特別調整額に関する規程の一部改正（知事）

組織改正に伴い、所要の改正を行う。

項目 該当条文	内容
別表第１	【組織改正に伴う改正】 ○　子供政策連携室の新設に伴い、区分６を適用する職に「子供政策連携室子供政策連携推進部企画課長」を追加 ○　住宅政策本部民間住宅部の新設に伴い、職務区分７・８を適用する課長級の所属に「民間住宅部」を追加 ○　都民安全推進本部の廃止に伴い、都民安全推進本部に係る規定を削除
施行期日 附則	令和４年４月１日

２　給料の特別調整額に関する規程の一部を改正する規程（警視）

組織改正に伴い、所要の改正を行う。

項目 該当条文	内容
別表第１	【組織改正に伴う支給範囲の改正】 区分３を適用する公安職の部長級の職に「暴力団排除対策官」を追加
施行期日 附則	令和４年４月１日

３　東京消防庁職員の給料の特別調整額に関する規程の一部改正

組織改正に伴い、所要の改正を行う。

項目 該当条文	内容
別表第１	【組織改正に伴う改正】 ○　オリンピック・パラリンピック競技大会対策本部の廃止に伴い、組織の区分から「対策本部」を削除 ○　消防技術安全所の廃止に伴い、消防技術安全所に係る規定を削除
施行期日 附則	令和４年４月１日

４　宿日直手当支給規程の一部を改正する規程（警視）

組織改正に伴い、所要の改正を行う。

項　　目 該当条文	内　　容
宿日直手当の支給対象となる勤務及び支給額 第２条　表	【組織改正に伴う改正】 オリンピック・パラリンピック競技大会総合対策本部の廃止に伴い、本部当直の支給区分から「オリンピック・パラリンピック競技大会総合対策本部」を削除
施　行　期　日 附則	令和４年４月１日

５　学校職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

臨時的任用職員の病気休暇の取扱い見直し等に伴い、所要の改正を行う。

項　　目 該当条文	内　　容
給与の減額 第７条の２ 第２項（削除）	【臨時的任用職員の病気休暇の有給化】 臨時的任用職員の病気休暇について、給与の減額をする旨の規定を削除
勤務１時間当たりの給料等の額の算出 第12条第２項第１号	【年間休日数の改正】 「19」→「18」
施　行　期　日 附則第１項	令和４年４月１日
経　過　措　置 附則第２項	施行日前に病気休暇を承認され勤務しないときにおける給与の減額 →　従前の例による。

６　職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

「Ⅱ」の「５」と同様の改正を行う（年間休日数の改正に限る。）。

7　東京都職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

東京都職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正等に伴い、所要の改正を行う。

項目 該当条文	内容
小笠原業務手当に関する規定の失効する日 本体附則第５項	【時限期間延長】 規定の失効する日を令和７年３月 31 日まで延長
危険現場等作業手当 別表 手当番号２（５）	【組織改正に伴う改正】 「住宅政策本部都営住宅経営部技術管理課」 →「住宅政策本部住宅企画部技術管理課」
税務事務特別手当 別表 手当番号９ （１）	【税務事務特別手当の支給範囲及び支給額の見直し】 ○　支給範囲：都税の賦課徴収業務のうち、「納税義務者等との折衝」「軽油引取税、犯則事件の調査」の業務に従事した場合（それぞれ総務局長が定めるものに限る。） ○　支給額：日額 640 円（主税局職員の場合）
福祉等業務手当 別表 手当番号 12 （２） （３）（新設）	【福祉等業務手当の区分の新設】 ○　対象職員：児童相談所に所属する児童福祉司等及び児童心理司 ○　支給範囲：児童福祉法に規定する業務を行うため「家庭訪問」「面接（養護相談・非行相談等に限る。）」「一時保護」に従事した場合 ○　支給額：日額 950 円 【区分の新設に伴う規定整備】 （２）から児童相談所及び児童福祉司に係る文言を削除
施行期日 附則第１項	令和４年４月１日 ただし、税務事務特別手当に関する改正規定は、令和５年４月１日。小笠原業務手当に関する改正規定は、公布の日（令和４年３月 31 日予定）
経過措置 附則第２項 第３項	施行日前に従事した業務について、施行日以後に支給する場合 →　従前の例による。

８　学校職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

船員勤務手当の廃止及び教員特殊業務手当の手当額の見直し等に伴い、所要の改正を行う。

<table>
<tr><th>項　　目
該当条文</th><th>内　　容</th></tr>
<tr><td>小笠原業務手当に関する規定の失効する日
本体附則第３項</td><td>【時限期間延長】
規定の失効する日を令和７年３月31日まで延長</td></tr>
<tr><td>船員勤務手当
別表第１
手当番号５</td><td>【実習船航行業務の委託に伴う船員勤務手当の廃止】
船員勤務手当に係る規定を削除</td></tr>
<tr><td>教員特殊業務手当
別表第１
手当番号13
（１）、（２）</td><td>【手当額の見直し】
<table>
<tr><th colspan="2">支給対象業務</th><th>現行（日額）</th><th>改正後</th></tr>
<tr><td rowspan="4">非常災害時等の緊急業務</td><td>非常災害時の保護業務等</td><td>3,200円</td><td>8,000円</td></tr>
<tr><td>甚大災害時の救援業務</td><td>6,400円</td><td>16,000円</td></tr>
<tr><td>児童・生徒の負傷・疾病等の救急業務</td><td>3,000円</td><td>7,500円</td></tr>
<tr><td>緊急の補導業務</td><td>3,000円</td><td>7,500円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">修学旅行等指導業務</td><td>修学旅行等の指導業務</td><td rowspan="2">1,700円</td><td>4,700円</td></tr>
<tr><td>大島丸での実習指導業務（新設）</td><td>5,100円</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>手当の支給範囲及び支給額
第２条</td><td>【船員勤務手当に係る条例規定の削除に伴う文言整備】
「条例第７条」→「条例第８条」</td></tr>
<tr><td>施行期日
附則第１項</td><td>令和４年４月１日
ただし、小笠原業務手当に関する改正規定は公布の日（令和４年３月31日予定）</td></tr>
<tr><td>経過措置
附則第２項</td><td>施行日前に従事した業務について、施行日以後に支給する場合
→　従前の例による。</td></tr>
</table>

９　東京都教育委員会職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

「Ⅱ」の「８」と同様の改正を行う（教員特殊業務手当に関する改正を除く。）。

10　警視庁職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

警視庁職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正等に伴い、所要の改正を行う。

<table>
<tr><th>項　　目
該当条文</th><th>内　　容</th></tr>
<tr><td>小笠原業務手当に関する規定の失効する日
本体附則第２項</td><td>【時限期間延長】
規定の失効する日を令和７年３月 31 日まで延長</td></tr>
<tr><td>捜査等業務手当
別表
手当番号１
（１）ア、イ、エ</td><td>【組織改正に伴う改正】
組織犯罪対策部の組織改正に伴い、捜査等業務手当の支給対象所属を表のとおり整備
<table>
<tr><th>現行</th><th></th><th>改正後</th></tr>
<tr><td>組織犯罪対策総務課</td><td>→</td><td>組織犯罪対策総務課</td></tr>
<tr><td></td><td>新設</td><td>犯罪収益対策課</td></tr>
<tr><td>組織犯罪対策第一課
組織犯罪対策第二課</td><td>統合</td><td>国際犯罪対策課</td></tr>
<tr><td>組織犯罪対策第三課
組織犯罪対策第四課</td><td>統合</td><td>暴力団対策課</td></tr>
<tr><td>組織犯罪対策第五課</td><td>名称変更</td><td>薬物銃器対策課</td></tr>
<tr><td>組織犯罪対策特別捜査隊</td><td>→</td><td>組織犯罪対策特別捜査隊</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>特別救助手当
別表
手当番号13
イ（新設）
ウ</td><td>【特別救助手当の加算の新設】
日没時から日出時までの間に、被災者の救難・救助等の業務に従事した場合には、手当額（一般 840 円、警戒区域 1,680 円）の 100 分の 50 に相当する額を加算

【規定の新設に伴う文言整備】
摘要の欄「イ」の規定を「ウ」に移行</td></tr>
<tr><td>施行期日
附則第１項</td><td>令和４年４月１日
ただし、小笠原業務手当に関する改正規定は公布の日（令和４年３月31日予定）</td></tr>
<tr><td>経過措置
附則第２項
第３項</td><td>○　施行日前に従事した業務について、施行日以後に支給する場合
→　従前の例による。
○　二暦日にわたる勤務にあっては、施行日以後に始まる勤務から適用し、施行日前から始まる勤務については、なお従前の例による。</td></tr>
</table>

11　学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

知事部局に臨時的任用職員制度が導入されることに伴い、所要の改正を行う。

<table>
<tr><th>項　　目
該当条文</th><th>内　　容</th></tr>
<tr><td>新たに条例等の適用を受ける職員等の年次有給休暇の付与
第12条見出し
第２項
第３項
第４項
第５項（新設）</td><td>【臨時的任用に係る規定整備】
○　臨時的任用職員から引き続き常勤職員に採用された場合の年次有給休暇(以下「年休」)の日数
＝「常勤職員としての採用日の前日に使用することができる日数（その年度に付与された日数に限る。)」＋「別表第１の２の日数 」
別表第１の２：常勤職員として年の中途で採用された場合の年休の日数
<table>
<tr><td>職員となった月</td><td>１月</td><td>２月</td><td>３月</td><td>４月</td><td>・・・</td><td>12月</td></tr>
<tr><td>日数</td><td>20日</td><td>18日</td><td>17日</td><td>15日</td><td>・・・</td><td>２日</td></tr>
</table>
○　新たに条例の適用を受ける知事部局及び公営企業局から異動した職員の規定から、臨時的任用職員を除外
【文言整備】
・「職員」→「職員等」
・「その年」→「その年度」
・「以下「前付与日」」→「以下この項において「前付与日」」</td></tr>
<tr><td>年次有給休暇の繰越し
第13条第１項</td><td>【文言整備】
「以下同じ」→「以下この条及び別表第２において同じ」</td></tr>
<tr><td>臨時的任用職員の年次有給休暇の日数
第14条見出し
第１項
別表第３</td><td>【臨時的任用に係る規定整備】
○　臨時的任用職員の年休の日数は、一会計年度における任用期間に応じ別表第３のとおり
別表第３（全改）
<table>
<tr><th>任用期間</th><th>付与日数</th></tr>
<tr><td>11月を超え１年以内の期間</td><td>20日</td></tr>
<tr><td>10月を超え11月以内の期間</td><td>18日</td></tr>
<tr><td>９月を超え10月以内の期間</td><td>17日</td></tr>
<tr><td>８月を超え９月以内の期間</td><td>15日</td></tr>
<tr><td>７月を超え８月以内の期間</td><td>13日</td></tr>
<tr><td>６月を超え７月以内の期間</td><td>12日</td></tr>
<tr><td>５月を超え６月以内の期間</td><td>10日</td></tr>
<tr><td>４月を超え５月以内の期間</td><td>８日</td></tr>
<tr><td>３月を超え４月以内の期間</td><td>７日</td></tr>
<tr><td>２月を超え３月以内の期間</td><td>５日</td></tr>
<tr><td>１月を超え２月以内の期間</td><td>３日</td></tr>
<tr><td>１月以内の期間</td><td>２日</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

第２項第１号	○　同一会計年度内に、臨時的任用職員が任用期間満了後に引き続き、新たに臨時的任用職員として任用又は更新される場合の年休の日数 ＝「勤務が継続しているものとみなした場合の任用期間に対する年休の付与日数（別表第３）」－「当該年度内で使用した年休の日数」
第２号	○　東京都の常勤職員等であった者が、引き続き新たに臨時的任用職員に任用される場合の年休の日数＝(ｱ)+(ｲ)+(ｳ)－(ｴ) (ｱ) 新たに付与される日数（別表第３） (ｲ) 任用日前１年の期間内に付与された日数×当該年休付与日（前付与日）から任用日までの月数÷12 (ｳ) 前付与日前の１年の期間内に付与された日数のうち使用しなかった日数 (ｴ) 前付与日から任用日の前日までに使用した日数 （例）常勤職員が３月に退職後、４月から臨時的任用職員(任期６月)になった場合（１月時点の年休が40日（付与20日、繰越20日）、１～３月に10日使用） (ｱ)10日＋(ｲ)５日（＝20日×３月÷12）＋(ｳ)20日－(ｴ)10日＝25日
第３号	○　東京都の会計年度任用職員であった者が当該任用の期間満了後、引き続き臨時的任用職員として新たに任用される場合の年休の日数 ＝「その年度に付与された年休の残日数」＋「別表第３の日数」
第３項（削除）	【文言整備】 見出し「臨時的に任用された教育職員の年次有給休暇」 →「臨時的任用職員の年次有給休暇の日数」
臨時的任用職員の年次有給休暇の繰越し 第14条の２（新設） 第１項	【臨時的任用に係る規定整備】 ○　東京都の臨時的任用職員であった者が翌年度に引き続き臨時的任用職員として新たに任用された場合、年休は20日を限度として翌年度に繰越し可（勤務実績が８割に満たない場合は不可） ○　新たに臨時的任用職員となった者の勤務実績は、その年度における新たに臨時的任用職員となった日以後の期間について算定
第２項 第１号 第２号 第３号 第４号 第５号	○　勤務実績の算定において、以下の期間は勤務した日数とする。 ・　超勤代休時間が承認された勤務日等（日を単位とする場合を除く。）、休日及び代休日 ・　年次有給休暇、病気休暇（日を単位とする場合を除く。）、特別休暇及び介護休暇により勤務しなかった期間 ・　公務上の傷病又は通勤による傷病により勤務しなかった期間 ・　職務に専念する義務を免除されて勤務しなかった期間 ・　事故欠勤のため勤務できなかった期間

特別休暇等の特例 第29条の２ 見出し 第１項 第２項	【臨時的任用に係る規定整備】 ○　東京都のいずれかの職を退職した者が引き続き臨時的任用職員以外の職員に採用された場合の病気休暇、特別休暇、介護休暇、介護時間については、勤務が継続しているものとみなす。 ○　長期勤続休暇については、東京都の常勤職員を退職した者が引き続き再任用職員等に採用された場合は、みなし規定を適用除外 ○　東京都のいずれかの職を退職した者が引き続き臨時的任用職員に任用された場合又は臨時的任用職員が任期の更新をした場合の特別休暇等については、勤務が継続しているものとみなす。 【文言整備】 見出しから「再任用職員等に関する」を削除
臨時的任用職員に関する読替え 第29条の４（新設）	【臨時的任用に係る規定整備】 臨時的任用職員については、子どもの看護休暇、ボランティア休暇及び短期の介護休暇の規定中「一の年」を「一の年度」に読み替えて適用
区市町村の職員に関する読替え 第31条	【臨時的任用に係る規定整備】 区市町村の職員について、第14条の２第２項第４号中の読み替えを規定 「職員の職務に専念する義務の特例に関する条例第二条」 →「職員の職務に専念する義務の特例に関し当該区市町村が定めた条例」 【文言整備】 ・「第13条第４項第６号」→「第13条第４項第７号」 ・「規定中」→「中」
施　行　期　日 附則	令和４年４月１日

12　会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

介護休暇及び介護時間の取得要件の見直しに伴い、所要の改正を行う。

項　　目 該当条文	内　　容
介護休暇を承認することができる職員 第27条第１号（削除） 第２号 第３号	【介護休暇の取得要件の見直し】 ○　「引き続き在職した期間が１年以上」と限定した要件を削除 ○　上記改正に伴う文言整備
介護時間を承認することができる職員 第29条第１号（削除） 第２号 第３号	【介護時間の取得要件の見直し】 ○　「引き続き在職した期間が１年以上」と限定した要件を削除 ○　上記改正に伴う文言整備
施　行　期　日 附則第１項	令和４年４月１日 ただし、次項の規定については公布の日（令和４年３月31日予定）
施行に伴う措置 附則第２項	介護休暇及び介護時間に係る請求等は、施行日前においても行うことができる。

13　東京都教育委員会会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

14　都立学校等に勤務する時間講師に関する規則の一部を改正する規則

15　東京都議会議会局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部改正

16　警視庁会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部改正

17　東京消防庁会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部改正

「Ⅱ」の「12」と同様の改正を行う。

18　東京都公立学校会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則及び東京都公立学校会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

介護休暇等の取得要件の見直し及び臨時的任用に係る規定整備に伴い、所要の改正を行う。

<table>
<tr><th>項　　目
該当条文</th><th>内　　容</th></tr>
<tr><td>介護休暇を承認することができる職員
第27条第１号（削除）
第２号
第３号</td><td>【介護休暇の取得要件の見直し】
○　「引き続き在職した期間が１年以上」と限定した要件を削除
○　上記改正に伴う文言整備</td></tr>
<tr><td>介護時間を承認することができる職員
第29条第１号（削除）
第２号
第３号</td><td>【介護時間の取得要件の見直し】
○　「引き続き在職した期間が１年以上」と限定した要件を削除
○　上記改正に伴う文言整備</td></tr>
<tr><td>一部改正規則の規定整備
第13条第３項
第２号
第４号（新設）

第 14 条第１項</td><td>【臨時的任用に係る規定整備】
○　東京都のいずれかの職員であった者が、引き続き新たに会計年度任用職員に任用される場合の年休の日数の規定から、前職が臨時的任用職員であった場合を除外

○　臨時的任用職員であった者が任用期間満了後、引き続き会計年度任用職員として新たに任用される場合の年休の日数
＝「その年度付与された残日数」＋「別表第３に定める日数」
別表第３：会計年度任用職員の勤務日数、在職期間及び任期に応じた年休の日数
（例）週４日、月15日以上又は年169日以上
<table>
<tr><th>任期
都の在職期間</th><th>12月</th><th>11月</th><th>10月</th><th>9月</th><th>8月</th><th>7月</th><th>6月</th><th>5月</th><th>4月</th><th>3月</th><th>2月</th><th>1月</th></tr>
<tr><td>１年未満</td><td>10日</td><td>10日</td><td>９日</td><td>８日</td><td>７日</td><td>７日</td><td>６日</td><td>５日</td><td>４日</td><td>３日</td><td>２日</td><td>１日</td></tr>
<tr><td>１年</td><td>11日</td><td>11日</td><td>10日</td><td>９日</td><td>８日</td><td>７日</td><td>６日</td><td>５日</td><td>４日</td><td>３日</td><td>２日</td><td>１日</td></tr>
<tr><td>２年</td><td>12日</td><td>11日</td><td>10日</td><td>９日</td><td>８日</td><td>７日</td><td>６日</td><td>５日</td><td>４日</td><td>３日</td><td>２日</td><td>１日</td></tr>
<tr><td>３年</td><td>14日</td><td>13日</td><td>12日</td><td>11日</td><td>10日</td><td>９日</td><td>７日</td><td>６日</td><td>５日</td><td>４日</td><td>３日</td><td>２日</td></tr>
<tr><td>４年</td><td>16日</td><td>15日</td><td>14日</td><td>12日</td><td>11日</td><td>10日</td><td>８日</td><td>７日</td><td>６日</td><td>４日</td><td>３日</td><td>２日</td></tr>
<tr><td>５年</td><td>18日</td><td>17日</td><td>15日</td><td>14日</td><td>12日</td><td>11日</td><td>９日</td><td>８日</td><td>６日</td><td>５日</td><td>３日</td><td>２日</td></tr>
<tr><td>６年以上</td><td>20日</td><td>18日</td><td>17日</td><td>15日</td><td>13日</td><td>12日</td><td>10日</td><td>８日</td><td>７日</td><td>５日</td><td>３日</td><td>２日</td></tr>
</table>
【文言整備】
「第12条第３項第２号」→「第12条第３項第２号及び第４号」</td></tr>
</table>

施　行　期　日 附則第１項	令和４年４月１日 ただし、一部改正規則の改正及び次項の規定については公布の日（令和４年３月31日予定）
施行に伴う措置 附則第２項	介護休暇及び介護時間に係る請求等は、施行日前においても行うことができる。

19　会計年度任用職員の任用等に関する規則の一部を改正する規則

組織改正並びに介護欠勤及び育児欠勤の廃止に伴い、所要の改正を行う。

項　　目 該当条文	内　　容
定　　義 第２条第２号	【組織改正に伴い局長の定義を改正】 ○　子供政策連携室の新設に伴い、室長を追加 ○　都民安全推進本部の廃止に伴い、都民安全推進本部長を削除 ○　病院経営本部の廃止に伴い、病院経営本部長を削除
別　　表	【介護欠勤及び育児欠勤の廃止に伴う規定整備】 別表から介護欠勤及び育児欠勤を削除
施　行　期　日 附則	令和４年４月１日 ただし、「病院経営本部長」を削る改正については令和４年７月１日

20　東京都教育委員会会計年度任用職員の任用等に関する規則の一部を改正する規則

21　東京都公立学校会計年度任用職員の任用等に関する規則の一部を改正する規則

22　会計年度任用職員の任用等に関する規程の一部改正（議会）

23　警視庁会計年度任用職員の任用等に関する規程の一部改正

24　東京消防庁会計年度任用職員の任用等に関する規程の一部改正

25　東京都交通局会計年度任用職員の任用等に関する規程の一部改正

26　東京都水道局会計年度任用職員の任用等に関する規程の一部改正

27　東京都下水道局会計年度任用職員の任用等に関する規程の一部改正

「Ⅱ」の「19」と同様の改正を行う（組織改正に伴う改正を除く。）。

28 都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則の一部を改正する規則

「Ⅱ」の「12」及び「19」と同様の改正を行う（組織改正に伴う改正を除く。）。

Ⅲ　人事委員会承認事項の一部改正等

１　赴任に係る旅費の増額調整について＜新設＞【協議】

（知事・教育委員会・議会・監査・選挙管理委員会・人事委員会・漁業調整委員会・警視庁・東京消防庁）

赴任に係る移転料の上限額を条例に定める額の３倍の額を限度として、実費額を支給する。

項　　目	内　　容
協　議　内　容 １	○　職員が赴任を命ぜられた場合において、職員の旅費に関する条例に定める移転料の額を超える額を必要とする場合は、その定める額の３倍の額を限度として、その実費額を移転料として支給する。 ○　島しょへの赴任に係る移転料の上限額を、条例に定める額の1.5倍の額を限度とする協議は廃止する。
協　議　理　由 ２	近年、人手不足等を背景に引越代が高騰し、条例に規定する移転料を上回る経費がかかることがあることから、移転に際して通常必要とされる費用の支出に充てられると認められる範囲内であれば、実費弁償の観点から一定の制限を設けた上で実費額を支給する必要がある。
適用年月日 ３	○　赴任する職員については、令和４年４月１日付け発令に伴う赴任から、退職する職員については、令和４年３月31日以後の退職に伴う帰住から適用する。 ○　適用年月日以前の赴任又は帰住については、なお従前の例による。

２　成績率の運用に関する要綱の制定について（知事）

組織改正等に伴い、所要の改正を行う。

項　　目	内　　容
用語の定義 第３	【組織改正に伴い局長の定義を改正】 ○　子供政策連携室の新設に伴い、室長を追加 ○　都民安全推進本部の廃止に伴い、都民安全推進本部長を削除
業績評価による評定がなされない者等の取扱い 第１９	【臨時的任用の実施に伴う改正】 臨時的任用職員を成績率の対象外とする旨の規定を追加
附　　則	令和４年６月に支給する勤勉手当から適用する。

３　昇給に関する基準について【申請・協議】

（知事・教育委員会・議会・監査・選挙管理委員会・人事委員会・漁業調整委員会・警視庁・東京消防庁）

学術休職の見直しに伴い、所要の改正を行う。

項　　目	内　　容
昇　給　の　決　定 第４　２(2)	【学術休職の見直しに伴う文言整備】 欠勤等の事由としての「休職」に含まれない休職について明確化
附　　則	令和４年４月１日から適用

４　勤務１時間当たりの給料等の算出基礎となる特殊勤務手当について（知事）

福祉等業務手当の見直しに伴い、所要の改正を行う。

項　　目	内　　容
対象となる特殊勤務手当 １（８）	【福祉等業務手当の見直しに伴う改正】 「福祉等業務手当(1)」→「福祉等業務手当(1)及び(3)」
適　用　年　月　日 ３	令和４年４月１日

３総人制第 1368 号
令和４年３月１４日

東京都人事委員会　　殿

東京都知事
小　池　百合子
（公印省略）

給料の特別調整額に関する規程の一部改正について（申請）

このことについて、組織改正に伴い、職員の給与に関する条例（昭和 26 年東京都条例第 75 号）第９条の２第３項において準用する同条例第９条第３項の規定に基づき、承認方申請します。

記

１　改正する規程
給料の特別調整額に関する規程（昭和 32 年東京都訓令甲第 10 号）

２　改正の理由
組織改正に伴い、所要の改正を行う必要があるため

３　改正案文
別添のとおり

監. 警. 給. 諸第１２８４号
令 和 ４ 年 ３ 月 １ ０ 日

東 京 都 人 事 委 員 会　殿

警 視 総 監
大　　石　　吉　　彦
（公　印　省　略）

給与関係訓令の一部改正について（申請）

このことについて、下記のとおり訓令の改正を行う必要があるため、職員の給与に関する条例（昭和２６年東京都条例第７５号）第９条の２第３項の規定に基づき、承認方申請します。

記

１　改正する訓令
　給料の特別調整額に関する規程（昭和35年4月15日警視庁訓令甲第14号）
２　改正の理由
　支給範囲の改正のため
３　改正案文等
　別添のとおり

３人職第１２０９号
令和４年３月１４日

東京都人事委員会　殿

東京消防庁
消防総監　清水　洋文
（　公　印　省　略　）

東京消防庁職員の給料の特別調整額に関する規程の一部改正について（申請）

このことについて、東京消防庁の組織等に関する規則（昭和３８年東京都規則第９５号）の一部改正に伴い、下記のとおり訓令を改正する必要があるため、職員の給与に関する条例（昭和２６年東京都条例第７５号）第９条の２第３項において準用する同条例第９条第３項の規定に基づき、承認方申請します。

記

１　改正する訓令
　東京消防庁職員の給料の特別調整額に関する規程（昭和３２年４月東京消防庁訓令甲第３号）

２　改正理由
　オリンピック・パラリンピック競技大会対策本部及び消防技術安全所を廃止とすることから、所要の改正を行う必要があるため

３　改正案文
　別紙のとおり

監. 警. 給. 諸第１２８５号
令 和 ４ 年 ３ 月 １ ０ 日

東 京 都 人 事 委 員 会　殿

警 視 総 監
大　　石　　吉　　彦
（公　印　省　略）

給与関係訓令の一部改正について（申請）

このことについて、下記のとおり訓令の改正を行う必要があるため、職員の給与に関する条例（昭和２６年東京都条例第７５号）第１８条の２第４項の規定に基づき、承認方申請します。

記

１　改正する訓令
　宿日直手当支給規程（昭和４３年３月２５日訓令甲第９号）
２　改正の理由
　組織機構の整備に伴う支給対象となる勤務区分の改正
３　改正案文等
　別添のとおり

３教人勤第３０９号

令和４年３月１４日

東京都人事委員会　殿

東京都教育委員会
（公印省略）

学校職員の給与に関する条例施行規則の改正について（申請）

このことについて、知事部局における臨時的任用職員制度の導入等に伴い、別紙のとおり規定を整備する必要があるので、学校職員の給与に関する条例（昭和31年東京都条例第68号）第16条第２項等の規定に基づき承認方申請します。

別紙

名　　称	番号	根拠規定	備考
学校職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則	教委規則 第　号	学校職員の給与に関する条例第16条第2項及び第20条	承認申請

３ 総 人 制 第 1368 号
令 和 ４ 年 ３ 月 １ ４ 日

東京都人事委員会　殿

東 京 都 知 事
小 池　 百 合 子
（公　印　省　略）

職員の給与に関する条例施行規則の一部改正について（申請）

このことについて、下記のとおり規則の改正を行う必要があるため、職員の給与に関する条例（昭和 26 年東京都条例第 75 号）第 18 条の規定に基づき、承認を申請します。

記

１　改正する規則
職員の給与に関する条例施行規則（昭和 37 年東京都規則第 172 号）

２　改正理由
年間の休日数の改正に伴い、所要の改正を行う必要があるため

３　改正案文
別添のとおり

３総人制第 1386 号
令和４年３月 14 日

東京都人事委員会　殿

東 京 都 知 事
小 池　百 合 子
（ 公 印 省 略 ）

東京都職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部改正について（申請）

標記の件について、東京都職員の特殊勤務手当に関する条例（平成９年東京都条例第 12 号）の一部改正等に伴い、下記のとおり規則を改正する必要があるので、改正後の同条例第５条第１項、第 32 条第１項及び第２項、第 38 条第２項、第 45 条、附則第４項及び附則第６項の規定に基づき承認方申請します。

記

１　改正する規則
東京都職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則（平成９年東京都規則第 51 号）

２　改正案文
別紙のとおり

３教人勤第２８９号

令和４年３月１４日

東京都人事委員会　殿

東京都教育委員会
（公印省略）

学校職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則等の改正について（申請）

このことについて、学校職員の特殊勤務手当に関する条例（平成９年東京都条例第21号）の一部改正等に伴い、別紙のとおり規定を整備する必要があるので、改正後の学校職員の特殊勤務手当する条例第15条等の規定に基づき承認方申請します。

別紙

名　　称	番号	根拠規定	備考
学校職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則	教委規則 第　号	学校職員の特殊勤務手当に関する条例第15条、第21条及び附則第3項	承認申請
東京都教育委員会職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則	教委規則 第　号	東京都教育委員会職員の特殊勤務手当に関する条例第15条及び附則第3項	承認申請

３ 総 人 制 第 1387 号
令 和 ４ 年 ３ 月 14 日

東京都人事委員会　殿

東 京 都 知 事
小 池　百 合 子
（ 公 印 省 略 ）

警視庁職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部改正について（申請）

標記の件について、警視庁職員の特殊勤務手当に関する条例（平成９年東京都条例第 44 号）の一部改正等に伴い、下記のとおり規則を改正する必要があるので、改正後の同条例第 15 条第３項、第 29 条及び附則第３項の規定に基づき承認方申請します。

記

１　改正する規則
警視庁職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則（平成９年東京都規則第 52 号）

２　改正案文
別紙のとおり

３教人勤第３０３号
令和４年３月１４日

東京都人事委員会　　殿

東京都教育委員会
（　公　印　省　略　）

学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部改正について（申請）

このことについて、下記のとおり改正する必要があるため、学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成７年東京都条例第４５号）第１５条第４項及び第５項、第１７条第２項並びに第２１条の規定に基づき、承認を申請します。

記

１　改正する規則
　学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成７年東京都教育委員会規則第５号）

２　改正の理由
　令和４年４月１日から知事部局において臨時的任用制度が導入されることに伴い、所要の改正を行う必要があるため

３　改正案文
　別添のとおり

３ 総 人 職 第 1241 号
令 和 ４ 年 ３ 月 14 日

東 京 都 人 事 委 員 会　　殿

東京都知事
小　池　百　合　子
（ 公 印 省 略 ）

会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正について（申請）

このことについて、下記のとおり改正する必要があるため、改正後の職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成７年東京都条例第 15 号）第 19 条に基づき、承認方申請します。

記

１　改正する規則
会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成 27 年東京都規則第４号）

２　改正の理由
会計年度任用職員の介護休暇及び介護時間の承認について、「引き続き在職した期間が１年以上」と限定した要件を撤廃するため

３　改正案文
別添のとおり

３教総総第 2711 号
令和４年３月 14 日

東京都人事委員会　　殿

東京都教育委員会
（公印省略）

東京都教育委員会会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の
一部改正について（申請）

このことについて、下記のとおり改正する必要があるため、改正後の職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成７年東京都条例第 15 号）第 19 条に基づき、承認方申請します。

記

１　改正する規則
東京都教育委員会会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成 27 年東京都教育委員会規則第８号）

２　改正の理由
会計年度任用職員の介護休暇及び介護時間の承認について、「引き続き在職した期間が１年以上」と限定した要件を撤廃するため

３　改正案文
別添のとおり

３教人勤第２８１号
令和４年３月14日

東京都人事委員会　殿

東京都教育委員会
（公　印　省　略）

都立学校等に勤務する時間講師に関する規則の一部改正について（申請）

このことについて、下記のとおり規則を改正する必要があるため、都立学校等に勤務する講師の報酬等に関する条例（昭和49年東京都条例第30号）第５条及び第14条の規定に基づき、承認方申請します。

記

１　改正する規則
　都立学校等に勤務する時間講師に関する規則（昭和49年東京都教育委員会規則第24号）

２　改正の理由
　介護休暇及び介護時間の承認に係る１年以上の在職要件撤廃に伴い、所要の改正を行う必要があるため

３　改正案文
　別添のとおり

３議総第１１２１号
令和４年３月１４日

東京都人事委員会　　殿

東京都議会議長
三　宅　し　げ　き
（公印省略）

東京都議会議会局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部改正について（申請）

このことについて、下記のとおり改正する必要があるため、改正後の職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成７年東京都条例第15号）第19条に基づき、承認方申請します。

記

１　改正する規程
東京都議会議会局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程（平成27年東京都議会議長訓令第５号）

２　改正の理由
会計年度任用職員の介護休暇及び介護時間の承認について、「引き続き在職した期間が１年以上」と限定した要件を撤廃するため

３　改正案文
別添のとおり

監．総．企.管第１３５２号
令和４年３月１４日

東京都人事委員会殿

警視総監　大石吉彦
（公印省略）

警視庁会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部改正について（申請）

このことについて、別紙のとおり改正する必要があるため、改正後の職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成７年東京都条例第１５号）第１９条に基づき、承認を申請します。

記

１　改正する規程

警視庁会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程（平成２７年３月３０日訓令甲第１７号）

２　改正の理由

会計年度任用職員の介護休暇及び介護時間の承認について、「引き続き在職した期間が１年以上」と限定した要件を撤廃するため

３　改正案文

別紙のとおり

３人人第２４３９号
令和４年３月１４日

東京都人事委員会　　殿

東京消防庁
消防総監　清水　洋文
（　公　印　省　略　）

東京消防庁会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部改正について（申請）

このことについて、下記のとおり改正する必要があるため、改正後の職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成７年東京都条例第 15 号）第 19 条に基づき、承認方申請します。

記

１　改正する規程
東京消防庁会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程（平成 27 年３月東京消防庁訓令第 16 号）

２　改正の理由
会計年度任用職員の介護休暇及び介護時間の承認について、「引き続き在職した期間が１年以上」と限定した要件を撤廃するため

３　改正案文
別添えのとおり

３教人職第２８２７号
令和４年３月１４日

東京都人事委員会　殿

東京都教育委員会
（公印省略）

東京都公立学校会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の
一部改正について（申請）

このことについて、下記のとおり改正する必要があるため、学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成７年東京都条例第 45 号）第 20 条の２の規定に基づき、承認方申請します。

記

１　改正する規則
東京都公立学校会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成 27 年東京都教育委員会規則第９号）

２　改正の理由
会計年度任用職員の介護休暇及び介護時間の承認について、「引き続き在職した期間が１年以上」と限定した要件を撤廃するため

３　改正案文
別添のとおり

３教人職第２８２６号
令和４年３月１４日

東京都人事委員会　殿

東京都教育委員会
（公印省略）

東京都公立学校会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の
一部を改正する規則の一部改正について（申請）

このことについて、下記のとおり改正する必要があるため、学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成７年東京都条例第 45 号）第 20 条の２の規定に基づき、承認方申請します。

記

１　改正する規則
東京都公立学校会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則（令和３年東京都教育委員会規則第３９号）

２　改正の理由
臨時的任用の職から会計年度任用の職に引き続き任用される場合の年次有給休暇の付与日数に関し、所要の改正を行う必要があるため

３　改正案文
別添のとおり

３総人制第 1368 号
令和４年３月 14 日

東京都人事委員会　　殿

東京都知事
小　池　百合子
（公印省略）

会計年度任用職員の任用等に関する規則の一部改正について（申請）

このことについて、組織改正等に伴い、職員の採用・昇任等に関する一般基準（昭和 61 年３月 26 日東京都人事委員会決定）に基づき、承認方申請します。

記

１　改正する規則
会計年度任用職員の任用等に関する規則（平成 27 年東京都規則第７号）

２　改正の理由
組織改正等に伴い、所要の改正を行う必要があるため

３　改正案文
別添のとおり

３教総総第 2737 号
令和４年３月 14 日

東京都人事委員会　　殿

東京都教育委員会
（公印省略）

東京都教育委員会会計年度任用職員の任用等に関する規則の一部改正について（申請）

このことについて、下記のとおり改正する必要があるため、職員の採用・昇任等に関する一般基準（昭和 61 年３月 26 日東京都人事委員会決定）に基づき、承認方申請します。

記

１　改正する規則
東京都教育委員会会計年度任用職員の任用等に関する規則（平成 27 年東京都教育委員会規則第４号）

２　改正の理由
介護欠勤及び育児欠勤の廃止に伴い、所要の改正を行う必要があるため

３　改正案文
別添のとおり

３教人職第２８２５号
令和４年３月１４日

東京都人事委員会　殿

東京都教育委員会
（公印省略）

東京都公立学校会計年度任用職員の任用等に関する規則の一部改正について（申請）

このことについて、下記のとおり改正する必要があるため、学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成７年東京都条例第 45 号）第 20 条の２の規定に基づき、承認方申請します。

記

１　改正する規則
東京都公立学校会計年度任用職員の任用等に関する規則（平成 27 年東京都教育委員会規則第５号）

２　改正の理由
介護欠勤及び育児欠勤の廃止に伴い、所要の改正を行う必要があるため

３　改正案文
別添のとおり

３議総第１１０４号
令和４年３月１４日

東京都人事委員会　　殿

東京都議会議長
三　宅　しげき
（公　印　省　略）

会計年度任用職員の任用等に関する規程の一部改正について（申請）

このことについて、下記のとおり規程の一部を改正する必要があるため、職員の採用・昇任等に関する一般基準（昭和６１年３月２６日東京都人事委員会決定）に基づき、承認方申請します。

記

１　改正する規程
会計年度任用職員の任用等に関する規程（平成２７年東京都議会議長訓令第４号）

２　改正の理由
介護欠勤及び育児欠勤の廃止に伴い、所要の改正を行う必要があるため

３　改正案文
別添のとおり

監．警．人１．企第１３６０号
令 和 ４ 年 ３ 月 １ ４ 日

東 京 都 人 事 委 員 会　　殿

警 視 総 監　　大 石　　吉 彦

会計年度任用職員の任用等に関する規程の一部改正について（申請）

みだしのことについては、下記のとおり規程の一部を改正する必要があるため、職員の採用・昇任等に関する一般基準（昭和６１年３月２６日東京都人事委員会決定）に基づき、承認方申請します。

記

１　改正する規程
警視庁会計年度任用職員の任用等に関する規程（平成２７年３月３０日訓令甲第１６号）

２　改正の理由
介護欠勤及び育児欠勤の廃止に伴い、所要の改正を行う必要があるため

３　改正案文
別添のとおり

３人人第２４３８号
令和４年３月１４日

東京都人事委員会　　殿

東京消防庁
消防総監　清水　洋文
（　公　印　省　略　）

東京消防庁会計年度任用職員の任用等に関する規程の一部改正ついて（申請）

このことについて、下記のとおり改正する必要があるため、職員の採用・昇任等に関する一般基準（昭和61年３月26日年東京都人事委員会決定）に基づき、承認方申請します。

記

１　改正する規程
東京消防庁会計年度任用職員の任用等に関する規程（平成27年３月東京消防庁訓令第15号）

２　改正の理由
介護欠勤及び育児欠勤の廃止に伴い、所要の改正を行う必要があるため

３　改正案文
別添えのとおり

３交職第２２９６号
令和４年３月１４日

東京都人事委員会　　殿

東京都交通局長
内　藤　　淳
（公印省略）

会計年度任用職員に関する規程の一部改正について（申請）

このことについて、下記のとおり規程の一部を改正する必要があるため、職員の採用・昇任等に関する一般基準（昭和61年３月26日東京都人事委員会決定）に基づき、承認方申請します。

記

１　改正する規程
東京都交通局会計年度任用職員の任用等に関する規程（平成27年交通局規程第３号）

２　改正の理由
介護欠勤及び育児欠勤の廃止に伴い、所要の改正を行う必要があるため

３　改正案文
別添のとおり

３ 水 職 人 第 1239 号
令 和 ４ 年 ３ 月 １ ４ 日

東 京 都 人 事 委 員 会　　殿

東京都水道局長
浜　　佳 葉 子
（ 公 印 省 略 ）

東京都水道局会計年度任用職員の任用等に関する規程の一部改正について（申請）

このことについて、下記のとおり改正する必要があるため、職員の採用・昇任等に関する一般基準（昭和 61 年３月 26 日東京都人事委員会決定）に基づき、承認方申請します。

記

１　改正する規則
東京都水道局会計年度任用職員の任用等に関する規程（平成 27 年東京都水道局管理規程第３号）

２　改正の理由
介護欠勤及び育児欠勤の廃止に伴い、所要の改正を行う必要があるため

３　改正案文
別添のとおり

３下職人第１３３１号
令和４年３月１４日

東京都人事委員会　　殿

東京都公営企業管理者
下水道局長　神山　守
（公印省略）

東京都下水道局会計年度任用職員の任用等に関する規程の一部改正について（申請）

このことについて、下記のとおり改正する必要があるため、職員の採用・昇任等に関する一般基準（昭和61年３月26日東京都人事委員会決定）に基づき、承認方申請します。

記

１　改正する規程
東京都下水道局会計年度任用職員の任用等に関する規程
（平成27年東京都下水道局管理規程第３号）

２　改正の理由
介護欠勤及び育児欠勤の廃止に伴い、所要の改正を行う必要があるため

３　改正案文
別添のとおり

３教人勤第２８２号
令和４年３月14日

東京都人事委員会　殿

東京都教育委員会
（公印省略）

都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則の一部改正について（申請）

このことについて、下記のとおり規則を改正する必要があるため、都立学校等に勤務する講師の報酬等に関する条例（昭和 49 年東京都条例第 30 号）第 10 条において準用する第５条及び第 14 条の規定に基づき、承認方申請します。

記

１　改正する規則
　都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則（平成 19 年東京都教育委員会規則第 60 号）

２　改正の理由
　介護休暇及び介護時間の承認に係る１年以上の在職要件撤廃等に伴い、所要の改正を行う必要があるため

３　改正案文
　別添のとおり

３総人制第1421号

令和４年３月14日

東京都人事委員会　殿

東京都知事
小池　百合子
（公印省略）

赴任に係る旅費の増額調整について（協議）

標記の件について、下記のとおり取り扱いたいので、職員の旅費に関する条例（昭和26年東京都条例第76号）第42条第２項の規定に基づき協議します。

記

１　協議内容

職員の旅費に関する条例（以下「条例」という。）第６条第10項に基づき支給する移転料（内国旅行に限る。以下同じ。）に適用する条例別表第１の額は、当分の間、当該額の３倍の額とする。

また、「島しょへの赴任に係る旅費の増額調整について（協議）」（平成11年３月12日付10総勤労第303号。以下「平成11年３月協議」という。）で行った協議については、廃止する。

２　協議理由

赴任の際の移転料は、条例第27条の規定により、旧在勤地から新在勤地までの路程に応じた条例別表第１の額の範囲内の実費額を支給することとしている（ただし、島しょへの赴任は、平成11年３月協議により、条例別表第１の額の1.5倍の額を限度として実費額を支給している。）。

しかしながら、近年、人手不足等を背景に引越代が高騰し、住居の移転に係る所要経費も多額にのぼる。このため、条例第27条に規定する移転料を上回る経費がかかることもあるが、この場合、移転に際して通常必要とされる費用の支出に充てられると認められる範囲内であれば、実費弁償の観点から一定の制限を設けた上で実費額を支給する必要がある。

３　適用年月日

（１）　赴任する職員については、令和４年４月１日付け発令に伴う赴任から適用し、退職する職員については、令和４年３月31日以後の退職に伴う帰住から適用する。

（２）　（１）の適用以前の赴任又は帰住については、平成11年３月協議も含め、なお従前の例による。

３教人勤第３０８号

令和４年３月１４日

東京都人事委員会　殿

東京都教育委員会
（公印省略）

赴任に係る旅費の増額調整について（協議）

標記の件について、下記のとおり取り扱いたいので、職員の旅費に関する条例（昭和26年東京都条例第76号）第42条第２項の規定に基づき協議します。

記

１　協議内容

職員の旅費に関する条例（以下「条例」という。）第６条第10項に基づき支給する移転料（内国旅行に限る。以下同じ。）に適用する条例別表第１の額は、当分の間、当該額の３倍の額とする。

また、「島しょへの赴任に係る旅費の増額調整について（協議）」（平成11年３月12日付10教人勤第245号。以下「平成11年３月協議」という。）で行った協議については、廃止する。

２　協議理由

赴任の際の移転料は、条例第27条の規定により、旧在勤地から新在勤地までの路程に応じた条例別表第１の額の範囲内の実費額を支給することとしている（ただし、島しょへの赴任は、平成11年３月協議により、条例別表第１の額の1.5倍の額を限度として実費額を支給している。）。

しかしながら、近年、人手不足等を背景に引越代が高騰し、住居の移転に係る所要経費も多額にのぼる。このため、条例第27条に規定する移転料を上回る経費がかかることもあるが、この場合、移転に際して通常必要とされる費用の支出に充てられると認められる範囲内であれば、実費弁償の観点から一定の制限を設けた上で実費額を支給する必要がある。

３　適用年月日

（１）　赴任する職員については、令和４年４月１日付け発令に伴う赴任から適用し、退職する職員については、令和４年３月31日以後の退職に伴う帰住から適用する。

（２）　（１）の適用以前の赴任又は帰住については、平成11年３月協議も含め、なお従前の例による。

３議総第１１２５号

令和４年３月１４日

東京都人事委員会　殿

東京都議会議長
三宅　しげき
（公印省略）

赴任に係る旅費の増額調整について（協議）

標記の件について、下記のとおり取り扱いたいので、職員の旅費に関する条例（昭和26年東京都条例第76号）第42条第２項の規定に基づき協議します。

記

１　協議内容

職員の旅費に関する条例（以下「条例」という。）第６条第10項に基づき支給する移転料（内国旅行に限る。以下同じ。）に適用する条例別表第１の額は、当分の間、当該額の３倍の額とする。

また、「島しょへの赴任に係る旅費の増額調整について（協議）」（平成29年６月21日付29議総第298号。以下「平成29年６月協議」という。）で行った協議については、廃止する。

２　協議理由

赴任の際の移転料は、条例第27条の規定により、旧在勤地から新在勤地までの路程に応じた条例別表第１の額の範囲内の実費額を支給することとしている（ただし、島しょへの赴任は、平成29年６月協議により、条例別表第１の額の1.5倍の額を限度として実費額を支給している。）。

しかしながら、近年、人手不足等を背景に引越代が高騰し、住居の移転に係る所要経費も多額にのぼる。このため、条例第27条に規定する移転料を上回る経費がかかることもあるが、この場合、移転に際して通常必要とされる費用の支出に充てられると認められる範囲内であれば、実費弁償の観点から一定の制限を設けた上で実費額を支給する必要がある。

３　適用年月日

（１）　赴任する職員については、令和４年４月１日付け発令に伴う赴任から適用し、退職する職員については、令和４年３月31日以後の退職に伴う帰住から適用する。

（２）　（１）の適用以前の赴任又は帰住については、平成29年６月協議も含め、なお従前の例による。

３監総第１０４２号

令和４年３月１４日

東京都人事委員会　殿

東京都代表監査委員
茂 垣　之 雄
（ 公 印 省 略 ）

赴任に係る旅費の増額調整について（協議）

標記の件について、下記のとおり取り扱いたいので、職員の旅費に関する条例（昭和26年東京都条例第76号）第42条第２項の規定に基づき協議します。

記

１　協議内容

職員の旅費に関する条例（以下「条例」という。）第６条第10項に基づき支給する移転料（内国旅行に限る。以下同じ。）に適用する条例別表第１の額は、当分の間、当該額の３倍の額とする。

また、「島しょへの赴任に係る旅費の増額調整について（協議）」（平成29年６月19日付29監総第316号。以下「平成29年６月協議」という。）で行った協議については、廃止する。

２　協議理由

赴任の際の移転料は、条例第27条の規定により、旧在勤地から新在勤地までの路程に応じた条例別表第１の額の範囲内の実費額を支給することとしている（ただし、島しょへの赴任は、平成29年６月協議により、条例別表第１の額の1.5倍の額を限度として実費額を支給している。）。

しかしながら、近年、人手不足等を背景に引越代が高騰し、住居の移転に係る所要経費も多額にのぼる。このため、条例第27条に規定する移転料を上回る経費がかかることもあるが、この場合、移転に際して通常必要とされる費用の支出に充てられると認められる範囲内であれば、実費弁償の観点から一定の制限を設けた上で実費額を支給する必要がある。

３　適用年月日

（１）　赴任する職員については、令和４年４月１日付け発令に伴う赴任から適用し、退職する職員については、令和４年３月31日以後の退職に伴う帰住から適用する。

（２）　（１）の適用以前の赴任又は帰住については、平成29年６月協議も含め、なお従前の例による。

３選総第１４０５号

令和４年３月１４日

東京都人事委員会　殿

東京都選挙管理委員会
委員長　澤野　正明
（ 公 印 省 略 ）

赴任に係る旅費の増額調整について（協議）

標記の件について、下記のとおり取り扱いたいので、職員の旅費に関する条例（昭和26年東京都条例第76号）第42条第２項の規定に基づき協議します。

記

１　協議内容

職員の旅費に関する条例（以下「条例」という。）第６条第10項に基づき支給する移転料（内国旅行に限る。以下同じ。）に適用する条例別表第１の額は、当分の間、当該額の３倍の額とする。

また、「島しょへの赴任に係る旅費の増額調整について（協議）」（平成29年６月20日付29選総第392号。以下「平成29年６月協議」という。）で行った協議については、廃止する。

２　協議理由

赴任の際の移転料は、条例第27条の規定により、旧在勤地から新在勤地までの路程に応じた条例別表第１の額の範囲内の実費額を支給することとしている（ただし、島しょへの赴任は、平成29年６月協議により、条例別表第１の額の1.5倍の額を限度として実費額を支給している。）。

しかしながら、近年、人手不足等を背景に引越代が高騰し、住居の移転に係る所要経費も多額にのぼる。このため、条例第27条に規定する移転料を上回る経費がかかることもあるが、この場合、移転に際して通常必要とされる費用の支出に充てられると認められる範囲内であれば、実費弁償の観点から一定の制限を設けた上で実費額を支給する必要がある。

３　適用年月日

（１）　赴任する職員については、令和４年４月１日付け発令に伴う赴任から適用し、退職する職員については、令和４年３月31日以後の退職に伴う帰住から適用する。

（２）　（１）の適用以前の赴任又は帰住については、平成29年６月協議も含め、なお従前の例による。

３人委総第１０００号

令和４年３月１４日

東京都人事委員会　殿

東京都人事委員会
委員長　青　山　　佾
（ 公 印 省 略 ）

赴任に係る旅費の増額調整について（協議）

標記の件について、下記のとおり取り扱いたいので、職員の旅費に関する条例（昭和26年東京都条例第76号）第42条第２項の規定に基づき協議します。

記

１　協議内容

職員の旅費に関する条例（以下「条例」という。）第６条第10項に基づき支給する移転料（内国旅行に限る。以下同じ。）に適用する条例別表第１の額は、当分の間、当該額の３倍の額とする。

また、「島しょへの赴任に係る旅費の増額調整について（協議）」（平成29年６月21日付29人委総第224号。以下「平成29年６月協議」という。）で行った協議については、廃止する。

２　協議理由

赴任の際の移転料は、条例第27条の規定により、旧在勤地から新在勤地までの路程に応じた条例別表第１の額の範囲内の実費額を支給することとしている（ただし、島しょへの赴任は、平成29年６月協議により、条例別表第１の額の1.5倍の額を限度として実費額を支給している。）。

しかしながら、近年、人手不足等を背景に引越代が高騰し、住居の移転に係る所要経費も多額にのぼる。このため、条例第27条に規定する移転料を上回る経費がかかることもあるが、この場合、移転に際して通常必要とされる費用の支出に充てられると認められる範囲内であれば、実費弁償の観点から一定の制限を設けた上で実費額を支給する必要がある。

３　適用年月日

（１）　赴任する職員については、令和４年４月１日付け発令に伴う赴任から適用し、退職する職員については、令和４年３月31日以後の退職に伴う帰住から適用する。

（２）　（１）の適用以前の赴任又は帰住については、平成29年６月協議も含め、なお従前の例による。

３東京漁調第１２２号
令和４年３月１４日

東京都人事委員会　殿

東京海区漁業調整委員会
会長　有　元　貴　文
（ 公 印 省 略 ）

赴任に係る旅費の増額調整について（協議）

標記の件について、下記のとおり取り扱いたいので、職員の旅費に関する条例（昭和26年東京都条例第76号）第42条第２項の規定に基づき協議します。

記

１　協議内容

職員の旅費に関する条例（以下「条例」という。）第６条第10項に基づき支給する移転料（内国旅行に限る。以下同じ。）に適用する条例別表第１の額は、当分の間、当該額の３倍の額とする。

また、「島しょへの赴任に係る旅費の増額調整について（協議）」（平成29年５月12日付29東京漁調第15号。以下「平成29年５月協議」という。）で行った協議については、廃止する。

２　協議理由

赴任の際の移転料は、条例第27条の規定により、旧在勤地から新在勤地までの路程に応じた条例別表第１の額の範囲内の実費額を支給することとしている（ただし、島しょへの赴任は、平成29年５月協議により、条例別表第１の額の1.5倍の額を限度として実費額を支給している。）。

しかしながら、近年、人手不足等を背景に引越代が高騰し、住居の移転に係る所要経費も多額にのぼる。このため、条例第27条に規定する移転料を上回る経費がかかることもあるが、この場合、移転に際して通常必要とされる費用の支出に充てられると認められる範囲内であれば、実費弁償の観点から一定の制限を設けた上で実費額を支給する必要がある。

３　適用年月日

（１）　赴任する職員については、令和４年４月１日付け発令に伴う赴任から適用し、退職する職員については、令和４年３月31日以後の退職に伴う帰住から適用する。

（２）　（１）の適用以前の赴任又は帰住については、平成29年５月協議も含め、なお従前の例による。

監．総．会．決２第963号
令 和 ４ 年 ３ 月 １ ４ 日

東京都人事委員会　殿

警視総監　大　石　吉　彦
（ 公 印 省 略 ）

赴任に係る旅費の増額調整について（協議）

標記の件について、下記のとおり取り扱いたいので、職員の旅費に関する条例（昭和２６年東京都条例第７６号）第４２条第２項の規定に基づき協議します。

記

１　協議内容

職員の旅費に関する条例（以下「条例」という。）第６条第１０項に基づき支給する移転料（内国旅行に限る。以下同じ。）に適用する条例別表第１の額は、当分の間、当該額の３倍の額とする。

また、「島しょへの赴任に係る旅費の増額調整について（協議）」（平成１１年３月１２日付監.総.会.決第３８２号。以下「平成１１年３月協議」という。）で行った協議については、廃止する。

２　協議理由

赴任の際の移転料は、条例第２７条の規定により、旧在勤地から新在勤地までの路程に応じた条例別表第１の額の範囲内の実費額を支給することとしている（ただし、島しょへの赴任は、平成１１年３月協議により、条例別表第１の額の１.５倍の額を限度として実費額を支給している。）。

しかしながら、近年、人手不足等を背景に引越代が高騰し、住居の移転に係る所要経費も多額にのぼる。このため、条例第２７条に規定する移転料を上回る経費がかかることもあるが、この場合、移転に際して通常必要とされる費用の支出に充てられると認められる範囲内であれば、実費弁償の観点から一定の制限を設けた上で実費額を支給する必要がある。

３　適用年月日

（１）　赴任する職員については、令和４年４月１日付け発令に伴う赴任から適用し、退職する職員については、令和４年３月３１日以後の退職に伴う帰住から適用する。

（２）　（１）の適用以前の赴任又は帰住については、平成１１年３月協議も含め、なお従前の例による。

３人職第１２１０号
令和４年３月１４日

東京都人事委員会　殿

東京消防庁
消防総監　清水　洋文
（　公　印　省　略　）

赴任に係る旅費の増額調整について（協議）

標記の件について、下記のとおり取り扱いたいので、職員の旅費に関する条例（昭和２６年東京都条例第７６号）第４２条第２項の規定に基づき協議します。

記

１　協議内容

職員の旅費に関する条例（以下「条例」という。）第６条第１０項に基づき支給する移転料（内国旅行に限る。以下同じ。）に適用する条例別表第１の額は、当分の間、当該額の３倍の額とする。

また、「島しょへの赴任に係る旅費の増額調整について（協議）」（平成２９年６月２０日付２９人職第３４９号。以下「平成２９年６月協議」という。）で行った協議については、廃止する。

２　協議理由

赴任の際の移転料は、条例第２７条の規定により、旧在勤地から新在勤地までの路程に応じた条例別表第１の額の範囲内の実費額を支給することとしている（ただし、島しょへの赴任は、平成２９年６月協議により、条例別表第１の額の１．５倍の額を限度として実費額を支給している。）。

しかしながら、近年、人手不足等を背景に引越代が高騰し、住居の移転に係る所要経費も多額にのぼる。このため、条例第２７条に規定する移転料を上回る経費がかかることもあるが、この場合、移転に際して通常必要とされる費用の支出に充てられると認められる範囲内であれば、実費弁償の観点から一定の制限を設けた上で実費額を支給する必要がある。

３　適用年月日

⑴　赴任する職員については、令和４年４月１日付け発令に伴う赴任から適用し、退職する職員については、令和４年３月３１日以後の退職に伴う帰住から適用する。

⑵　⑴の適用以前の赴任又は帰住については、平成２９年６月協議も含め、なお従前の例による。

３総人制第１４２４号
令和４年３月１４日

東京都人事委員会　殿

東京都知事
小池　百合子
（公印省略）

人事委員会承認事項の規定整備について（申請）

今回の給与制度の改正等に伴い、下記のとおり人事委員会承認事項を改正したいので、初任給、昇格及び昇給等に関する規則（昭和48年東京都人事委員会規則第３号）第28条第２項、職員の給与に関する条例施行規則（昭和37年東京都規則第172号）第12条第１項第４号及び職員の勤勉手当に関する規則（昭和54年東京都規則第28号）第３条の４第１項の規定に基づき申請いたします。

記

１　改正する事項

(1)　昇給に関する基準について（平成18年３月17日付17人委任第155号承認）【別紙１】

(2)　勤務１時間当たりの給料等の額の算出基礎となる特殊勤務手当について（平成６年９月21日付６人委任第102号承認）【別紙２】

(3)　成績率の運用に関する要綱の制定について（平成15年３月25日付14人委任第216号承認）【別紙３】

２　適用年月日等

(1)　１(1)及び(2)については、令和４年４月１日

(2)　１(3)については、令和４年６月に支給する勤勉手当から適用する。

３教人勤第２９８号
令和４年３月１４日

東京都人事委員会　殿

東京都教育委員会
（公印省略）

「昇給に関する基準」の一部改正について（申請・協議）

このことについて、下記のとおり改正したいので、初任給、昇格及び昇給等に関する規則（昭和 48 年東京都人事委員会規則第３号）第 28 条第２項の規定に基づき承認方申請し、学校職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則（昭和 34 年東京都教育委員会規則第３号）第 14 条第２項の規定に基づき協議します。

記

１　改正内容
　別紙のとおり

２　適用年月日
　令和４年４月１日

３ 議 総 １ １ ３ ６ 号
令 和 ４ 年 ３ 月 １ ４ 日

東京都人事委員会　殿

東京都議会議長
三宅　しげき
（ 公 印 省 略 ）

人事委員会承認事項の規定整備について（申請）

下記の事項の改正について、令和４年３月 14 日付３総人制第 1424 号による知事の例により実施したく申請いたします。

記

１　昇給に関する基準について（平成 18 年３月 17 日付 17 人委任第 155 号承認）

３監総第１０６７号
令和４年３月１４日

東京都人事委員会　殿

東京都代表監査委員　　茂　垣　之　雄
（　公　印　省　略　）

人事委員会承認事項の規定整備について（申請）

下記の事項の改正について、令和４年３月 14 日付３総人制第 1424 号による知事の例により実施したく申請いたします。

記

１　昇給に関する基準について（平成 18 年３月 17 日付 17 人委任第 155 号承認）

３ 選 総 第 １４１７ 号
令 和 ４ 年 ３ 月 １４ 日

東京都人事委員会　殿

東京都選挙管理委員会
委員長　澤野　正明
（ 公 印 省 略 ）

人事委員会承認事項の規定整備について（申請）

下記の事項の改正について、令和４年３月 14 日付３総人制第 1424 号による知事の例により実施したく申請いたします。

記

１　昇給に関する基準について（平成 18 年３月 17 日付 17 人委任第 155 号承認）

３人委総第 1036 号
令和４年３月 14 日

東京都人事委員会　殿

東 京 都 人 事 委 員 会
委員長　青山　佾
（公印省略）

人事委員会承認事項の規定整備について（申請）

下記の事項の改正について、令和４年３月 14 日付３総人制第 1424 号による知事の例により実施したく申請いたします。

記

１　昇給に関する基準について（平成 18 年３月 17 日付 17 人委任第 155 号承認）

３東京漁調第１２３号
令和４年３月１４日

東京都人事委員会　殿

東京海区漁業調整委員会
会長　　有元　貴文
（　公　印　省　略　）

人事委員会承認事項の規定整備について（申請）

下記の事項の改正について、令和４年３月 14 日付３総人制第 1424 号による知事の例により実施したく申請いたします。

記

１　昇給に関する基準について（平成 18 年３月 17 日付 17 人委任第 155 号承認）

監．警．給．審第1303号
令和４年３月１４日

東京都人事委員会　殿

警視総監
大　石　吉　彦
（公印省略）

人事委員会承認事項の規定整備について（申請）

下記のとおり承認事項を改正したいので、初任給、昇格及び昇給等に関する規則（昭和48年東京都人事委員会規則第３号）第28条第２項の規定に基づき申請いたします。

記

１　改正する事項
昇給に関する基準（平成18年３月17日付17人委任第155号承認）【別紙】

２　適用年月日
令和４年４月１日から適用する。

３ 人 職 第 １ ２ ８ ５ 号
令 和 ４ 年 ３ 月 １ ４ 日

東 京 都 人 事 委 員 会　殿

東京消防庁
消 防 総 監　　清水　洋文
（　公　印　省　略　）

人事委員会承認事項の規定整備について（申請）

所要の整備のため、下記のとおり承認事項を改正したいので、「初任給、昇格及び昇給等に関する規則」（昭和４８年東京都人事委員会規則第３号）第２８条第２項及び第３５条の規定に基づき申請いたします。

記

１　改正する人事委員会承認事項
　昇給に関する基準（平成１８年３月１７日付１７人委任第１５５号承認）　（別紙）
２　適用年月日
　令和４年４月１日から適用する。

別添１

規 則 等 改 正 案 文 一 覧

～ 目 次 ～

Ⅰ　人事委員会規則等の一部改正

１　職員の人事記録に関する規則の一部を改正する規則（２頁）

２　職員の旅費に関する条例第二条第二項等による旅費規則の一部を改正する規則（３頁）

３　初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則（４頁）

４　「初任給、昇格及び昇給等に関する規則の運用について」の一部改正について（７頁）

５　「初任給調整手当に関する規則の運用について」の一部改正について（８頁）

職員の人事記録に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年　月　日

東京都人事委員会

◉東京都人事委員会規則第　号

職員の人事記録に関する規則の一部を改正する規則

職員の人事記録に関する規則（昭和三十六年東京都人事委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第八条第二項中「第六条第一項第二号及び」を「第六条第一項第二号、」に、「の規定に基づき」を「又は職員の配偶者同行休業に関する条例（平成二十六年東京都条例第百四十八号）第九条の規定により」に改める。

附　則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

職員の旅費に関する条例第二条第二項等による旅費規則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年　　月　　日

東京都人事委員会

◉東京都人事委員会規則第　号

職員の旅費に関する条例第二条第二項等による旅費規則の一部を改正する規則

職員の旅費に関する条例第二条第二項等による旅費規則（昭和二十六年東京都人事委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第三条の二第三項中「第六条第一項第二号及び」を「第六条第一項第二号、」に、「の規定に基づき」を「又は職員の配偶者同行休業に関する条例（平成二十六年東京都条例第百四十八号）第九条の規定により」に改める。

第九条中「マケドニア旧ユーゴスラビア共和国」を「北マケドニア共和国」に改める。

附　則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。ただし、第九条の改正規定は、公布の日から施行する。

初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年三月三十一日

東京都人事委員会

◉東京都人事委員会規則第　号

初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格及び昇給等に関する規則（昭和四十八年東京都人事委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第一条及び第三条中「第五条第四項」を「第五条第三項」に改める。

別表第八イの部中「オリンピック・パラリンピック準備局局務担当部長」を「政策企画局局務担当部長」に改め、同部一の項中「局に所属する総務部長」を「局に所属する総務部長子供政策連携室子供政策連携推進部長」に、

「東京都都民安全推進本部	総合推進部長
東京都住宅政策本部	住宅企画部長

を

	都営住宅経営部長

「

東京都住宅政策本部	住宅企画部長 都営住宅経営部長

」に

改め、同部二の項及び同部三の項中

「

東京都都民安全推進本部
東京都住宅政策本部

」を

「

東京都住宅政策本部

」に改め、同表ロの部二の項中

「警察学校の部長（職務区分一に規定するものを除く。）
オリンピック・パラリンピック総合対策官」を

「警察学校の部長（職務区分一に規定するものを除く。）」に、「、消防学校長及び消防技術安全所長」を「及び消防学校長」に改める。

附　則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

３人委任第198号
令和４年３月31日

各任命権者　殿

東京都人事委員会
委員長　青山　佾

「初任給、昇格及び昇給等に関する規則の運用について」の一部改正について

「初任給、昇格及び昇給等に関する規則の運用について（昭和50年12月25日付50人委第1200号）」の一部を下記のように改正しましたので、令和４年４月１日以降これにより実施してください。

記

第10条関係第２項中「２級12号給」を「２級13号給」に、「２級20号給」を「２級21号給」に改める。

昇格時職務区分別号給表関係（第20条関係）第５項中「東京都都民安全推進本部」を「東京都住宅政策本部」に改め、第10項中「大崎警察署長」の次に「、世田谷警察署長」を加える。

３人委任第 198 号
令和４年３月 31 日

各　任　命　権　者　殿

東京都人事委員会
委員長　青山　佾

「初任給調整手当に関する規則の運用について」の一部改正について

「初任給調整手当に関する規則の運用について（昭和 42 年３月 30 日付 42 人委発第 113 号 ）」の一部を下記のように改正しましたので、令和４年４月１日以降これにより実施してください。

記

別表規則第２条第１項第４号の職の項中「消防技術安全所」を「東京消防庁安全推進部」に改める。

別添２

規 則 等 改 正 案 文 一 覧

～ 目 次 ～

Ⅱ　東京都規則等の一部改正

１　給料の特別調整額に関する規程の一部改正（知事）（３頁）

２　給料の特別調整額に関する規程の一部を改正する規程（警視）（６頁）

３　東京消防庁職員の給料の特別調整額に関する規程の一部改正（７頁）

４　宿日直手当支給規程の一部を改正する規程（警視）（９頁）

５　学校職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則（10頁）

６　職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則（12頁）

７　東京都職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則（13頁）

８　学校職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則（15頁）

９　東京都教育委員会職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則（19頁）

10　警視庁職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則（21頁）

11　学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（23頁）

12　会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則（32頁）

13　東京都教育委員会会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則（33頁）

14　都立学校等に勤務する時間講師に関する規則の一部を改正する規則（35頁）

15　東京都議会議会局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部改正（37頁）

16　警視庁会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部改正（38頁）

17　東京消防庁会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部改正（39頁）

18　東京都公立学校会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則及び東京都公立学校会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則（41頁）

19　会計年度任用職員の任用等に関する規則の一部を改正する規則（45頁）

20　東京都教育委員会会計年度任用職員の任用等に関する規則の一部を改正する規則（46頁）

21　東京都公立学校会計年度任用職員の任用等に関する規則の一部を改正する規則（48頁）

22　会計年度任用職員の任用等に関する規程の一部改正（議会）（50頁）

23　警視庁会計年度任用職員の任用等に関する規程の一部改正（51頁）

24　東京消防庁会計年度任用職員の任用等に関する規程の一部改正（52頁）

25　東京都交通局会計年度任用職員の任用等に関する規程の一部改正（53頁）

26　東京都水道局会計年度任用職員の任用等に関する規程の一部改正（54頁）

27　東京都下水道局会計年度任用職員の任用等に関する規程の一部改正（55頁）

28　都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則の一部を改正する規則（56頁）

◉東京都訓令第　　号

庁中一般
支庁
事業所
収用委員会事務局
労働委員会事務局

給料の特別調整額に関する規程（昭和三十二年東京都訓令甲第十号）の一部を次のように改正する。

令和四年　　月　　日

東京都知事　小池百合子

別表第一本庁の項中

「総務課長
総務局人事部人事課長」

「総務課長
子供政策連携室子供政策連携推　　に改め、
進部企画課長

総務局人事部人事課長　　」

「（総務課長」の下に「及び子供政策連携室子供政策連携推進部企画課長」を加え、同表本庁行政機関及び地方行政機関の項中「都民安全推進本部、住宅政策本部（住宅企画部」を「住宅政策本部（住宅企画部、民間住宅部」に、「都民安全推進本部、住宅政策本部、」を「住宅政策本部、」に、

「都民安全推進本部の課長（総務課長を除く。）　　」を「住宅政策本部（住宅企画部、民間住宅部及び都営住宅経営部に限る。）の課長（総務課長を除く。）」に、

「住宅政策本部（住宅企画部及び都営住宅経営部に限る。）の課長（総務課長を除く。）」

「都民安全推進本部の担当課長　　」を「住宅政策本部（住宅企画部、民間住宅部及び都営住宅経営部に限る。）の担当課長」に改める。

附　則

この訓令は、令和四年四月一日から施行する。

存　　続　　期　　間

訓令甲第　　号

給料の特別調整額に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和４年　月　　日

警視総監　大　石　吉　彦

給料の特別調整額に関する規程の一部を改正する規程

給料の特別調整額に関する規程（昭和３５年４月１５日訓令甲第１４号）の一部を次のように改正する。

別表第１中

「

理事官職（初任給等規則別表第８イの項に規定する職務区分３の職並びに公安職給料表の適用を受けるもののうち聴聞官、方面本部副本部長（第一方面本部副本部長を除く。）、犯罪抑止対策官及び警察署長（区分２の職及び島部警察署長を除く。））

」を

「

理事官職（初任給等規則別表第８イの項に規定する職務区分３の職並びに公安職給料表の適用を受けるもののうち聴聞官、暴力団排除対策官、方面本部副本部長（第一方面本部副本部長を除く。）、犯罪抑止対策官及び警察署長（区分２の職及び島部警察署長を除く。））

」に改める。

附　則

この訓令は、令和４年４月１日から施行する。

東京消防庁職員の給料の特別調整額に関する規程（昭和３２年４月東京消防庁訓令甲第３号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付し、又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付し、又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

別表第１（第２条関係）

組織の区分	職	特別調整額の区分
各部	［略］	［略］
消防学校	初任給等規則別表第８ロの項に規定する職務区分二の職	区分二
	消防監の職	区分三
	課長	区分七（人事委員会の承認を得て消防総監が別に定めるものについては区分六（消防吏員を除く。））
消防方面本部	初任給等規則別表第８ロの項に規定する職務区分二の職	区分二
	消防監の職	区分三
	副本部長	区分五
	消防司令長の職（副本部長を除く。）	区分七
［略］		

改正前

別表第１（第２条関係）

組織の区分	職	特別調整額の区分
各部及び対策本部	［同左］	［同左］
消防学校	初任給等規則別表第８ロの項に規定する職務区分二の職	区分二
	消防監の職	区分三
	課長	区分七（人事委員会の承認を得て消防総監が別に定めるものについては区分六（消防吏員を除く。））
消防技術安全所	初任給等規則別表第８ロの項に規定する職務区分二の職	区分二
	消防監の職	区分三
	初任給等規則別表第８イの項に規定する職務区分三の職	
	課長	区分七（人事委員会の承認を得て消防総監が別に定めるものについては区分六（消防吏員を除く。））
消防方面本部	初任給等規則別表第８ロの項に規	区分二

		定する職務区分二の職	
		消防監の職	区分三
		副本部長	区分五
		消防司令長の職（副本部長を除く。）	区分七
	［同左］		

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この訓令は、令和４年４月１日から施行する。

存　　続　　期　　間

訓令甲第　　号

宿日直手当支給規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和４年　　月　　日

警視総監　大　石　吉　彦

宿日直手当支給規程の一部を改正する規程

宿日直手当支給規程（昭和４３年３月２５日訓令甲第９号）の一部を次のように改正する。

第２条の表中「 、サイバーセキュリティ対策本部及びオリンピック・パラリンピック競技大会総合対策本部 」を「 及びサイバーセキュリティ対策本部」に改める。

附　則

この訓令は、令和４年４月１日から施行する。

学校職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年三月三十一日

東京都教育委員会

◉東京都教育委員会規則第　　号

学校職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

学校職員の給与に関する条例施行規則（昭和三十七年東京都教育委員会規則第二十八号）の一部を次のように改正する。

第七条の二第二項を削る。

第十二条第二項第一号中「十九」を「十八」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この規則は、令和四年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この規則の施行の日前に臨時的に任用された教育職員、実習助手、寄宿舎指導員、事務職員、技術職員（栄養士の業務に従事する者に限る。）及び学校栄養職員が病気休暇を承認され勤務しなかった場合におけるこの規則による改正前の学校職員の給与に関する条例施行規則第七条の二の規定による給与の減額については、なお従前の例による。

職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の給与に関する条例施行規則（昭和三十七年東京都規則第百七十二号）の一部を次のように改正する。

第十二条第二項第一号中「十九」を「十八」に改める。

附　則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

東京都職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

東京都職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則（平成九年東京都規則第五十一号）の一部を次のように改正する。

附則第五項中「令和四年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改める。

別表２の部⑸の項中「住宅政策本部都営住宅経営部技術管理課」を「住宅政策本部住宅企画部技術管理課」に改め、同表９の項中「当該業務」の下に「のうち、納税義務者等との折衝に係るもの（総務局長が定めるものに限る。）又は軽油引取税若しくは犯則事件の調査に係るもの（総務局長が定めるものに限る。）」を加え、「四百四十円（特に困難であると総務局長が定める業務に従事した場合にあっては、六百四十円）」を「六百四十円」に改め、同表12の部⑵の項中「支庁、西多摩福祉事務所又は児童相談所（児童相談センターを含む。）」を「支庁又は西多摩福祉事務所」に改め、「、児童福祉司」を削り、同項の次に次のように加える。

⑶	児童相談所に所属する児童福祉司若しくはこれに準ずる者又は児童心理司が、児童福祉法に規定する業務を行うため家庭を訪問したとき、若しくは面接（養護相談、非行相談又はこれらに準ずる相談に係るものに限る。）を行ったとき	日額　九百五十円

き、又は同法に規定する一時保護を行ったとき。

附　則

（施行期日）

1　この規則は、令和四年四月一日から施行する。ただし、別表9の項の改正規定及び附則第三項の規定は令和五年四月一日から、附則第五項の改正規定は公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この規則の施行の日前にこの規則による改正前の東京都職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則に規定する業務に従事したことにより支給することとなった特殊勤務手当で、同日以後に支給するものについては、なお従前の例による。

3　別表9の項の改正規定の施行の日前に同項の改正規定による改正前の東京都職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則に規定する業務に従事したことにより支給することとなった特殊勤務手当で、同日以後に支給するものについては、なお従前の例による。

学校職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年　月　日

東京都教育委員会

◉東京都教育委員会規則第　　号

学校職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

学校職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則（平成九年東京都教育委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「第七条」を「第八条」に改める。

附則第三項中「平成三十四年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改める。

別表第一5の項を次のように改める。

5	削除	

別表第一13の部(1)の項中「三千二百円」を「八千円」に、「六千四百円」を「一万六千円」に、「三千円」を「七千五百円」に改め、同部(2)の項中「

(2)	(1)に規定する職員が、学校が計画し、かつ、実施する修学旅行等において児童又は生徒を引率して行う指導業務で泊を伴うものに従事したと	日額　千七百円

を

き。		
⑵ ⑴に規定する職員が、学校が計画し、かつ、実施する修学旅行等において次に掲げる業務に従事したとき。		
ア 児童又は生徒を引率して行う指導業務で泊を伴うものに従事したとき（イに規定する場合を除く。）。	日額 四千七百円	
イ 東京都立大島海洋国際高等学校の航海実習において生徒を引率して行う指導業務で泊を伴うものに	日額 五千百円	に改める。

従事したとき。

」

附　則

（施行期日）

1　この規則は、令和四年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、附則第三項の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　施行日前にこの規則による改正前の学校職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則に規定する業務に従事したことにより支給することとなった特殊勤務手当で、施行日以後に支給するものについては、なお従前の例による。

東京都教育委員会職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和　年　月　日

東京都教育委員会

◉東京都教育委員会規則第　　号

東京都教育委員会職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

東京都教育委員会職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則（平成九年東京都教育委員会規則第十三号）の一部を次のように改正する。

第二条中「第四条、」を削る。

第三条中「次のとおり」を「交替制勤務者等業務手当」に改め、同条第一項第一号及び第二号を削る。

附則第二項中「平成三十四年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改める。

別表２の項を次のように改める。

２	削除		

附　則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。ただし、附則第二項の改正規定は、公布の日から施行する。

警視庁職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

警視庁職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則（平成九年東京都規則第五十二号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「令和四年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改める。

別表１の部⑴の項ア中「組織犯罪対策第一課、組織犯罪対策第二課、組織犯罪対策第三課、組織犯罪対策第四課、組織犯罪対策第五課」を「犯罪収益対策課、国際犯罪対策課、暴力団対策課、薬物銃器対策課」に改め、同項イ中「、組織犯罪対策総務課」を削り、同項エ中「組織犯罪対策第五課」を「薬物銃器対策課」に改め、同表13の項摘要の欄中イをウとし、アの次に次のように加える。

イ　⑴又は⑵の業務に日没時から日出時までの間に従事した場合は、それぞれ⑴又は⑵の手当額の欄に定める手当額に当該手当額の百分の五十に相当する額を加算

する。

附　則

（施行期日）

1　この規則は、令和四年四月一日から施行する。ただし、附則第二項の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前に、この規則による改正前の警視庁職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則に規定する業務に従事したことにより支給することとなった特殊勤務手当で、施行日以後に支給するものについては、なお従前の例による。

3　この規則による改正後の警視庁職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の規定は、二暦日にわたる勤務にあっては、施行日以後に始まる勤務から適用し、施行日前から始まる勤務については、なお従前の例による。

学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年三月三十一日

東京都教育委員会

◉東京都教育委員会規則第　号

学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成七年東京都教育委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第十二条の見出し中「職員」を「職員等」に改め、同条第二項第一号中「企業職員」の下に「（これらの職員のうち臨時的任用の職にあった者を除く。）」を加え、同条第三項中「年の」を「年度の」に改め、同条第四項中「その年」を「その年度」に改め、「付与日（以下」の下に「この項において」を加え、同条に次の一項を加える。

5　東京都の臨時的任用の職に在職する者が退職後引き続き職員（条例第十五条第五項に規定する臨時的に任用された教育職員、実習助手、寄宿舎指導員、事務職員、技術職員（栄養士の業務に従事する者に限る。）及び学校栄養職員（以下「臨時的任用職員」という。）を除く。）として採用された場合における当該職員の当該採用された年度の年次有給休暇の日数は、当該採用された日の前日に使用することができる日数のうちその年度に付与されたものに、当該採用された月に応じ、別表第一の二に定める日数を加えたものとする。

第十三条第一項中「以下」の下に「この条及び別表第二において」を加える。

第十四条を次のように改める。

（臨時的任用職員の年次有給休暇の日数）

第十四条　臨時的任用職員の年次有給休暇の日数は、一会計年度において引き続き任用される期間（以下「任用期間」という。）に応じ、別表第三のとおりとする。

２　前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合に該当する臨時的任用職員の年次有給休暇の日数は、当該各号に定める日数とする。

一　同一会計年度内において、東京都の臨時的任用の職に在職する者が任用期間満了後引き続き臨時的任用職員として新たに任用される場合（地方公務員法第二十二条の三第一項の規定による臨時的任用の更新をしたときを含む。）　当該任用以前の勤務と当該任用以後の勤務とが継続するものとみなした場合に当該任用の日以後に使用することができる日数から、当該年度内において使用した日数を差し引いた日数

二　東京都のいずれかの職（臨時的任用の職及び会計年度任用の職を除く。）にあった者若しくはその他教育委員会が定める者が引き続き臨時的任用職員として新たに任用される場合又は東京都の臨時的任用の職に在職する者が任用期間の中途におい

て退職後引き続き臨時的任用職員として新たに任用される場合　新たに臨時的任用職員に任用された日（以下この号において「任用日」という。）前一年の期間内に付与されていた年次有給休暇の日数に当該年次有給休暇の付与日（以下この号において「前付与日」という。）から任用日の前日までの月数を十二で除して得た数を乗じた日数（一日未満の端数があるときは、これを日単位に切り上げた日数）に、前付与日前一年の期間内に付与されていた年次有給休暇の日数のうち使用しなかった日数及び任用日の属する任用期間に応じ、別表第三に定める日数を加えた日数（前付与日前一年の期間内に付与されていた年次有給休暇の付与日が任用日前二年以前の日である場合は、当該日数から前付与日前一年の期間内に付与されていた年次有給休暇の日数のうち使用しなかった日数を差し引いたもの）から、前付与日から任用日の前日までに使用した日数を差し引いた日数

三　東京都の会計年度任用の職に在職する者が当該任用の期間満了後引き続き臨時的任用職員として新たに任用される場合　当該任用の日の前日に使用することができる日数のうちその年度に付与されたものに、任用期間に応じ、別表第三に定める日数を加えた日数

第十四条の次に次の一条を加える。

（臨時的任用職員の年次有給休暇の繰越し）

第十四条の二　東京都の臨時的任用の職にあった者が当該任用の期間の属する年度の翌年度において引き続き臨時的任用職員として新たに任用された場合において、当該任用の日の前日に使用することができる年次有給休暇の日数のうち同日の属する年度に付与されたものがあるときは、二十日を限度として翌年度に限りこれを繰り越すことができる。ただし、前年度における勤務実績（その年度に新たに臨時的任用職員となった日以後の期間において割り振られた勤務日の総数に対する勤務した日数の割合をいう。以下この条において同じ。）が八割に満たない者については、この限りでない。この場合において、二暦日にわたり継続する勤務時間を割り振られたときのその終期の属する日（他の勤務時間が割り振られた日を除く。）は、当該年度において割り振られた勤務日の総数及び勤務した日から除くものとする。

2　勤務実績を算定する場合において、次に掲げる期間は、勤務した日数とみなす。

一　超勤代休時間が承認された勤務日等（日を単位とする場合を除く。）、休日及び代休日

二　条例第十五条、第十六条（日を単位とする場合を除く。）、第十七条及び第十八条の規定による休暇により勤務しなかった期間

三　公務上の傷病又は通勤による傷病により勤務しなかった期間

四　職員の職務に専念する義務の特例に関する条例第二条の規定により職務に専念する義務を免除されて勤務しなかった期間

五　学校職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準に関する規則別表第一号から第四号までの事由に該当する場合で勤務できなかった期間

第二十九条の二を次のように改める。

（特別休暇等の特例）

第二十九条の二　東京都のいずれかの職を退職した者が引き続き職員（臨時的任用職員を除く。）に採用された場合において、当該採用された年における条例第十六条から第十八条の二までの規定の適用については、当該退職以前の勤務と当該採用以後の勤務とが継続するものとみなす。任期の更新をしたときも同様とする。ただし、東京都の常勤の職を退職した者が引き続き再任用職員又は任期付職員等に採用された場合における条例第十七条第一項の規定（長期勤続休暇に限る。）の適用については、この限りでない。

２　東京都のいずれかの職を退職した者が引き続き臨時的任用職員に任用された場合において、当該任用された年度における条例第十六条から第十八条の二までの規定の適

用については、当該退職以前の勤務と当該任用以後の勤務とが継続するものとみなす。

地方公務員法第二十二条の三第一項の規定による臨時的任用の更新をしたときも同様とする。

第二十九条の三の次に次の一条を加える。

（臨時的任用職員に関する読替え）

第二十九条の四　臨時的任用職員についての第二十三条の三第二項、第二十七条の三第二項及び第二十七条の四第二項の規定の適用については、これらの規定中「一の年」とあるのは「一の年度」とする。

第三十一条中「第十三条第四項第六号の規定」を「第十三条第四項第七号」に改め、同条中「条例」と」の下に「、第十四条の二第二項第四号中「職員の職務に専念する義務の特例に関し当該区市町村が定めた条例」と」を加える。

別表第三を次のように改める。

別表第三（第十四条関係）

任用期間	付与日数
十一月を超え一年以内の期間	二十日

附則

一月以内の期間	二日
一月を超え二月以内の期間	三日
二月を超え三月以内の期間	五日
三月を超え四月以内の期間	七日
四月を超え五月以内の期間	八日
五月を超え六月以内の期間	十日
六月を超え七月以内の期間	十二日
七月を超え八月以内の期間	十三日
八月を超え九月以内の期間	十五日
九月を超え十月以内の期間	十七日
十月を超え十一月以内の期間	十八日

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成二十七年東京都規則第四号）の一部を次のように改正する。

第二十七条中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とする。

第二十九条中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とする。

附　則

1　この規則は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2　この規則による改正後の会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則第二十七条に規定する職員による介護休暇に係る請求等及び同規則第二十九条に規定する職員による介護時間に係る請求等は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

東京都教育委員会会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年　月　日

東京都教育委員会

◉東京都教育委員会規則第　号

東京都教育委員会会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

東京都教育委員会会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成二十七年東京都教育委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第二十七条中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とする。

第二十九条中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とする。

附　則

1　この規則は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2　この規則による改正後の東京都教育委員会会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則第二十七条に規定する職員による介護休暇に係る請求等及び同規則第二十九条に規定する職員による介護時間に係る請求等は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

都立学校等に勤務する時間講師に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年　月　日

東京都教育委員会

◉**東京都教育委員会規則第〇号**

都立学校等に勤務する時間講師に関する規則の一部を改正する規則

都立学校等に勤務する時間講師に関する規則（昭和四十九年東京都教育委員会規則第二十四号）の一部を次のように改正する。

第十八条の三第三項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とする。

第十九条第三項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とする。

附　則

1　この規則は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2　この規則による改正後の都立学校等に勤務する時間講師に関する規則第十八条の三に規定する時間講師による介護休暇及び同規則第十九条に規定する時間講師による介護時間に係る申請等は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

◉東京都議会議長訓令第三号

東京都議会議会局

東京都議会議会局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程（平成二十七年東京都議会議長訓令第五号）の一部を次のように改正する。

令和四年三月三十一日

東京都議会議長　三宅　しげき

第二十六条中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とする。

第二十八条中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とする。

附則

1　この訓令は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2　この訓令による改正後の東京都議会議会局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程第二十六条に規定する職員による介護休暇に係る請求等及び同規程第二十八条に規定する職員による介護時間に係る請求等は、この訓令の施行の日前においても行うことができる。

存　　続　　期　　間

訓令甲第　　号

警視庁会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和４年３月３１日

警視総監　大　石　吉　彦

警視庁会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する規程

警視庁会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程（平成２７年３月３０日訓令甲第１７号）の一部を次のように改正する。

第２５条中第１号を削り、第２号を第１号とし、第３号を第２号とする。

第２７条中第１号を削り、第２号を第１号とし、第３号を第２号とする。

附　則

１　この訓令は、令和４年４月１日から施行する。ただし、次項の規定は令和４年３月３１日から施行する。

２　この訓令による改正後の警視庁会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程第２４条に規定する介護休暇及び第２６条に規定する介護時間に係る申請は、この訓令の施行の日前においても行うことができる。

別添え

東京消防庁訓令第　　号

庁　中　一　般
消　　防　　署

東京消防庁会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程（平成２７年３月東京消防庁訓令第１６号）の一部を次のように改正する。

令和４年３月　　日

東京消防庁
消防総監　清水　洋文

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重下線を付した規定（以下「対象規定」という。）で、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
（介護休暇を承認することができる職員） 第２６条　［略］ 　［削る］ 　⑴・⑵　［略］ （介護時間を承認することができる職員） 第２８条　［略］ 　［削る］ 　⑴・⑵　［略］	（介護休暇を承認することができる職員） 第２６条　［同左］ 　⑴　在職期間が１年以上である職員 　⑵・⑶　［同左］ （介護時間を承認することができる職員） 第２８条　［同左］ 　⑴　在職期間が１年以上である職員 　⑵・⑶　［同左］

附　則

１　この訓令は、令和４年４月１日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

２　この訓令による改正後の東京消防庁会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程（以下「改正後の規程」という。）第２６条に規定する職員による介護休暇及び改正後の規程第２８条に規定する職員による介護時間に係る申請等は、この訓令の施行の日前においても行うことができる。

東京都公立学校会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年　月　日

東京都教育委員会

◉東京都教育委員会規則第　号

東京都公立学校会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

東京都公立学校会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成二十七年東京都教育委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

第二十七条中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とする。

第二十九条中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とする。

附　則

1　この規則は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2　この規則による改正後の東京都公立学校会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則第二十七条に規定する職員による介護休暇に係る請求等及び同規則第二十九条に規定する職員による介護時間に係る請求等は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

東京都公立学校会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年　月　日

東京都教育委員会

◉東京都教育委員会規則第　号

東京都公立学校会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

東京都公立学校会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則（令和三年東京都教育委員会規則第三十九号）の一部を次のように改正する。

第十二条第三項の改正規定中「（会計年度任用の職」の下に「及び臨時的任用の職」を加え、同項の改正規定に次のように加える。

四　東京都の臨時的任用の職に在職する者が当該任用の期間満了後引き続き職員として新たに任用される場合　当該任用の日の前日に使用することができる日数のうち同日の属する年度に付与されたものに、所定の勤務日数、在職期間及び任用の日の属する在職する期間に応じ、別表第三に定める日数を加えた日数

第十四条第一項の改正規定中「第十二条第三項第二号」の下に「及び第四号」を加える。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

会計年度任用職員の任用等に関する規則の一部を改正する規則

会計年度任用職員の任用等に関する規則（平成二十七年東京都規則第七号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「並びに都民安全推進本部長、」を「、同条第三項に規定する室長並びに」に改め、「、病院経営本部長」を削る。

別表介護欠勤の項及び育児欠勤の項を削る。

附　則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。ただし、第二条第二号の改正規定（「、病院経営本部長」を削る部分に限る。）は、同年七月一日から施行する。

東京都教育委員会会計年度任用職員の任用等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年　月　日

東京都教育委員会

◉東京都教育委員会規則第　号

東京都教育委員会会計年度任用職員の任用等に関する規則の一部を改正する規則

東京都教育委員会会計年度任用職員の任用等に関する規則（平成二十七年東京都教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

別表介護欠勤の項及び育児欠勤の項を削る。

附　則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

東京都公立学校会計年度任用職員の任用等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年　月　日

東京都教育委員会

◉東京都教育委員会規則第　号

東京都公立学校会計年度任用職員の任用等に関する規則の一部を改正する規則

東京都公立学校会計年度任用職員の任用等に関する規則（平成二十七年東京都教育委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

別表介護欠勤の項及び育児欠勤の項を削る。

附　則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

◉東京都議会議長訓令第二号

東京都議会議会局

会計年度任用職員の任用等に関する規程（平成二十七年東京都議会議長訓令第四号）の一部を次のように改正する。

令和四年三月三十一日

東京都議会議長　三宅　しげき

別表介護欠勤の項及び育児欠勤の項を削る。

附　則

この訓令は、令和四年四月一日から施行する。

存　　続　　期　　間

訓令甲第　　号

警視庁会計年度任用職員の任用等に関する規程の一部を次のように定める。

令和４年４月　日

警視総監　大　石　吉　彦

警視庁会計年度任用職員の任用等に関する規程の一部を改正する規程

警視庁会計年度任用職員の任用等に関する規程（平成２７年３月３０日訓令甲第１６号）の一部を次のように改正する。

別表（第４条関係）中

「

傷病欠勤	１日	１日
介護欠勤	１日	１日
育児欠勤	１日	１日

」を

「

傷病欠勤	１日	１日

」に

改める。

附　則

この訓令は、令和４年４月１日から施行する。

東京消防庁訓令第　　号

庁　中　一　般
消　　防　　署

東京消防庁会計年度任用職員の任用等に関する規程（平成２７年３月東京消防庁訓令第１５号）の一部を次のように改正する。

令和４年３月　日

東京消防庁
消防総監　清水　洋文

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

<table>
<tr><th>改　　正　　後</th><th>改　　正　　前</th></tr>
<tr><td>別表（第４条関係）
<table>
<tr><th>事由</th><th>欠勤等の日数及び回数</th><th>換算後の欠勤等の日数</th></tr>
<tr><td>休職</td><td>１日</td><td>１日</td></tr>
<tr><td>傷病欠勤</td><td>１日</td><td>１日</td></tr>
<tr><td>私事欠勤</td><td>１日</td><td>３日</td></tr>
<tr><td>無届欠勤</td><td>１日</td><td>４日</td></tr>
<tr><td>遅参早退</td><td>３回</td><td>１日</td></tr>
</table></td><td>別表（第４条関係）
<table>
<tr><th>事由</th><th>欠勤等の日数及び回数</th><th>換算後の欠勤等の日数</th></tr>
<tr><td>休職</td><td>１日</td><td>１日</td></tr>
<tr><td>傷病欠勤</td><td>１日</td><td>１日</td></tr>
<tr><td>介護欠勤</td><td>１日</td><td>１日</td></tr>
<tr><td>育児欠勤</td><td>１日</td><td>１日</td></tr>
<tr><td>私事欠勤</td><td>１日</td><td>３日</td></tr>
<tr><td>無届欠勤</td><td>１日</td><td>４日</td></tr>
<tr><td>遅参早退</td><td>３回</td><td>１日</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

附　則

この訓令は、令和４年４月１日から施行する。

◉交通局規程第二十八号

東京都交通局会計年度任用職員の任用等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和四年三月三十一日

東京都交通局長　内　藤　淳

東京都交通局会計年度任用職員の任用等に関する規程の一部を改正する規程

東京都交通局会計年度任用職員の任用等に関する規程（平成二十七年交通局規程第三号）の一部を次のように改正する。

別表介護欠勤の項及び育児欠勤の項を削る。

附　則

この規程は、令和四年四月一日から施行する。

◉東京都水道局管理規程第九号

東京都水道局会計年度任用職員の任用等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和四年三月三十一日

東京都水道局長　浜　佳葉子

東京都水道局会計年度任用職員の任用等に関する規程の一部を改正する規程

東京都水道局会計年度任用職員の任用等に関する規程（平成二十七年東京都水道局管理規程第三号）の一部を次のように改正する。

別表介護欠勤の項及び育児欠勤の項を削る。

附　則

この規程は、令和四年四月一日から施行する。

◉東京都下水道局管理規程第　号

東京都下水道局会計年度任用職員の任用等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和四年三月三十一日

東京都下水道局長　神　山　　守

東京都下水道局会計年度任用職員の任用等に関する規程の一部を改正する規程

東京都下水道局会計年度任用職員の任用等に関する規程（平成二十七年東京都下水道局管理規程第三号）の一部を次のように改正する。

別表介護欠勤の項及び育児欠勤の項を削る。

附　則

この規程は、令和四年四月一日から施行する。

都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年　月　日

東京都教育委員会

◉東京都教育委員会規則第〇号

都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則の一部を改正する規則

都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則（平成十九年東京都教育委員会規則第六十号）の一部を次のように改正する。

第二十条第二項中「常勤職員又は法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員で」を「いずれかの職（日勤講師を除く。）に」に改め、同条第三項中「第一項に規定する」を「日勤講師にあった者が当該任用の期間の属する年度の翌年度において引き続き日勤講師として新たに任用された場合において、当該任用の日の前日に使用することができる」に、「、当該任期中に使用しなかった日数がある場合で、第七条第二項の規定により再度任用が行われたときは、当該再度任用が行われた期間」を「同日の属する年度に付与されたものがある場合は、別表第二に定める日数を限度として翌年度」に改める。

第二十二条第三項中「次の各号のいずれにも該当する」を「介護休暇開始予定日から起算して九十三日を経過する日から六月を経過する日までの間に、その任期が満了し、かつ、東京都のいずれかの職に引き続き任用されないことが明らかでない」に改め、同項各号を削る。

第二十二条の二第三項中「次の各号のいずれにも該当する」を「一日につき定められた勤務時間が六時間十五分以上である勤務日がある」に改め、同項各号を削る。

別表第一介護欠勤の項及び育児欠勤の項を削る。

附　則

1　この規則は、令和四年四月一日から施行する。ただし、第二十条第二項の改正規定及び次項の規定は、公布の日から施行する。

2　この規則による改正後の都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則第二十二条に規定する日勤講師による介護休暇及び同規則第二十二条の二に規定する日勤講師による介護時間に係る申請等は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

別添３

承 認 事 項 等 案 文 一 覧

～ 目 次 ～

Ⅲ　人事委員会承認事項の一部改正等

１　赴任に係る旅費の増額調整について＜新設＞（知事外８任命権者）【協議】（２頁）

２　成績率の運用に関する要綱の制定について（知事）（12頁）

３　昇給に関する基準について（知事外８任命権者）【申請・協議】（14頁）

４　勤務１時間当たりの給料等の算出基礎となる特殊勤務手当について（知事）（19頁）

３総人制第1421号

令和４年３月14日

東京都人事委員会　殿

東京都知事
小池　百合子
（公印省略）

赴任に係る旅費の増額調整について（協議）

標記の件について、下記のとおり取り扱いたいので、職員の旅費に関する条例（昭和26年東京都条例第76号）第42条第２項の規定に基づき協議します。

記

１　協議内容

職員の旅費に関する条例（以下「条例」という。）第６条第10項に基づき支給する移転料（内国旅行に限る。以下同じ。）に適用する条例別表第１の額は、当分の間、当該額の３倍の額とする。

また、「島しょへの赴任に係る旅費の増額調整について（協議）」（平成11年３月12日付10総勤労第303号。以下「平成11年３月協議」という。）で行った協議については、廃止する。

２　協議理由

赴任の際の移転料は、条例第27条の規定により、旧在勤地から新在勤地までの路程に応じた条例別表第１の額の範囲内の実費額を支給することとしている（ただし、島しょへの赴任は、平成11年３月協議により、条例別表第１の額の1.5倍の額を限度として実費額を支給している。）。

しかしながら、近年、人手不足等を背景に引越代が高騰し、住居の移転に係る所要経費も多額にのぼる。このため、条例第27条に規定する移転料を上回る経費がかかることもあるが、この場合、移転に際して通常必要とされる費用の支出に充てられると認められる範囲内であれば、実費弁償の観点から一定の制限を設けた上で実費額を支給する必要がある。

３　適用年月日

（１）　赴任する職員については、令和４年４月１日付け発令に伴う赴任から適用し、退職する職員については、令和４年３月31日以後の退職に伴う帰住から適用する。

（２）　（１）の適用以前の赴任又は帰住については、平成11年３月協議も含め、なお従前の例による。

３教人勤第３０８号

令和４年３月１４日

東京都人事委員会　殿

東京都教育委員会
（公印省略）

赴任に係る旅費の増額調整について（協議）

標記の件について、下記のとおり取り扱いたいので、職員の旅費に関する条例（昭和26年東京都条例第76号）第42条第２項の規定に基づき協議します。

記

１　協議内容

職員の旅費に関する条例（以下「条例」という。）第６条第10項に基づき支給する移転料（内国旅行に限る。以下同じ。）に適用する条例別表第１の額は、当分の間、当該額の３倍の額とする。

また、「島しょへの赴任に係る旅費の増額調整について（協議）」（平成11年３月12日付10教人勤第245号。以下「平成11年３月協議」という。）で行った協議については、廃止する。

２　協議理由

赴任の際の移転料は、条例第27条の規定により、旧在勤地から新在勤地までの路程に応じた条例別表第１の額の範囲内の実費額を支給することとしている（ただし、島しょへの赴任は、平成11年３月協議により、条例別表第１の額の1.5倍の額を限度として実費額を支給している。）。

しかしながら、近年、人手不足等を背景に引越代が高騰し、住居の移転に係る所要経費も多額にのぼる。このため、条例第27条に規定する移転料を上回る経費がかかることもあるが、この場合、移転に際して通常必要とされる費用の支出に充てられると認められる範囲内であれば、実費弁償の観点から一定の制限を設けた上で実費額を支給する必要がある。

３　適用年月日

（１）　赴任する職員については、令和４年４月１日付け発令に伴う赴任から適用し、退職する職員については、令和４年３月31日以後の退職に伴う帰住から適用する。

（２）　（１）の適用以前の赴任又は帰住については、平成11年３月協議も含め、なお従前の例による。

３議総第１１２５号

令和４年３月１４日

東京都人事委員会　殿

東京都議会議長
三宅　しげき
（公印省略）

赴任に係る旅費の増額調整について（協議）

標記の件について、下記のとおり取り扱いたいので、職員の旅費に関する条例（昭和26年東京都条例第76号）第42条第２項の規定に基づき協議します。

記

１　協議内容

職員の旅費に関する条例（以下「条例」という。）第６条第10項に基づき支給する移転料（内国旅行に限る。以下同じ。）に適用する条例別表第１の額は、当分の間、当該額の３倍の額とする。

また、「島しょへの赴任に係る旅費の増額調整について（協議）」（平成29年６月21日付29議総第298号。以下「平成29年６月協議」という。）で行った協議については、廃止する。

２　協議理由

赴任の際の移転料は、条例第27条の規定により、旧在勤地から新在勤地までの路程に応じた条例別表第１の額の範囲内の実費額を支給することとしている（ただし、島しょへの赴任は、平成29年６月協議により、条例別表第１の額の1.5倍の額を限度として実費額を支給している。）。

しかしながら、近年、人手不足等を背景に引越代が高騰し、住居の移転に係る所要経費も多額にのぼる。このため、条例第27条に規定する移転料を上回る経費がかかることもあるが、この場合、移転に際して通常必要とされる費用の支出に充てられると認められる範囲内であれば、実費弁償の観点から一定の制限を設けた上で実費額を支給する必要がある。

３　適用年月日

（１）　赴任する職員については、令和４年４月１日付け発令に伴う赴任から適用し、退職する職員については、令和４年３月31日以後の退職に伴う帰住から適用する。

（２）　（１）の適用以前の赴任又は帰住については、平成29年６月協議も含め、なお従前の例による。

３監総第１０４２号

令和４年３月１４日

東京都人事委員会　殿

東京都代表監査委員
茂 垣　之 雄
（ 公 印 省 略 ）

赴任に係る旅費の増額調整について（協議）

標記の件について、下記のとおり取り扱いたいので、職員の旅費に関する条例（昭和26年東京都条例第76号）第42条第２項の規定に基づき協議します。

記

１　協議内容

職員の旅費に関する条例（以下「条例」という。）第６条第10項に基づき支給する移転料（内国旅行に限る。以下同じ。）に適用する条例別表第１の額は、当分の間、当該額の３倍の額とする。

また、「島しょへの赴任に係る旅費の増額調整について（協議）」（平成29年６月19日付29監総第316号。以下「平成29年６月協議」という。）で行った協議については、廃止する。

２　協議理由

赴任の際の移転料は、条例第27条の規定により、旧在勤地から新在勤地までの路程に応じた条例別表第１の額の範囲内の実費額を支給することとしている（ただし、島しょへの赴任は、平成29年６月協議により、条例別表第１の額の1.5倍の額を限度として実費額を支給している。）。

しかしながら、近年、人手不足等を背景に引越代が高騰し、住居の移転に係る所要経費も多額にのぼる。このため、条例第27条に規定する移転料を上回る経費がかかることもあるが、この場合、移転に際して通常必要とされる費用の支出に充てられると認められる範囲内であれば、実費弁償の観点から一定の制限を設けた上で実費額を支給する必要がある。

３　適用年月日

（１）　赴任する職員については、令和４年４月１日付け発令に伴う赴任から適用し、退職する職員については、令和４年３月31日以後の退職に伴う帰住から適用する。

（２）　（１）の適用以前の赴任又は帰住については、平成29年６月協議も含め、なお従前の例による。

３選総第１４０５号

令和４年３月１４日

東京都人事委員会　殿

東京都選挙管理委員会
委員長　澤野　正明
（ 公 印 省 略 ）

赴任に係る旅費の増額調整について（協議）

標記の件について、下記のとおり取り扱いたいので、職員の旅費に関する条例（昭和26年東京都条例第76号）第42条第２項の規定に基づき協議します。

記

１　協議内容

職員の旅費に関する条例（以下「条例」という。）第６条第10項に基づき支給する移転料（内国旅行に限る。以下同じ。）に適用する条例別表第１の額は、当分の間、当該額の３倍の額とする。

また、「島しょへの赴任に係る旅費の増額調整について（協議）」（平成29年６月20日付29選総第392号。以下「平成29年６月協議」という。）で行った協議については、廃止する。

２　協議理由

赴任の際の移転料は、条例第27条の規定により、旧在勤地から新在勤地までの路程に応じた条例別表第１の額の範囲内の実費額を支給することとしている（ただし、島しょへの赴任は、平成29年６月協議により、条例別表第１の額の1.5倍の額を限度として実費額を支給している。）。

しかしながら、近年、人手不足等を背景に引越代が高騰し、住居の移転に係る所要経費も多額にのぼる。このため、条例第27条に規定する移転料を上回る経費がかかることもあるが、この場合、移転に際して通常必要とされる費用の支出に充てられると認められる範囲内であれば、実費弁償の観点から一定の制限を設けた上で実費額を支給する必要がある。

３　適用年月日

（１）　赴任する職員については、令和４年４月１日付け発令に伴う赴任から適用し、退職する職員については、令和４年３月31日以後の退職に伴う帰住から適用する。

（２）　（１）の適用以前の赴任又は帰住については、平成29年６月協議も含め、なお従前の例による。

３人委総第１０００号

令和４年３月１４日

東京都人事委員会　殿

東京都人事委員会
委員長　青　山　　佾
（ 公 印 省 略 ）

赴任に係る旅費の増額調整について（協議）

標記の件について、下記のとおり取り扱いたいので、職員の旅費に関する条例（昭和26年東京都条例第76号）第42条第２項の規定に基づき協議します。

記

１　協議内容

職員の旅費に関する条例（以下「条例」という。）第６条第10項に基づき支給する移転料（内国旅行に限る。以下同じ。）に適用する条例別表第１の額は、当分の間、当該額の３倍の額とする。

また、「島しょへの赴任に係る旅費の増額調整について（協議）」（平成29年６月21日付29人委総第224号。以下「平成29年６月協議」という。）で行った協議については、廃止する。

２　協議理由

赴任の際の移転料は、条例第27条の規定により、旧在勤地から新在勤地までの路程に応じた条例別表第１の額の範囲内の実費額を支給することとしている（ただし、島しょへの赴任は、平成29年６月協議により、条例別表第１の額の1.5倍の額を限度として実費額を支給している。）。

しかしながら、近年、人手不足等を背景に引越代が高騰し、住居の移転に係る所要経費も多額にのぼる。このため、条例第27条に規定する移転料を上回る経費がかかることもあるが、この場合、移転に際して通常必要とされる費用の支出に充てられると認められる範囲内であれば、実費弁償の観点から一定の制限を設けた上で実費額を支給する必要がある。

３　適用年月日

（１）　赴任する職員については、令和４年４月１日付け発令に伴う赴任から適用し、退職する職員については、令和４年３月31日以後の退職に伴う帰住から適用する。

（２）　（１）の適用以前の赴任又は帰住については、平成29年６月協議も含め、なお従前の例による。

３東京漁調第１２２号
令和４年３月１４日

東京都人事委員会　殿

東京海区漁業調整委員会
会長　有　元　貴　文
（ 公 印 省 略 ）

赴任に係る旅費の増額調整について（協議）

標記の件について、下記のとおり取り扱いたいので、職員の旅費に関する条例（昭和26年東京都条例第76号）第42条第２項の規定に基づき協議します。

記

１　協議内容

職員の旅費に関する条例（以下「条例」という。）第６条第10項に基づき支給する移転料（内国旅行に限る。以下同じ。）に適用する条例別表第１の額は、当分の間、当該額の３倍の額とする。

また、「島しょへの赴任に係る旅費の増額調整について（協議）」（平成29年５月12日付29東京漁調第15号。以下「平成29年５月協議」という。）で行った協議については、廃止する。

２　協議理由

赴任の際の移転料は、条例第27条の規定により、旧在勤地から新在勤地までの路程に応じた条例別表第１の額の範囲内の実費額を支給することとしている（ただし、島しょへの赴任は、平成29年５月協議により、条例別表第１の額の1.5倍の額を限度として実費額を支給している。）。

しかしながら、近年、人手不足等を背景に引越代が高騰し、住居の移転に係る所要経費も多額にのぼる。このため、条例第27条に規定する移転料を上回る経費がかかることもあるが、この場合、移転に際して通常必要とされる費用の支出に充てられると認められる範囲内であれば、実費弁償の観点から一定の制限を設けた上で実費額を支給する必要がある。

３　適用年月日

（１）　赴任する職員については、令和４年４月１日付け発令に伴う赴任から適用し、退職する職員については、令和４年３月31日以後の退職に伴う帰住から適用する。

（２）　（１）の適用以前の赴任又は帰住については、平成29年５月協議も含め、なお従前の例による。

監．総．会．決２第963号
令 和 ４ 年 ３ 月 １ ４ 日

東 京 都 人 事 委 員 会　殿

警視総監　大　石　吉　彦
（ 公 印 省 略 ）

赴任に係る旅費の増額調整について（協議）

標記の件について、下記のとおり取り扱いたいので、職員の旅費に関する条例（昭和２６年東京都条例第７６号）第４２条第２項の規定に基づき協議します。

記

１　協議内容

職員の旅費に関する条例（以下「条例」という。）第６条第１０項に基づき支給する移転料（内国旅行に限る。以下同じ。）に適用する条例別表第１の額は、当分の間、当該額の３倍の額とする。

また、「島しょへの赴任に係る旅費の増額調整について（協議）」（平成１１年３月１２日付監.総.会.決第３８２号。以下「平成１１年３月協議」という。）で行った協議については、廃止する。

２　協議理由

赴任の際の移転料は、条例第２７条の規定により、旧在勤地から新在勤地までの路程に応じた条例別表第１の額の範囲内の実費額を支給することとしている（ただし、島しょへの赴任は、平成１１年３月協議により、条例別表第１の額の１.５倍の額を限度として実費額を支給している。）。

しかしながら、近年、人手不足等を背景に引越代が高騰し、住居の移転に係る所要経費も多額にのぼる。このため、条例第２７条に規定する移転料を上回る経費がかかることもあるが、この場合、移転に際して通常必要とされる費用の支出に充てられると認められる範囲内であれば、実費弁償の観点から一定の制限を設けた上で実費額を支給する必要がある。

３　適用年月日

（１）　赴任する職員については、令和４年４月１日付け発令に伴う赴任から適用し、退職する職員については、令和４年３月３１日以後の退職に伴う帰住から適用する。

（２）　（１）の適用以前の赴任又は帰住については、平成１１年３月協議も含め、なお従前の例による。

３人職第１２１０号
令和４年３月１４日

東京都人事委員会　殿

東京消防庁
消防総監　清水　洋文
（　公　印　省　略　）

赴任に係る旅費の増額調整について（協議）

標記の件について、下記のとおり取り扱いたいので、職員の旅費に関する条例（昭和２６年東京都条例第７６号）第４２条第２項の規定に基づき協議します。

記

１　協議内容

職員の旅費に関する条例（以下「条例」という。）第６条第１０項に基づき支給する移転料（内国旅行に限る。以下同じ。）に適用する条例別表第１の額は、当分の間、当該額の３倍の額とする。

また、「島しょへの赴任に係る旅費の増額調整について（協議）」（平成２９年６月２０日付２９人職第３４９号。以下「平成２９年６月協議」という。）で行った協議については、廃止する。

２　協議理由

赴任の際の移転料は、条例第２７条の規定により、旧在勤地から新在勤地までの路程に応じた条例別表第１の額の範囲内の実費額を支給することとしている（ただし、島しょへの赴任は、平成２９年６月協議により、条例別表第１の額の１．５倍の額を限度として実費額を支給している。）。

しかしながら、近年、人手不足等を背景に引越代が高騰し、住居の移転に係る所要経費も多額にのぼる。このため、条例第２７条に規定する移転料を上回る経費がかかることもあるが、この場合、移転に際して通常必要とされる費用の支出に充てられると認められる範囲内であれば、実費弁償の観点から一定の制限を設けた上で実費額を支給する必要がある。

３　適用年月日

⑴　赴任する職員については、令和４年４月１日付け発令に伴う赴任から適用し、退職する職員については、令和４年３月３１日以後の退職に伴う帰住から適用する。

⑵　⑴の適用以前の赴任又は帰住については、平成２９年６月協議も含め、なお従前の例による。

「成績率の運用に関する要綱の制定について」（平成15年３月25日付14人委任第216号承認）について、下記のとおり改正する。

記

改　正　案	現　　行
成績率の運用に関する要綱	成績率の運用に関する要綱
第１及び第２　（現行のとおり）	第１及び第２　（略）
（用語の定義） 第３　（現行のとおり） (1)から(10)まで　（現行のとおり） (11) 局長　組織規程第９条第１項に規定する局長、同条第３項に規定する室長並びに住宅政策本部長、病院経営本部長、中央卸売市場長、収用委員会事務局長及び労働委員会事務局長をいう。 (12)　（現行のとおり）	（用語の定義） 第３　（略） (1)から(10)まで　（略） (11) 局長　組織規程第９条第１項に規定する局長並びに都民安全推進本部長、住宅政策本部長、病院経営本部長、中央卸売市場長、収用委員会事務局長及び労働委員会事務局長をいう。 (12)　（略）
第４から第１８まで　（現行のとおり）	第４から第１８まで　（略）
（業績評価による評定がなされない者等の取扱い） 第１９　（現行のとおり） (1)から(3)まで　（現行のとおり） (4) 地方公務員法第２２条の３第１項、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成３年法律第１１０号）第６条第１項第２号又は職員の配偶者同行休業に関する条例（平成２６年東京都条例第１４８号）第９条の規定により臨時的に任用された者　対象外 (5)　（現行のとおり）	（業績評価による評定がなされない者等の取扱い） 第１９　（略） (1)から(3)まで　（略） (4)　（略）

２　（現行のとおり） 第２０から第２２まで　（現行のとおり） 附　則 この要綱は、令和４年６月に支給する勤勉手当から適用する。	２　（略） 第２０から第２２まで　（略）

【知事】

「昇給に関する基準について」（平成18年３月17日付17人委任第155号承認）について、下記のとおり改正する。

記

改　正　案	現　行
昇給に関する基準 第１から第３まで　（現行のとおり） 第４　昇給の決定 １　（現行のとおり） ２　（現行のとおり） (1)　（現行のとおり） (2)　（現行のとおり） 表　（現行のとおり） 注１から３まで　（現行のとおり） ４　この表の休職には、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条第２項第２号（無罪判決を受けた場合に限る。）並びに職員の休職の事由等に関する規則（昭和27年東京都人事委員会規則第11号）第２条第１号、第２号及び第４号（職員の休職の事由等に関する規則第２条第４号の取扱いについて（昭和44年４月１日付44人委発第119号）により認める場合に限る。）による休職は含まれない。 (3) 及び (4)　（現行のとおり） ３から６まで　（現行のとおり） 第５から第12まで　（現行のとおり） 附　則 改正後のこの基準は、令和４年４月１日から適用する。	昇給に関する基準 第１から第３まで　（略） 第４　昇給の決定 １　（略） ２　（略） (1)　（略） (2)　（略） 表　（略） 注１から３まで　（略） ４　学術休職、進学休職（職員の休職の事由等に関する規則（昭和27年東京都人事委員会規則第11号）第２条第４号の規定に基づき人事委員会に承認されている場合に限る。）及び刑事休職（無罪判決を受けた場合の期間に限る。）は、休職に含まない。 (3) 及び (4)　（略） ３から６まで　（略） 第５から第12まで　（略）

【教育】

「昇給に関する基準について」（平成18年３月23日付17人委任第166号承認）について、下記のとおり改正する。

記

改　正　案	現　行
昇給に関する基準 第１から第３まで　（現行のとおり） 第４　昇給の決定 １　（現行のとおり） ２　（現行のとおり） (1)　（現行のとおり） (2)　（現行のとおり） 表　（現行のとおり） 注１から３まで　（現行のとおり） ４　この表の休職には、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条第２項第２号（無罪判決を受けた場合に限る。）並びに職員の休職の事由等に関する規則（昭和27年東京都人事委員会規則第11号）第２条第１号、第２号及び第４号（職員の休職の事由等に関する規則第２条第４号の取扱いについて（昭和44年４月１日付44人委発第119号）により認める場合に限る。）による休職は含まれない。 ５　（現行のとおり） (3) 及び (4)　（現行のとおり） ３から６まで　（現行のとおり） 第５から第12まで　（現行のとおり） 附　則 改正後のこの基準は、令和４年４月１日から適用する。	昇給に関する基準 第１から第３まで　（略） 第４　昇給の決定 １　（略） ２　（略） (1)　（略） (2)　（略） 表　（略） 注１から３まで　（略） ４　学術休職、進学休職（職員の休職の事由等に関する規則（昭和27年東京都人事委員会規則第11号）第２条第４号の規定に基づき人事委員会に承認されている場合に限る。）及び刑事休職（無罪判決を受けた場合の期間に限る。）は、休職に含まない。 ５　（略） (3) 及び (4)　（略） ３から６まで　（略） 第５から第12まで　（略）

【警視】

「昇給に関する基準」（平成 18 年３月 17 日付 17 人委任第 155 号承認）について、下記のとおり改正する。

記

改　正　案	現　　行
昇給に関する基準 第１から第３まで　（現行のとおり） 第４　昇給の決定 １　（現行のとおり） ２　（現行のとおり） (1)　（現行のとおり） (2)　（現行のとおり） 表　（現行のとおり） 注１から３まで　（現行のとおり） ４　この表の休職には、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 28 条第２項第２号（無罪判決を受けた場合に限る。）並びに職員の休職の事由等に関する規則（昭和 27 年東京都人事委員会規則第 11 号）第２条第１号、第２号及び第４号（職員の休職の事由等に関する規則第２条第４号の取扱いについて（昭和 44 年４月１日付 44 人委発第 119 号）により認める場合に限る。）による休職は含まれない。 (3)　（現行のとおり） ３から７まで　（現行のとおり） 第５から第１２まで　（現行のとおり） 附　則 改正後のこの基準は、令和４年４月１日から適用する。	昇給に関する基準 第１から第３まで　（略） 第４　昇給の決定 １　（略） ２　（略） (1)　（略） (2)　（略） 表　（略） 注１から３まで　（略） ４　学術休職、進学休職（職員の休職の事由等に関する規則（昭和 27 年人事委員会規則第 11 号）第２条第４号の規定に基づき人事委員会に承認されている場合に限る。）及び刑事休職（無罪判決を受けた場合の期間に限る。）は、休職に含まない。 (3)　（略） ３から７まで　（略） 第５から第１２まで　（略）

別紙

昇給に関する基準（平成 18 年３月 17 日付 17 人委任第 155 号承認）新旧対照表（抄）

改　正　案

昇給に関する基準

第１及び第２　（現行のとおり）

第３　昇給の決定区分

（現行のとおり）

区　分	公安職給料表	行政職給料表(一)	行政職給料表(二)	医療職給料表(二)	医療職給料表(三)
一般職層	１級職 ２級職 ３級職	１級職 ２級職	１級職 ２級職	１級職 ２級職	１級職 ２級職
監督職層Ⅰ		３級職		３級職	３級職
監督職層Ⅱ	４級職 ５級職		３級職 ４級職		
管理職層	６級職 ７級職	４級職		４級職	４級職

第４　昇給の決定

１　（現行のとおり）

２　（現行のとおり）

⑴　（現行のとおり）

⑵　（現行のとおり）

表　（現行のとおり）

現　行

昇給に関する基準

第１及び第２　（略）

第３　昇給の決定区分

（略）

区　分	公安職給料表	行政職給料表(一)	行政職給料表(二)	医療職給料表(二)	医療職給料表(三)
一般職層	１級職 ２級職 ３級職	１級職 ２級職	１級職 ２級職	１級職 ２級職	１級職 ２級職
監督職層Ⅰ		３級職		３級職	３級職
監督職層Ⅱ	４級職 ５級職		３級職 ４級職		
管理職層	６級職 ７級職 ８級職	４級職		４級職	４級職

第４　昇給の決定

１　（略）

２　（略）

⑴　（略）

⑵　（略）

表　（略）

注１から３まで　（現行のとおり） ４　この表の休職には、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 28 条第２項第２号（無罪判決を受けた場合に限る。）並びに職員の休職の事由等に関する規則（昭和 27 年東京都人事委員会規則第 11 号）第２条第１号、第２号及び第４号（職員の休職の事由等に関する規則第２条第４号の取扱いについて（昭和 44 年４月１日付 44 人委発第 119 号）により認める場合に限る。）による休職は含まれない。 ⑶　（現行のとおり） ３から６まで　（現行のとおり） 第５から第 12 まで　（現行のとおり） 附則　改正後のこの基準は、令和４年４月１日から適用する。	注１から３まで　（略） ４　学術休職、進学休職（職員の休職の事由等に関する規則（昭和 27 年人事委員会規則第 11 号）第２条第４号の規定に基づき人事委員会に承認されている場合に限る。）及び刑事休職（無罪判決を受けた場合の期間に限る。）は、休職に含まない。 ⑶　（略） ３から６まで　（略） 第５から第 12 まで　（略）

「勤務１時間当たりの給料等の額の算出基礎となる特殊勤務手当について」（平成６年９月21日付６人委任第102号承認）について、下記のとおり改正する。

記

改　　正　　案	現　　行
勤務１時間当たりの給料等の額の算出基礎となる特殊勤務手当について １　対象となる特殊勤務手当 （1）から（7）まで　（現行のとおり） （8）福祉等業務手当（1）及び（3） （9）から（11）まで　（現行のとおり） ２　（現行のとおり） ３　適用年月日 令和４年４月１日 ４　（現行のとおり）	勤務１時間当たりの給料等の額の算出基礎となる特殊勤務手当について １　対象となる特殊勤務手当 （1）から（7）まで　（略） （8）福祉等業務手当（1） （9）から（11）まで　（略） ２　（略） ３　適用年月日 平成31年４月１日 ４　（略）

参考１

規 則 等 改 正 新 旧 対 照 表

～ 目 次 ～

１　職員の人事記録に関する規則の一部を改正する規則（３頁）

２　職員の旅費に関する条例第二条第二項等による旅費規則の一部を改正する規則（４頁）

３　初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則（６頁）

４　「初任給、昇格及び昇給等に関する規則の運用について」の一部改正について（11頁）

５　「初任給調整手当に関する規則の運用について」の一部改正について（13頁）

６　給料の特別調整額に関する規程の一部改正（知事）（14頁）

７　給料の特別調整額に関する規程の一部を改正する規程（警視）（20頁）

８　東京消防庁職員の給料の特別調整額に関する規程の一部改正（21頁）

９　宿日直手当支給規程の一部を改正する規程（警視）（23頁）

10　学校職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則（24頁）

11　職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則（25頁）

12　東京都職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則（26頁）

13　学校職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則（30頁）

14　東京都教育委員会職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則（34頁）

15　警視庁職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則（37頁）

16　学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（41頁）

17　会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則（48頁）

18　東京都教育委員会会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則（49頁）

19　都立学校等に勤務する時間講師に関する規則の一部を改正する規則（50頁）

20　東京都議会議会局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部改正（51頁）

21　警視庁会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部改正（52頁）

22　東京消防庁会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部改正（53頁）

23　東京都公立学校会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則及び東京都公立学校会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則（55頁）

24　会計年度任用職員の任用等に関する規則の一部を改正する規則（59頁）

25　東京都教育委員会会計年度任用職員の任用等に関する規則の一部を改正する規則（60頁）

26　東京都公立学校会計年度任用職員の任用等に関する規則の一部を改正する規則（61頁）

27　会計年度任用職員の任用等に関する規程の一部改正（議会）（62頁）

28　警視庁会計年度任用職員の任用等に関する規程の一部改正（63頁）

29　東京消防庁会計年度任用職員の任用等に関する規程の一部改正（64頁）

30　東京都交通局会計年度任用職員の任用等に関する規程の一部改正（65頁）

31　東京都水道局会計年度任用職員の任用等に関する規程の一部改正（66頁）

32　東京都下水道局会計年度任用職員の任用等に関する規程の一部改正（67頁）

33　都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則の一部を改正する規則（68頁）

職員の人事記録に関する規則（昭和三十六年東京都人事委員会規則第五号）新旧対照表（抄）

改正案	現行
第一条から第七条まで　（現行のとおり）	第一条から第七条まで　（略）
（特例）	（特例）
第八条　（現行のとおり）	第八条　（略）
２　臨時的任用職員（法第二十二条の三第一項、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第六条第一項第二号、女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律（昭和三十年法律第百二十五号）第三条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）又は職員の配偶者同行休業に関する条例（平成二十六年東京都条例第百四十八号）第九条の規定により任用される職員をいう。）の人事記録に関しては、この規則の規定にかかわらず、任命権者が別に定めることができる。	２　臨時的任用職員（法第二十二条の三第一項、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第六条第一項第二号及び女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律（昭和三十年法律第百二十五号）第三条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定に基づき任用される職員をいう。）の人事記録に関しては、この規則の規定にかかわらず、任命権者が別に定めることができる。
３　（現行のとおり）	３　（略）
第九条及び第十条　（現行のとおり）	第九条及び第十条　（略）

職員の旅費に関する条例第二条第二項等による旅費規則（昭和二十六年東京都人事委員会規則第五号）　新旧対照表（抄）

改正案	現行
第一条から第三条まで　（現行のとおり） （島しよ等における退職者の旅費） 第三条の二　（現行のとおり） ２　（現行のとおり） ３　条例第三条第二項第二号に規定する人事委員会規則で定める事由は、定年に達したことによる退職（定年に達した者が、職員の定年等に関する条例（昭和五十九年東京都条例第四号）第四条の規定により引き続き勤務した後の退職を含み、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定（以下この項において「再任用の採用に関する規定」という。）により引き続き採用される場合の退職を除く。）、臨時的任用職員（地方公務員法第二十二条の三第一項、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第六条第一項第二号、女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律（昭和三十年法律第百二十五号）第三条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）又は職員の配偶者同行休業に関する条例（平成二十六年東京都条例第百四十八号）第九条の規定により臨時的に任用された職員をいう。）の任期が満了したことによる退職及び再任用職員（再任用の採用に関する規定により採用された職員をいう。以下同じ。）の任期が満了したことによる退職（再任用の採用に関する規定により引き続き採用される場合の退職を除く。）とする。	第一条から第三条まで　（略） （島しよ等における退職者の旅費） 第三条の二　（略） ２　（略） ３　条例第三条第二項第二号に規定する人事委員会規則で定める事由は、定年に達したことによる退職（定年に達した者が、職員の定年等に関する条例（昭和五十九年東京都条例第四号）第四条の規定により引き続き勤務した後の退職を含み、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定（以下この項において「再任用の採用に関する規定」という。）により引き続き採用される場合の退職を除く。）、臨時的任用職員（地方公務員法第二十二条の三第一項、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第六条第一項第二号及び女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律（昭和三十年法律第百二十五号）第三条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定に基づき臨時的に任用された職員をいう。）の任期が満了したことによる退職及び再任用職員（再任用の採用に関する規定により採用された職員をいう。以下同じ。）の任期が満了したことによる退職（再任用の採用に関する規定により引き続き採用される場合の退職を除く。）とする。

4及び5　（現行のとおり） 第四条から第八条まで　（現行のとおり） （外国旅行甲地方の範囲） 第九条　条例別表第二の㈠の備考第一号に規定する甲地方は、前条第一号から第三号までに定める地域のうち第七条の地域以外の地域で、アゼルバイジャン、アルバニア、アルメニア、ウクライナ、ウズベキスタン、エストニア、カザフスタン、キルギス、ジョージア、クロアチア、コソボ、スロバキア、スロベニア、セルビア、タジキスタン、チェコ、トルクメニスタン、ハンガリー、ブルガリア、ベラルーシ、ポーランド、ボスニア・ヘルツェゴビナ、北マケドニア共和国、モルドバ、モンテネグロ、ラトビア、リトアニア、ルーマニア及びロシアを除いた地域とする。 第十条　（現行のとおり） 別表第一から別表第四まで　（現行のとおり）	4及び5　（略） 第四条から第八条まで　（略） （外国旅行甲地方の範囲） 第九条　条例別表第二の㈠の備考第一号に規定する甲地方は、前条第一号から第三号までに定める地域のうち第七条の地域以外の地域で、アゼルバイジャン、アルバニア、アルメニア、ウクライナ、ウズベキスタン、エストニア、カザフスタン、キルギス、ジョージア、クロアチア、コソボ、スロバキア、スロベニア、セルビア、タジキスタン、チェコ、トルクメニスタン、ハンガリー、ブルガリア、ベラルーシ、ポーランド、ボスニア・ヘルツェゴビナ、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、モルドバ、モンテネグロ、ラトビア、リトアニア、ルーマニア及びロシアを除いた地域とする。 第十条　（略） 別表第一から別表第四まで　（略）

初任給、昇格及び昇給等に関する規則（昭和四十八年東京都人事委員会規則第三号）　新旧対照表（抄）

改正案

（目的）

第一条　職員の給与に関する条例（昭和二十六年東京都条例第七十五号。以下「条例」という。）第五条第三項及び第六条の規定に基づき、任命権者がその所属の職員の職務の級及び号給を決定する場合の基準等については、別に定める場合を除き、この規則の定めるところによる。

第二条　（現行のとおり）

（基準となる職務と同程度の職務の分類）

第三条　条例第五条第三項による格付けに当たっては、条例別表第六の二に定める等級別基準職務表に掲げる基準となる職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務は、それぞれの職務の級に分類されるものとする。

第四条から第二十五条まで　（現行のとおり）

別表第一から別表第七まで　（現行のとおり）

別表第８　昇格時職務区分別号給表（第20条関係）

イ　行政職給料表（一）５級昇格時職務区分別号給表

職務区分	昇格の日における職		昇格後の号給
	機関又は組織の名称	職	
一	本庁	局に所属する総務部長 子供政策連携室子供政策連携推進部長 総務局人事部長 総務局行政部長	（現行のとおり）

現行

（目的）

第一条　職員の給与に関する条例（昭和二十六年東京都条例第七十五号。以下「条例」という。）第五条第四項及び第六条の規定に基づき、任命権者がその所属の職員の職務の級及び号給を決定する場合の基準等については、別に定める場合を除き、この規則の定めるところによる。

第二条　（略）

（基準となる職務と同程度の職務の分類）

第三条　条例第五条第四項による格付けに当たっては、条例別表第六の二に定める等級別基準職務表に掲げる基準となる職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務は、それぞれの職務の級に分類されるものとする。

第四条から第二十五条まで　（略）

別表第一から別表第七まで　（略）

別表第８　昇格時職務区分別号給表（第20条関係）

イ　行政職給料表（一）５級昇格時職務区分別号給表

職務区分	昇格の日における職		昇格後の号給
	機関又は組織の名称	職	
一	本庁	局に所属する総務部長 総務局人事部長 総務局行政部長	（略）

			財務局経理部長 財務局主計部長 財務局建築保全部長 都市整備局都市づくり政策部長 都市整備局都市基盤部長 建設局道路建設部長 港湾局港湾整備部長 会計管理局管理部長 政策企画局局務担当部長のうち、派遣条例第２条の規定に基づく派遣をされており、かつ、極めて困難で重要な業務を所掌するものであって、別に定めるもの				財務局経理部長 財務局主計部長 財務局建築保全部長 都市整備局都市づくり政策部長 都市整備局都市基盤部長 建設局道路建設部長 港湾局港湾整備部長 会計管理局管理部長 オリンピック・パラリンピック準備局局務担当部長のうち、派遣条例第２条の規定に基づく派遣をされており、かつ、極めて困難で重要な業務を所掌するものであって、別に定めるもの	
		東京都住宅政策本部	住宅企画部長 都営住宅経営部長			東京都都民安全推進本部	総合推進部長		
						東京都住宅政策本部	住宅企画部長 都営住宅経営部長		
		東京都病院経営本部（都立病院を除く。）から東京都議会議会局まで	（現行のとおり）			東京都病院経営本部（都立病院を除く。）から東京都議会議会局まで	（略）		
	二	本庁	部の部長（職務区分一に規定するものを除く。）、主席監察員、政策企画局秘書事務担当部長、政策企画局特区推進担当部長及	（現行のとおり）		二	本庁	部の部長（職務区分一に規定するものを除く。）、主席監察員、政策企画局秘書事務担当部長、政策企画局特区推進担当部長及	（略）

			び総務局労務担当部長 政策企画局局務担当部長のうち、派遣条例第２条の規定に基づく派遣をされており、かつ、極めて困難な業務を所掌するものであって、別に定めるもの	
		東京都住宅政策本部	（現行のとおり）	
		東京都病院経営本部（都立病院を除く。）		
		東京都中央卸売市場		
		東京都職員共済組合事務局		
		地方公務員災害補償基金東京都支部から東京都議会議会局まで	（現行のとおり）	
	三	本庁	（現行のとおり）	（現行のとおり）
		東京都住宅政策本部	（現行のとおり）	
		東京都病院経営本部（都立病院を除く。）		
		東京都中央卸売市場		

			び総務局労務担当部長 オリンピック・パラリンピック準備局局務担当部長のうち、派遣条例第２条の規定に基づく派遣をされており、かつ、極めて困難な業務を所掌するものであって、別に定めるもの	
		東京都都民安全推進本部	（略）	
		東京都住宅政策本部		
		東京都病院経営本部（都立病院を除く。）		
		東京都中央卸売市場		
		東京都職員共済組合事務局		
		地方公務員災害補償基金東京都支部から東京都議会議会局まで	（略）	
	三	本庁	（略）	（略）
		東京都都民安全推進本部	（略）	
		東京都住宅政策本部		
		東京都病院経営本部（都立病院を除く。）		
		東京都中央卸売市場		

	東京都職員共済組合事務局		
	東京都教育庁		
	警視庁本部から東京都議会議会局まで	（現行のとおり）	
四	本庁等（警視庁本部を除く。）	担当部長のうち、本庁行政機関又は地方行政機関の長の職等であって別に定めるもの 政策企画局局務担当部長のうち、派遣条例第２条の規定に基づく派遣をされており、かつ、困難な業務を所掌するものであって、別に定めるもの	（現行のとおり）

ロ　公安職給料表８級昇格時職務区分別号給表

職務区分	昇格の日における職		昇格後の号給
	組織の名称	職	
一	警視庁及び東京消防庁	（略）	（略）
二	警視庁	本部の課の課長 府中運転免許試験場長 第一方面交通機動隊長 高速道路交通警察隊長 第一自動車警ら隊長 サイバー攻撃対策センター所長 公安機動捜査隊長	（略）

	東京都職員共済組合事務局		
	東京都教育庁		
	警視庁本部から東京都議会議会局まで	（略）	
四	本庁等（警視庁本部を除く。）	担当部長のうち、本庁行政機関又は地方行政機関の長の職等であって別に定めるもの オリンピック・パラリンピック準備局局務担当部長のうち、派遣条例第２条の規定に基づく派遣をされており、かつ、困難な業務を所掌するものであって、別に定めるもの	（略）

ロ　公安職給料表８級昇格時職務区分別号給表

職務区分	昇格の日における職		昇格後の号給
	組織の名称	職	
一	警視庁及び東京消防庁	（略）	（略）
二	警視庁	本部の課の課長 府中運転免許試験場長 第一方面交通機動隊長 高速道路交通警察隊長 第一自動車警ら隊長 サイバー攻撃対策センター所長 公安機動捜査隊長	（略）

		科学捜査研究所長 捜査支援分析センター所長 第一機動捜査隊長 生活安全特別捜査隊長 組織犯罪対策特別捜査隊長 機動隊の隊長 地域部理事官のうち通信指令本部における総合調整を担当するもの 警察学校の部長（職務区分一に規定するものを除く。） 警察署長のうち極めて困難な業務を所掌するものであって、別に定めるもの	
	東京消防庁	本部の部の部長、消防方面本部の本部長及び消防学校長のうち消防正監であるもの	

		科学捜査研究所長 捜査支援分析センター所長 第一機動捜査隊長 生活安全特別捜査隊長 組織犯罪対策特別捜査隊長 機動隊の隊長 地域部理事官のうち通信指令本部における総合調整を担当するもの 警察学校の部長（職務区分一に規定するものを除く。） オリンピック・パラリンピック総合対策官 警察署長のうち極めて困難な業務を所掌するものであって、別に定めるもの	
	東京消防庁	本部の部の部長、消防方面本部の本部長、消防学校長及び消防技術安全所長のうち消防正監であるもの	

初任給、昇格及び昇給等に関する規則の運用について（昭和50年12月25日付50人委第1200号）新旧対照表（抄）

改　　正　　案	現　　行
第１条関係から第８条関係まで　（現行のとおり）	第１条関係から第８条関係まで　（略）
第10条関係（新たに職員となつた者の号給）	第10条関係（新たに職員となつた者の号給）
１　（現行のとおり）	１　（略）
２　この条の第１項の「同表に定める号給を基礎としてその者の属する職務の級に昇格したものとした場合」とは、その者に適用される初任給基準表に掲げる号給を採用の日の前日に受けたものとして、この条の第１項第１号及び第２号の規定を適用し、級別資格基準表に定める必要な経験年数の数を加えて得た数を号数（行政職給料表㈠５級又は公安職給料表８級に昇格させた場合においては、この条の第１項第３号の規定を適用し得られる号数）とする場合をいう。 　例えば、行政職給料表㈠の職務の級２級の職に採用される者が大学卒業後７年の経験年数（第６条の規定により換算された後の年数）を有する場合、初任給基準表に掲げる１級29号給を基礎とし、級別資格基準表に定める職務の級２級に必要な最低限度の経験年数、５年を第13条第１項の規定により換算して得た号数（20号給）を加えた号数とする号給、１級49号給を採用の日の前日に受けたものとして、昇格した場合に得られる号給２級13号給を、この条の第１項の規定による号給とする。 　なお、この例においては、必要な最低限度の経験年数を超える年数２年（７年－５年）を有するため、第13条第１項第２号の規定により、２級21号給に決定することができる。	２　この条の第１項の「同表に定める号給を基礎としてその者の属する職務の級に昇格したものとした場合」とは、その者に適用される初任給基準表に掲げる号給を採用の日の前日に受けたものとして、この条の第１項第１号及び第２号の規定を適用し、級別資格基準表に定める必要な経験年数の数を加えて得た数を号数（行政職給料表㈠５級又は公安職給料表８級に昇格させた場合においては、この条の第１項第３号の規定を適用し得られる号数）とする場合をいう。 　例えば、行政職給料表㈠の職務の級２級の職に採用される者が大学卒業後７年の経験年数（第６条の規定により換算された後の年数）を有する場合、初任給基準表に掲げる１級29号給を基礎とし、級別資格基準表に定める職務の級２級に必要な最低限度の経験年数、５年を第13条第１項の規定により換算して得た号数（20号給）を加えた号数とする号給、１級49号給を採用の日の前日に受けたものとして、昇格した場合に得られる号給２級12号給を、この条の第１項の規定による号給とする。 　なお、この例においては、必要な最低限度の経験年数を超える年数２年（７年－５年）を有するため、第13条第１項第２号の規定により、２級20号給に決定することができる。
３及び４　（現行のとおり）	３及び４　（略）
第11条関係から経験年数換算表関係まで　（現行のとおり）	第11条関係から経験年数換算表関係まで　（略）
昇格時職務区分別号給表関係（第20条関係）	昇格時職務区分別号給表関係（第20条関係）
１から４まで　（現行のとおり）	１から４まで　（略）
５　イの表の職務区分三の部本庁の項及び同部東京都住宅政策本部の項から東京都教育庁の項まで並びに同部東京都人事委員会事務局の項から東京都議会議会局の項までに規定する「別に定めるもの」とは、担当部長のうち、同表の職務区分	５　イの表の職務区分三の部本庁の項及び同部東京都都民安全推進本部の項から東京都教育庁の項まで並びに同部東京都人事委員会事務局の項から東京都議会議会局の項までに規定する「別に定めるもの」とは、担当部長のうち、同表の職務区

四の項に定めるものを除き、次の各号に定めるものをいう。 (1)から(5)まで　（現行のとおり） ６から９まで　（現行のとおり） 10　ロの表の職務区分二の項に規定する警視庁における「別に定めるもの」とは、神田警察署長、万世橋警察署長、中央警察署長、久松警察署長、愛宕警察署長、三田警察署長、高輪警察署長、大崎警察署長、世田谷警察署長、成城警察署長、練馬警察署長、西新井警察署長、城東警察署長、亀有警察署長、葛飾警察署長、小松川警察署長、小金井警察署長、田無警察署長及び調布警察署長をいう。 11　（現行のとおり） 別表第１から別表第３まで　（現行のとおり）	分四の項に定めるものを除き、次の各号に定めるものをいう。 (1)から(5)まで　（略） ６から９まで　（略） 10　ロの表の職務区分二の項に規定する警視庁における「別に定めるもの」とは、神田警察署長、万世橋警察署長、中央警察署長、久松警察署長、愛宕警察署長、三田警察署長、高輪警察署長、大崎警察署長、成城警察署長、練馬警察署長、西新井警察署長、城東警察署長、亀有警察署長、葛飾警察署長、小松川警察署長、小金井警察署長、田無警察署長及び調布警察署長をいう。 11　（略） 別表第１から別表第３まで　（略）

初任給調整手当に関する規則の運用について（昭和42年３月30日付42人委発第113号）新旧対照表（抄）

<table>
<tr><th>改　　正　　案</th><th>現　　行</th></tr>
<tr><td>
第２条関係からその他まで　（現行のとおり）

別表
<table>
<tr><th>区　　分</th><th>公　　署</th></tr>
<tr><td>規則第２条第１項第１号の職</td><td>（現行のとおり）</td></tr>
<tr><td>規則第２条第１項第３号の職</td><td>（現行のとおり）</td></tr>
<tr><td>規則第２条第１項第４号の職</td><td>職員共済組合事業部　職員共済組合シティ・ホール診療所
各保健所（島しょ保健所各出張所を除く。）　児童相談センター　女性相談センター　心身障害者福祉センター　精神保健福祉センター　各総合精神保健福祉センター　北療育医療センター　府中療育センター　各病院
教育庁都立学校教育部　教育庁地域教育支援部
東京消防庁警防部　東京消防庁人事部　<u>東京消防庁安全推進部</u>
警視庁健康管理本部　警察学校</td></tr>
</table>
</td><td>
第２条関係からその他まで　（略）

別表
<table>
<tr><th>区　　分</th><th>公　　署</th></tr>
<tr><td>規則第２条第１項第１号の職</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>規則第２条第１項第３号の職</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>規則第２条第１項第４号の職</td><td>職員共済組合事業部　職員共済組合シティ・ホール診療所
各保健所（島しょ保健所各出張所を除く。）　児童相談センター　女性相談センター　心身障害者福祉センター　精神保健福祉センター　各総合精神保健福祉センター　北療育医療センター　府中療育センター　各病院
教育庁都立学校教育部　教育庁地域教育支援部
東京消防庁警防部　東京消防庁人事部　<u>消防技術安全所</u>
警視庁健康管理本部　警察学校</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

給料の特別調整額に関する規程（昭和三十二年東京都訓令甲第十号）新旧対照表（抄）

改正案			現行		
第一条から第四条まで　（現行のとおり） 別表第一（第二条関係）			第一条から第四条まで　（略） 別表第一（第二条関係）		
組織の区分	職	特別調整額の区分	組織の区分	職	特別調整額の区分
本庁	（現行のとおり）	（現行のとおり）	本庁	（略）	（略）
	（現行のとおり）	（現行のとおり）		（略）	（略）
	（現行のとおり）	（現行のとおり）		（略）	（略）
	（現行のとおり）	（現行のとおり）		（略）	（略）
	（現行のとおり）	（現行のとおり）		（略）	（略）
	総務課長 子供政策連携室子供政策連携推進部企画課長	（現行のとおり）		総務課長 総務局人事部人事課長 総務局人事部調査課長 総務局行政部区政課長 総務局行政部市町村課長 財務局主計部財政課長	（略）
	総務局人事部人事課長 総務局人事部調査課長 総務局行政部区政課長 総務局行政部市町村課長 財務局主計部財政課長				
	課長（総務課長及び子供政策連携室子供政策連携推進部企画課長並びに総務局人事部人事課長、総務局人事部調査課長、総務局行政部区政課長、総務局行政部市町村課長及び財務局主計部財政課長を除く。） 担当課長（職層名専門副参事の職（総務局総務部政策法務担当課長、訟務担当課長、審理担当課長及び法務担当課長並びに福祉保健局医療政策部	（現行のとおり）		課長（総務課長並びに総務局人事部人事課長、総務局人事部調査課長、総務局行政部区政課長、総務局行政部市町村課長及び財務局主計部財政課長を除く。） 担当課長（職層名専門副参事の職（総務局総務部政策法務担当課長、訟務担当課長、審理担当課長及び法務担当課長並びに福祉保健局医療政策部地	（略）

	看護人材担当課長及び保健政策部地域保健推進担当課長を除く。）に限る。）	（現行のとおり）	（現行のとおり）	（現行のとおり）	（現行のとおり）	本庁行政機関及び地方行政機関
	（現行のとおり）	（現行のとおり）	（現行のとおり）	（現行のとおり）	（現行のとおり）	
	（現行のとおり）	（現行のとおり）	（現行のとおり）	（現行のとおり）	（現行のとおり）	
（現行のとおり）	担当部長（住宅政策本部（住宅企画部、民間住宅部及び都営住宅経営部に限る。））、病院経営本部（経営企画部及びサービス推進部に限る。）及び中央卸売市場（管理部及び事業部に限る。）の担当部長を除き、職層名専門参事の職に限る。） 参事研究員 部長監察医 保健所の所長 心身障害者福祉センターの次長 北療育医療センター及び府中療育センターの部長 総合精神保健福祉センターの副所長 健康安全研究センターの部長（企画調整部長及び広域監視部長を除く。）及び精度管理室長 都立病院の部長（看護部長を除く。）	（現行のとおり）	（現行のとおり）	（現行のとおり）	（現行のとおり）	

	域保健推進担当課長を除く。）に限る。）	（略）	（略）	（略）	（略）	本庁行政機関及び地方行政機関
	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	
	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	
（略）	担当部長（都民安全推進本部、住宅政策本部（住宅企画部及び都営住宅経営部に限る。）、病院経営本部（経営企画部及びサービス推進部に限る。）及び中央卸売市場（管理部及び事業部に限る。）の担当部長を除き、職層名専門参事の職に限る。） 参事研究員 部長監察医 保健所の所長 心身障害者福祉センターの次長 北療育医療センター及び府中療育センターの部長 総合精神保健福祉センターの副所長 健康安全研究センターの部長（企画調整部長及び広域監視部長を除く。）及び精度管理室長 都立病院の部長（看護部長を除く。）	（略）	（略）	（略）	（略）	

住宅政策本部、病院経営本部及び中央卸売市場の総務課長	（現行のとおり）
住宅政策本部（住宅企画部、民間住宅部及び都営住宅経営部に限る。）の課長（総務課長を除く。） 病院経営本部（経営企画部及びサービス推進部に限る。）の課長（総務課長を除く。）及び担当課長（職層名専門副参事の職に限る。） 中央卸売市場（管理部及び事業部に限る。）の課長（総務課長を除く。） 医長、監察医長、地域援助医長及び医療審査医長 保健所の保健対策課長、歯科保健担当課長及び出張所副所長 児童相談センターの治療指導課長 北療育医療センター城南分園及び城北分園の園長 総合精神保健福祉センターの科長及び課長 精神保健福祉センターの所長 健康安全研究センターの科長、健康危機管理情報課長、疫学情報担当課長及び精度管理室副室長	（現行のとおり）

都民安全推進本部、住宅政策本部、病院経営本部及び中央卸売市場の総務課長	（略）
都民安全推進本部の課長（総務課長を除く。） 住宅政策本部（住宅企画部及び都営住宅経営部に限る。）の課長（総務課長を除く。） 病院経営本部（経営企画部及びサービス推進部に限る。）の課長（総務課長を除く。）及び担当課長（職層名専門副参事の職に限る。） 中央卸売市場（管理部及び事業部に限る。）の課長（総務課長を除く。） 医長、監察医長、地域援助医長及び医療審査医長 保健所の保健対策課長、歯科保健担当課長及び出張所副所長 児童相談センターの治療指導課長 北療育医療センター城南分園及び城北分園の園長 総合精神保健福祉センターの科長及び課長 精神保健福祉センターの所長 健康安全研究センターの科長、健康危機管理情報課長、疫学情報担当課長及び精度管理室副室長	（略）

住宅政策本部（住宅企画部、民間住宅部及び都営住宅経営部に限る。）の担当課長 病院経営本部（経営企画部及びサービス推進部に限る。）の担当課長（職層名専門副参事の職を除く。） 中央卸売市場（管理部及び事業部に限る。）の担当課長 健康安全研究センターの副参事研究員	（現行のとおり）
課長（住宅政策本部（住宅企画部、民間住宅部及び都営住宅経営部に限る。）、病院経営本部（経営企画部及びサービス推進部に限る。）及び中央卸売市場（管理部及び事業部に限る。）の課長、保健所の保健対策課長、児童相談センターの治療指導課長、総合精神保健福祉センターの課長及び健康安全研究センターの健康危機管理情報課長を除く。） 担当課長（住宅政策本部（住宅企画部、民間住宅部及び都営住宅経営部に限る。）、病院経営本部及び中央卸売市場（管理部及び事業部に限る。）の担当課長（病院経営本部については、経営企画部若しくはサービス推進部に所属する者又は職層名専門副参事の職に限る。）、保健所の歯科保健担当課長及び健康安全研究センターの疫学情報担当課長を除く。） 副参事研究員（健康安全研究センターの副参事研究員を除く。） 技師長及び看護担当科長 分課である事業所の長（職層名副参事の職に限る。）	（現行のとおり）

都民安全推進本部の担当課長 住宅政策本部（住宅企画部及び都営住宅経営部に限る。）の担当課長 病院経営本部（経営企画部及びサービス推進部に限る。）の担当課長（職層名専門副参事の職を除く。） 中央卸売市場（管理部及び事業部に限る。）の担当課長 健康安全研究センターの副参事研究員	（略）
課長（都民安全推進本部、住宅政策本部（住宅企画部及び都営住宅経営部に限る。）、病院経営本部（経営企画部及びサービス推進部に限る。）及び中央卸売市場（管理部及び事業部に限る。）の課長、保健所の保健対策課長、児童相談センターの治療指導課長、総合精神保健福祉センターの課長及び健康安全研究センターの健康危機管理情報課長を除く。） 担当課長（都民安全推進本部、住宅政策本部（住宅企画部及び都営住宅経営部に限る。）、病院経営本部及び中央卸売市場（管理部及び事業部に限る。）の担当課長（病院経営本部については、経営企画部若しくはサービス推進部に所属する者又は職層名専門副参事の職に限る。）、保健所の歯科保健担当課長及び健康安全研究センターの疫学情報担当課長を除く。） 副参事研究員（健康安全研究センターの副参事研究員を除く。） 技師長及び看護担当科長 分課である事業所の長（職層名副参	（略）

東京都収用委員会事務局から地方			
（現行のとおり）	（現行のとおり）	当該事業所の長が課長相当職とされている事業所の長（職層名副参事の職に限る。） 副所長（総合精神保健福祉センターの副所長及び職層名参事の職を除く。） 副園長（職層名参事の職を除く。） 副場長（職層名参事の職を除く。） 監察医務院、北療育医療センター及び府中療育センターの科長 府中療育センターの地域療育支援担当科長 監察医務院及び総合精神保健福祉センターの事務長 看護専門学校の副校長 北療育医療センター城南分園及び城北分園の次長 北療育医療センター及び府中療育センターの事務次長 神経病院の事務局次長 都立病院の科長 皮革技術センターの所長（職層名専門参事の職を除く。） 島しょ農林水産総合センターの室長及び事業所長（三宅事業所長を除く。） 中央・城北職業能力開発センターの再就職促進訓練室長	
（現行のとおり）	（現行のとおり）		

東京都収用委員会事務局から地方			
（略）	（略）	事の職に限る。） 当該事業所の長が課長相当職とされている事業所の長（職層名副参事の職に限る。） 副所長（総合精神保健福祉センターの副所長及び職層名参事の職を除く。） 副園長（職層名参事の職を除く。） 副場長（職層名参事の職を除く。） 監察医務院、北療育医療センター及び府中療育センターの科長 府中療育センターの地域療育支援担当科長 監察医務院及び総合精神保健福祉センターの事務長 看護専門学校の副校長 北療育医療センター城南分園及び城北分園の次長 北療育医療センター及び府中療育センターの事務次長 神経病院の事務局次長 都立病院の科長 皮革技術センターの所長（職層名専門参事の職を除く。） 島しょ農林水産総合センターの室長及び事業所長（三宅事業所長を除く。） 中央・城北職業能力開発センターの再就職促進訓練室長	
（略）	（略）		

別表第二及び別表第三（現行のとおり）	公務員災害補償基金東京都支部まで	
別表第二及び別表第三（略）	公務員災害補償基金東京都支部まで	

給料の特別調整額に関する規程（昭和３５年４月１５日訓令甲第１４号）新旧対照表

<table>
<tr><th>改　　正　　案</th><th>現　　行</th></tr>
<tr><td>第１条から第４条まで　（現行のとおり）
別表第１（第２条関係）
<table>
<tr><th>支給範囲</th><th>特別調整額の区分</th></tr>
<tr><td>理事官職（初任給、昇格及び昇給等に関する規則（昭和48年東京都人事委員会規則第3号。以下「初任給等規則」という。）別表第8イの項及びロの項に規定する職務区分1の職並びに医療職給料表(一)の適用を受けるもの）</td><td>（現行のとおり）</td></tr>
<tr><td>理事官職（初任給等規則別表第8イの項及びロの項に規定する職務区分2の職）</td><td>（現行のとおり）</td></tr>
<tr><td>理事官職（初任給等規則別表第８イの項に規定する職務区分３の職並びに公安職給料表の適用を受けるもののうち聴聞官、暴力団排除対策官、方面本部副本部長（第一方面本部副本部長を除く。）、犯罪抑止対策官及び警察署長（区分２の職及び島部警察署長を除く。））</td><td>区分３</td></tr>
<tr><td>理事官職（他の区分の職を除く。）から管理官職（警部及び警察署の課長である副参事）まで</td><td>（現行のとおり）</td></tr>
</table>
別表第２及び別表第３　（現行のとおり）</td>
<td>第１条から第４条まで　（略）
別表第１（第２条関係）
<table>
<tr><th>支給範囲</th><th>特別調整額の区分</th></tr>
<tr><td>理事官職（初任給、昇格及び昇給等に関する規則（昭和48年東京都人事委員会規則第3号。以下「初任給等規則」という。）別表第8イの項及びロの項に規定する職務区分1の職並びに医療職給料表(一)の適用を受けるもの）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>理事官職（初任給等規則別表第8イの項及びロの項に規定する職務区分2の職）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>理事官職（初任給等規則別表第８イの項に規定する職務区分３の職並びに公安職給料表の適用を受けるもののうち聴聞官、方面本部副本部長（第一方面本部副本部長を除く。）、犯罪抑止対策官及び警察署長(区分２の職及び島部警察署長を除く。)）</td><td>区分３</td></tr>
<tr><td>理事官職（他の区分の職を除く。）から管理官職（警部及び警察署の課長である副参事）まで</td><td>（略）</td></tr>
</table>
別表第２及び別表第３　（略）</td></tr>
</table>

東京消防庁職員の給料の特別調整額に関する規程（昭和３２年４月東京消防庁訓令甲第３号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付し、又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付し、又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

別表第１（第２条関係）

組織の区分	職	特別調整額の区分
各部	［略］	［略］
消防学校	初任給等規則別表第８ロの項に規定する職務区分二の職	区分二
	消防監の職	区分三
	課長	区分七（人事委員会の承認を得て消防総監が別に定めるものについては区分六（消防吏員を除く。））
消防方面本部	初任給等規則別表第８ロの項に規定する職務区分二の職	区分二
	消防監の職	区分三
	副本部長	区分五
	消防司令長の職（副本部長を除く。）	区分七
［略］		

改正前

別表第１（第２条関係）

組織の区分	職	特別調整額の区分
各部及び対策本部	［同左］	［同左］
消防学校	初任給等規則別表第８ロの項に規定する職務区分二の職	区分二
	消防監の職	区分三
	課長	区分七（人事委員会の承認を得て消防総監が別に定めるものについては区分六（消防吏員を除く。））
消防技術安全所	初任給等規則別表第８ロの項に規定する職務区分二の職	区分二
	消防監の職	区分三
	初任給等規則別表第８イの項に規定する職務区分三の職	
	課長	区分七（人事委員会の承認を得て消防総監が別に定めるものについては区分六（消防吏員を除く。））
消防方面本部	初任給等規則別表第８ロの項に規	区分二

		定する職務区分二の職	
		消防監の職	区分三
		副本部長	区分五
		消防司令長の職（副本部長を除く。）	区分七
	［同左］		

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この訓令は、令和４年４月１日から施行する。

宿日直手当支給規程（昭和４３年３月２５日訓令甲第９号）新旧対照表

改　　正　　案

第１条　（現行のとおり）

（宿日直手当の支給対象となる勤務及び支給額）
第２条　本文（現行のとおり）

支給区分	勤務区分	勤務時間	支給額
本部当直	警視庁警察職員勤務規程（平成１２年3月２４日訓令甲第１６号。以下「勤務規程」という。）第１２条に定める宿直勤務及び日直勤務のうち警視庁本部（警視庁組織規則（昭和４７年４月１日東京都公安委員会規則第２号）第２章における警視庁本部をいう。）、方面本部、犯罪抑止対策本部、人身安全関連事案総合対策本部及びサイバーセキュリティ対策本部において行うもの	（現行のとおり）	（現行のとおり）
		（現行のとおり）	（現行のとおり）
学校当直から島部当直まで	（現行のとおり）	（現行のとおり）	（現行のとおり）

第３条　（現行のとおり）

現　　行

第１条　（略）

（宿日直手当の支給対象となる勤務及び支給額）
第２条　本文（略）

支給区分	勤務区分	勤務時間	支給額
本部当直	警視庁警察職員勤務規程（平成１２年3月２４日訓令甲第１６号。以下「勤務規程」という。）第１２条に定める宿直勤務及び日直勤務のうち警視庁本部（警視庁組織規則（昭和４７年４月１日東京都公安委員会規則第２号）第２章における警視庁本部をいう。）、方面本部、犯罪抑止対策本部、人身安全関連事案総合対策本部、サイバーセキュリティ対策本部及びオリンピック・パラリンピック競技大会総合対策本部において行うもの	（略）	（略）
		（略）	（略）
学校当直から島部当直まで	（略）	（略）	（略）

第３条　（略）

学校職員の給与に関する条例施行規則（昭和三十七年東京都教育委員会規則第二十八号）新旧対照表（抄）

改正案	現行
第一条から第七条まで　（現行のとおり）	第一条から第七条まで　（略）
第七条の二　（現行のとおり）	第七条の二　（略）
（削除）	2　前項の規定にかかわらず、臨時的に任用された教育職員、実習助手、寄宿舎指導員、事務職員、技術職員（栄養士の業務に従事する者に限る。）及び学校栄養職員が病気休暇を承認され勤務しないときは、条例第十六条に規定する給与の減額を行う。
第八条から第十一条まで　（現行のとおり）	第八条から第十一条まで　（略）
（勤務一時間当たりの給料等の額の算出）	（勤務一時間当たりの給料等の額の算出）
第十二条　（現行のとおり）	第十二条　（略）
2　（現行のとおり）	2　（略）
一　再任用短時間勤務職員及び育児短時間勤務職員等以外の職員　勤務時間条例第三条第一項に規定する一週間の正規の勤務時間に五十二を乗じて得たものから七時間四十五分に十八を乗じて得たものを減じた時間	一　再任用短時間勤務職員及び育児短時間勤務職員等以外の職員　勤務時間条例第三条第一項に規定する一週間の正規の勤務時間に五十二を乗じて得たものから七時間四十五分に十九を乗じて得たものを減じた時間
二及び三　（現行のとおり）	二及び三　（略）
3　（現行のとおり）	3　（略）
第十三条から第十五条まで　（現行のとおり）	第十三条から第十五条まで　（略）
別記様式第一号から別記様式第四号まで　（現行のとおり）	別記様式第一号から別記様式第四号まで　（略）

職員の給与に関する条例施行規則（昭和三十七年東京都規則第百七十二号）新旧対照表（抄）

改正案	現行
第一条から第十一条まで　（現行のとおり）	第一条から第十一条まで　（略）
（勤務一時間当たりの給料等の額の算出）	（勤務一時間当たりの給料等の額の算出）
第十二条　（現行のとおり）	第十二条　（略）
２　（現行のとおり）	２　（略）
一　再任用短時間勤務職員及び育児短時間勤務職員等以外の職員　勤務時間条例第二条第一項に規定する一週間の正規の勤務時間に五十二を乗じて得たものから七時間四十五分に十八を乗じて得たものを減じた時間	一　再任用短時間勤務職員及び育児短時間勤務職員等以外の職員　勤務時間条例第二条第一項に規定する一週間の正規の勤務時間に五十二を乗じて得たものから七時間四十五分に十九を乗じて得たものを減じた時間
二及び三　（現行のとおり）	二及び三　（略）
３　（現行のとおり）	３　（略）
第十三条から第十五条まで　（現行のとおり）	第十三条から第十五条まで　（略）
別記様式第一号から様式第四号まで　（現行のとおり）	別記様式第一号から様式第四号まで　（略）

東京都職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則（平成九年東京都規則第五十一号）　新旧対照表（抄）

改正案	現行
第一条から第五条まで　（現行のとおり） 附　則 1から4まで　（現行のとおり） （小笠原業務手当に関する規定の失効する日） 5　条例附則第六項に規定する日は、令和七年三月三十一日とする。 別表（第二条関係） 手当番号 / 種類 / 支給範囲 / 手当額 / 摘要 1 / （現行のとおり） / （現行のとおり） / （現行のとおり） / （現行のとおり） 2 / 危険現場等作業手当 / (1)から(4)まで　（現行のとおり） (5)　財務局経理部、財産運用部若しくは建築保全部、都市整備局総務部企画技術課若しくは市街地建築部、多摩建築指導事務所、市街地整備事務所、住宅政策本部住宅企画部技術管理課、住宅建設事務所、健康安全研究センター、保健所、建設事務所、江東治水事務所、東京港管理事務所、東京港建設事務所又は共済組合 / （現行のとおり） / （現行のとおり）	第一条から第五条まで　（略） 附　則 1から4まで　（略） （小笠原業務手当に関する規定の失効する日） 5　条例附則第六項に規定する日は、令和四年三月三十一日とする。 別表（第二条関係） 手当番号 / 種類 / 支給範囲 / 手当額 / 摘要 1 / （略） / （略） / （略） / （略） 2 / 危険現場等作業手当 / (1)から(4)まで　（略） (5)　財務局経理部、財産運用部若しくは建築保全部、都市整備局総務部企画技術課若しくは市街地建築部、多摩建築指導事務所、市街地整備事務所、住宅政策本部都営住宅経営部技術管理課、住宅建設事務所、健康安全研究センター、保健所、建設事務所、江東治水事務所、東京港管理事務所、東京港建設事務所又は共済組合管理部会計課若し

		3から8まで			
		（現行のとおり）	税務事務特別手当	9	
管理部会計課若しくは事業部貸付課に所属する職員が、次に掲げる建設現場その他の足場の不安定な箇所で、工事監督又は検査の業務に従事したとき。 ア及びイ　（現行のとおり） ⑹　（現行のとおり）	（現行のとおり） （現行のとおり）	（現行のとおり）	都税の賦課徴収の事務に専ら従事する職員で、次に掲げるものが、当該業務のうち、納税義務者等との折衝に係るもの（総務局長が定めるものに限る。）又は軽油引取税若しくは犯則事件の調査に係るもの（総務局長が定めるものに限る。）に従事したとき。 ⑴　主税局に所属する職員（職層名副参事以上の職にある者を	日額　六百四十円	
		（現行のとおり）			

		3から8まで			
		（略）	税務事務特別手当	9	
くは事業部貸付課に所属する職員が、次に掲げる建設現場その他の足場の不安定な箇所で、工事監督又は検査の業務に従事したとき。 ア及びイ　（略） ⑹　（略）	（略） （略）	（略）	都税の賦課徴収の事務に専ら従事する職員で、次に掲げるものが、当該業務に従事したとき。 ⑴　主税局に所属する職員（職層名副参事以上の職にある者を	日額　四百四十円（特に困難であると総	
		（略）			

	10 及び 11	12
	（現行のとおり）	福祉等業務手当
除く。） ⑵ （現行のとおり）	（現行のとおり）	⑴ （現行のとおり） ⑵ 支庁又は西多摩福祉事務所に所属する社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第十五条に規定する福祉事務所現業員若しくは福祉事務所指導監督員又はこれらに準ずる者が、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）又は児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）に規定する業務を行うため家庭を訪問したとき。
（現行のとおり）	（現行のとおり）	（現行のとおり） （現行のとおり）
	（現行のとおり）	

	10 及び 11	12
	（略）	福祉等業務手当
除く。） ⑵ （略）	（略）	⑴ （略） ⑵ 支庁、西多摩福祉事務所又は児童相談所（児童相談センターを含む。）に所属する社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第十五条に規定する福祉事務所現業員若しくは福祉事務所指導監督員、児童福祉司又はこれらに準ずる者が、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）又は児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）に規定する業務を行うため家庭を訪問したと
務局長が定める業務に従事した場合にあっては、六百四十円） （略）	（略）	（略） （略）
	（略）	

					13から19まで
					（現行のとおり）
		(3) 児童相談所に所属する児童福祉司若しくはこれに準ずる者又は児童心理司が、児童福祉法に規定する業務を行うため家庭を訪問したとき、若しくは面接（養護相談、非行相談又はこれらに準ずる相談に係るものに限る。）を行ったとき、又は同法に規定する一時保護を行ったとき。			（現行のとおり）
		日額 九百五十円			（現行のとおり）
					（現行のとおり）

					13から19まで
					（略）
		き。			（略）
		（新設）			（略）
					（略）

学校職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則（平成九年東京都教育委員会規則第十二号）新旧対照表（抄）

改正案

第一条　（現行のとおり）

（手当の支給範囲及び支給額）

第二条　条例第八条から第十条まで、第十二条から第十五条まで及び第十九条に規定する手当の支給範囲及び支給額は、別表第一に定めるところによる。

２　（現行のとおり）

第三条及び第四条　（現行のとおり）

附　則

１及び２　（現行のとおり）

（小笠原業務手当に関する規定の失効する日）

３　条例附則第三項に規定する日は、令和七年三月三十一日とする。

４　（現行のとおり）

別表第一（第二条関係）

手当番号	種類	支給範囲	手当額	摘要
１から４まで	（現行のとおり）	（現行のとおり）	（現行のとおり）	（現行のとおり）
５	削除			

現行

第一条　（略）

（手当の支給範囲及び支給額）

第二条　条例第七条から第十条まで、第十二条から第十五条まで及び第十九条に規定する手当の支給範囲及び支給額は、別表第一に定めるところによる。

２　（略）

第三条及び第四条　（略）

附　則

１及び２　（略）

（小笠原業務手当に関する規定の失効する日）

３　条例附則第三項に規定する日は、平成三十四年三月三十一日とする。

４　（略）

別表第一（第二条関係）

手当番号	種類	支給範囲	手当額	摘要
１から４まで	（略）	（略）	（略）	（略）
５	船員勤務手当	東京都立大島海洋国際高等学校の実習船に乗船する職員のうち、船員法（昭和二十二年法律第百号）の適用を受ける者が、当該実習船の航行等	ア　水産実習の指導に従事しないとき。	船長等とは、船舶職員及び小型船舶操縦者

6から12まで					
（現行のとおり）					
（現行のとおり）					
（現行のとおり）					
（現行のとおり）					

6から12まで					
（略）					
（略）	に係る業務に従事したとき。				
（略）	船長等 日額 二千六百十円 その他の職員 日額 二千二百三十円 イ 水産実習の指導に従事するとき。 船長等 日額 二千八百八十円 その他の職員 日額 二千五百円				
（略）	法施行令（昭和五十八年政令第十三号）別表第一船舶職員の欄に掲げられた者で、実習船（大島丸）の航行区域等に応じて当該船舶に乗り組むことが義務付けられているものをいう。				

13			
教員特殊業務手当			
(1) ア（現行のとおり） イ（現行のとおり） ウ（現行のとおり） エ（現行のとおり） (2) (1)に規定する職員が、学校が計画し、かつ、実施する修学旅行等において次に掲げる業務に従事したとき。 ア 児童又は生徒を引率して行う指導業務で泊を伴うものに従事したとき（イに規定する場合を除く。）。 イ 東京都立大島海洋国際高等学校の航海実習において生徒を引率して行う指導業務で泊を伴うものに従事したとき。 (3)及び(4)	日額 八千円 日額 一万六千円 日額 七千五百円 日額 七千五百円 日額 四千七百円 日額 五千百円 （現行のとおり）	（現行のとおり）	

13			
教員特殊業務手当			
(1) ア（略） イ（略） ウ（略） エ（略） (2) (1)に規定する職員が、学校が計画し、かつ、実施する修学旅行等において児童又は生徒を引率して行う指導業務で泊を伴うものに従事したとき。 (3)及び(4)	日額 三千二百円 日額 六千四百円 日額 三千円 日額 三千円 日額 千七百円 （略）	（略）	

別表第二（現行のとおり）	14から17まで	（現行のとおり）	（現行のとおり）	（現行のとおり）
別表第二（略）	14から17まで	（略）	（略）	（略）

東京都教育委員会職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則（平成九年東京都教育委員会規則第十三号）　新旧対照表（抄）

改正案	現行
第一条　（現行のとおり） （手当の支給範囲及び支給額） 第二条　条例第五条、第七条、第十一条及び第十三条に規定する手当の支給範囲及び支給額は、別表に定めるところによる。 （支給方法） 第三条　条例第十四条第一項に規定する人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める手当は、交替制勤務者等業務手当とする。 （削除） （削除） ２　（現行のとおり） 第四条　（現行のとおり） 附　則 （施行期日） １　（現行のとおり） （小笠原業務手当に関する規定の失効する日） ２　条例附則第三項に規定する日は、令和七年三月三十一日とする。 別表（第二条関係）	第一条　（略） （手当の支給範囲及び支給額） 第二条　条例第四条、第五条、第七条、第十一条及び第十三条に規定する手当の支給範囲及び支給額は、別表に定めるところによる。 （支給方法） 第三条　条例第十四条第一項に規定する人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める手当は、次のとおりとする。 一　船員勤務手当 二　交替制勤務者等業務手当 ２　（略） 第四条　（略） 附　則 （施行期日） １　（略） （小笠原業務手当に関する規定の失効する日） ２　条例附則第三項に規定する日は、平成三十四年三月三十一日とする。 別表（第二条関係）

手当番号	種類	支給範囲	手当額	摘要
1	削除			
2	削除			

手当番号	種類	支給範囲	手当額	摘要
1	削除			
2	船員勤務手当	東京都立大島海洋国際高等学校の実習船に乗船する職員のうち、船員法（昭和二十二年法律第百号）の適用を受けるものが、当該実習船の航行等に係る業務に従事したとき。	ア　水産実習の指導に従事しないとき。 船長等　日額　二千六百十円 その他の職員　日額　二千二百三十円 イ　水産実習の指導に従事するとき。 船長等　日額　二千八百八十円 その他の職員　日額　二千五百円	船長等とは、船舶職員及び小型船舶操縦者法施行令（昭和五十八年政令第十三号）別表第一船舶職員の欄に掲げられた者で、実習船（大島

				3から11までのとおり（現行）
				（現行のとおり）
				（現行のとおり）
				（現行のとおり）

				3から11まで
				（略）
				（略）
				（略）
				（略）
				丸）の航行区域等に応じて当該船舶に乗り組むことが義務付けられているものをいう。

警視庁職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則（平成九年東京都規則第五十二号）　新旧対照表（抄）

改正案	現行
第一条から第五条まで　（現行のとおり） 附　則 1　（現行のとおり） （小笠原業務手当に関する規定の失効する日） 2　条例附則第三項に規定する人事委員会の承認を得て規則で定める日は、令和七年三月三十一日とする。 3から6まで　（現行のとおり） 別表（第二条関係）	第一条から第五条まで　（略） 附　則 1　（略） （小笠原業務手当に関する規定の失効する日） 2　条例附則第三項に規定する人事委員会の承認を得て規則で定める日は、令和四年三月三十一日とする。 3から6まで　（略） 別表（第二条関係）

手当番号	種類	支給範囲	手当額	摘要
1	捜査等業務手当	(1)ア　暴力団、国際犯罪組織等に係る犯罪の捜査又は取締りに従事した組織犯罪対策総務課、犯罪収益対策課、国際犯罪対策課、暴力団対策課、薬物銃器対策課、警視庁組織犯罪対策特別捜査隊又は警察署に所属する職員（職員の給与に関する条例（昭和二十六年東京都条例第七十五号）第九条の二に規定する給料の特別調整額の支給を受ける職員、東京都の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成十四年東京都条例第百六十一号）第二条第一項の規定により任期を定めて採用され	（現行のとおり）	（現行のとおり）

手当番号	種類	支給範囲	手当額	摘要
1	捜査等業務手当	(1)ア　暴力団、国際犯罪組織等に係る犯罪の捜査又は取締りに従事した組織犯罪対策総務課、組織犯罪対策第一課、組織犯罪対策第二課、組織犯罪対策第三課、組織犯罪対策第四課、組織犯罪対策第五課、警視庁組織犯罪対策特別捜査隊又は警察署に所属する職員（職員の給与に関する条例（昭和二十六年東京都条例第七十五号）第九条の二に規定する給料の特別調整額の支給を受ける職員、東京都の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成十四年東京都条例第百六十一号）第二条	（略）	（略）

た職員（以下「特定任期付職員」という。）及び東京都の一般職の任期付研究員の採用及び給与の特例に関する条例（平成十四年東京都条例第百六十二号）第四条第一号の規定により任期を定めて採用された職員（以下「管理職員」と総称する。）を除く。）	（現行のとおり）	イ　犯罪の捜査、取締り、現場鑑識又は警護に従事した交通執行課、交通捜査課、駐車対策課、警備第二課、警護課、公安総務課、公安第一課、公安第二課、公安第三課、外事第一課、外事第二課、外事第三課、外事第四課、刑事総務課、捜査第一課、捜査第二課、捜査第三課、捜査共助課、鑑識課、生活安全総務課、生活経済課、生活環境課、保安課、少年育成課、少年事件課、サイバー犯罪対策課、警視庁高速道路交通警察隊、警視庁鉄道警
第一項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）及び東京都の一般職の任期付研究員の採用及び給与の特例に関する条例（平成十四年東京都条例第百六十二号）第四条第一号の規定により任期を定めて採用された職員（以下「管理職員」と総称する。）を除く。）	（略）	イ　犯罪の捜査、取締り、現場鑑識又は警護に従事した交通執行課、交通捜査課、駐車対策課、警備第二課、警護課、公安総務課、公安第一課、公安第二課、公安第三課、外事第一課、外事第二課、外事第三課、外事第四課、刑事総務課、捜査第一課、捜査第二課、捜査第三課、捜査共助課、鑑識課、生活安全総務課、生活経済課、生活環境課、保安課、少年育成課、少年事件課、サイバー犯罪対策課、組織犯罪対策総務課、警視庁高速道路交通警

	2から12まで	13
	（現行のとおり）	特別救助手当
察隊、警視庁サイバー攻撃対策センター、警視庁公安機動捜査隊、警視庁捜査支援分析センター、警視庁機動捜査隊、警視庁生活安全特別捜査隊又は警察署に所属する職員（管理職員を除く。） ウ　（現行のとおり） エ　現場鑑識以外の鑑識に従事した交通捜査課、公安第四課、捜査第一課、捜査第三課、捜査共助課、鑑識課、薬物銃器対策課又は警視庁航空隊に所属する職員（管理職員を除く。） オ　（現行のとおり） (2)から(5)まで　（現行のとおり）	（現行のとおり）	（現行のとおり）
（現行のとおり） （現行のとおり） （現行のとおり） （現行のとおり）	（現行のとおり）	（現行のとおり）
（現行のとおり）	（現行のとおり）	ア　（現行のとおり） イ　(1)又は(2)の業務に日没時から日出時までの間に従事した場合は、それぞれ(1)又は(2)の手当額の欄に定める手当額に当該手当額の百分の五十に相当する額を加算する。

	2から12まで	13
	（略）	特別救助手当
察隊、警視庁鉄道警察隊、警視庁サイバー攻撃対策センター、警視庁公安機動捜査隊、警視庁捜査支援分析センター、警視庁機動捜査隊、警視庁生活安全特別捜査隊又は警察署に所属する職員（管理職員を除く。） ウ　（略） エ　現場鑑識以外の鑑識に従事した交通捜査課、公安第四課、捜査第一課、捜査第三課、捜査共助課、鑑識課、組織犯罪対策第五課又は警視庁航空隊に所属する職員（管理職員を除く。） オ　（略） (2)から(5)まで　（略）	（略）	（略）
（略） （略） （略） （略）	（略）	（略）
（略）	（略）	ア　（略） （新設）

	14から24まで	（現行のとおり）	（現行のとおり）	（現行のとおり）	ウ（現行のとおり）

	14から24まで	（略）	（略）	（略）	イ（略）

学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成七年東京都教育委員会規則第五号）新旧対照表（抄）

改正案	現行
第一条から第十一条の二まで　（現行のとおり）	第一条から第十一条の二まで　（略）
（新たに条例等の適用を受ける職員等の年次有給休暇の付与）	（新たに条例等の適用を受ける職員の年次有給休暇の付与）
第十二条　（現行のとおり）	第十二条　（略）
２　（現行のとおり）	２　（略）
一　東京都の職員（学校職員を除く。）又は企業職員（これらの職員のうち臨時的任用の職にあった者を除く。）	一　東京都の職員（学校職員を除く。）又は企業職員
二及び三　（現行のとおり）	二及び三　（略）
３　東京都公立学校会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成二十七年東京都教育委員会規則第九号）等の適用を受けていた職員が引き続いてこの規則の適用を受ける場合における当該職員のその年度の年次有給休暇の日数は、この規則の適用を受けることとなる日の前日に使用することができる日数のうちその年度に付与されたものに、この規則の適用を受けることとなった月に応じ、別表第一の二に定める日数を加えたものとする。	３　東京都公立学校会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成二十七年東京都教育委員会規則第九号）等の適用を受けていた職員が引き続いてこの規則の適用を受ける場合における当該職員のその年の年次有給休暇の日数は、この規則の適用を受けることとなる日の前日に使用することができる日数のうちその年度に付与されたものに、この規則の適用を受けることとなった月に応じ、別表第一の二に定める日数を加えたものとする。
４　非常勤職員（再任用短時間勤務職員及び前項に規定する者を除く。）であって、新たにこの規則の適用を受けることとなる職員のその年度の年次有給休暇の日数は、新たにこの規則の適用を受けることとなる日（以下この項において「採用日」という。）前一年の期間内に付与された年次有給休暇の日数に当該年次有給休暇の付与日（以下この項において「前付与日」という。）から採用日の前日までの月数を十二で除して得た数を乗じて得た日数（一日未満の端数があるときは、これを日単位に切り上げた日数）に前付与日前一年の期間内に付与された年次有給休暇の日数のうち使用しなかった日数及びこの規則の適用を受けることとなった月に応じ別表第一の二に定める日数を加えた日数から、前付与日から採用日の前日までに使用した日数を差し引いたものとする。	４　非常勤職員（再任用短時間勤務職員及び前項に規定する者を除く。）であって、新たにこの規則の適用を受けることとなる職員のその年の年次有給休暇の日数は、新たにこの規則の適用を受けることとなる日（以下この項において「採用日」という。）前一年の期間内に付与された年次有給休暇の日数に当該年次有給休暇の付与日（以下「前付与日」という。）から採用日の前日までの月数を十二で除して得た数を乗じて得た日数（一日未満の端数があるときは、これを日単位に切り上げた日数）に前付与日前一年の期間内に付与された年次有給休暇の日数のうち使用しなかった日数及びこの規則の適用を受けることとなった月に応じ別表第一の二に定める日数を加えた日数から、前付与日から採用日の前日までに使用した日数を差し引いたものとする。
５　東京都の臨時的任用の職に在職する者が退職後引き続き職員	（新設）

（条例第十五条第五項に規定する臨時的に任用された教育職員、実習助手、寄宿舎指導員、事務職員、技術職員（栄養士の業務に従事する者に限る。）及び学校栄養職員（以下「臨時的任用職員」という。）を除く。）として採用された場合における当該職員の当該採用された年度の年次有給休暇の日数は、当該採用された日の前日に使用することができる日数のうちその年度に付与されたものに、当該採用された月に応じ、別表第一の二に定める日数を加えたものとする。

第十二条の二及び第十二条の三　（現行のとおり）

（年次有給休暇の繰越し）

第十三条　条例第十五条第一項及び第二項に規定する年次有給休暇の日数のうち、その年度に使用しなかった日数がある場合は、二十日（第十一条の二各号に掲げる職員にあっては、同条の規定による日数とする。この場合において、当該年度の翌年度の初日に勤務形態が変更される場合にあっては、当該繰越日数に前条第二号イからニまでに掲げる場合に応じ、当該イからニまでに定める率（一を下回るときは、一）を乗じて得た日数（一日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数とし、当該勤務形態の変更がこの条の規定により無調整でなかった場合は、当該勤務形態の変更時において変更後の勤務形態の区分に応じ、第十一条の二各号又は第十二条第一項各号に定める日数を超えるときは、当該日数とする。）とする。）を限度に翌年度に限りこれを繰り越すことができる。ただし、前年度における勤務実績（一の年度における総日数から週休日の日数及び超勤代休時間が承認された勤務日等（日を単位とする場合に限る。）を減じた日数に対する勤務した日数の割合をいう。以下この条及び別表第二において同じ。）が八割に満たない職員については、この限りでない。この場合において、二暦日にわたり継続する正規の勤務時間を割り振られたときのその終期の属する日（他の正規の勤務時間が割り振られた日を除く。）は、一の年度における総日数及び勤務した日数から除

第十二条の二及び第十二条の三　（略）

（年次有給休暇の繰越し）

第十三条　条例第十五条第一項及び第二項に規定する年次有給休暇の日数のうち、その年度に使用しなかった日数がある場合は、二十日（第十一条の二各号に掲げる職員にあっては、同条の規定による日数とする。この場合において、当該年度の翌年度の初日に勤務形態が変更される場合にあっては、当該繰越日数に前条第二号イからニまでに掲げる場合に応じ、当該イからニまでに定める率（一を下回るときは、一）を乗じて得た日数（一日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数とし、当該勤務形態の変更がこの条の規定により無調整でなかった場合は、当該勤務形態の変更時において変更後の勤務形態の区分に応じ、第十一条の二各号又は第十二条第一項各号に定める日数を超えるときは、当該日数とする。）とする。）を限度に翌年度に限りこれを繰り越すことができる。ただし、前年度における勤務実績（一の年度における総日数から週休日の日数及び超勤代休時間が承認された勤務日等（日を単位とする場合に限る。）を減じた日数に対する勤務した日数の割合をいう。以下同じ。）が八割に満たない職員については、この限りでない。この場合において、二暦日にわたり継続する正規の勤務時間を割り振られたときのその終期の属する日（他の正規の勤務時間が割り振られた日を除く。）は、一の年度における総日数及び勤務した日数から除く。

く。

2から6まで　（現行のとおり）

（臨時的任用職員の年次有給休暇の日数）

第十四条　臨時的任用職員の年次有給休暇の日数は、一会計年度において引き続き任用される期間（以下「任用期間」という。）に応じ、別表第三のとおりとする。

2　前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合に該当する臨時的任用職員の年次有給休暇の日数は、当該各号に定める日数とする。

一　同一会計年度内において、東京都の臨時的任用の職に在職する者が任用期間満了後引き続き臨時的任用職員として新たに任用される場合（地方公務員法第二十二条の三第一項の規定による臨時的任用の更新をしたときを含む。）　当該任用以前の勤務と当該任用以後の勤務とが継続するものとみなした場合に当該任用の日以後に使用することができる日数から、当該年度内において使用した日数を差し引いた日数

二　東京都のいずれかの職（臨時的任用の職及び会計年度任用の職を除く。）にあった者若しくはその他教育委員会が定める者が引き続き臨時的任用職員として新たに任用される場合又は東京都の臨時的任用の職に在職する者が任用期間の中途において退職後引き続き臨時的任用職員として新たに任用される場合　新たに臨時的任用職員に任用された日（以下この号において「任用日」という。）前一年の期間内に付与されていた年次有給休暇の日数に当該年次有給休暇の付与日（以下この号において「付与日」という。）から任用日の前日までの月数を十二で除して得た数を乗じた日数（一日未満の端数があるときは、これを日単位に切り上げた日数）に、前付与日前一年の期間内に付与されていた年次有給休暇の日数のうち使用しなかった日数及び任

2から6まで　（略）

（臨時的に任用された教育職員の年次有給休暇）

第十四条　条例第十五条第五項に規定する臨時的に任用された教育職員、実習助手、寄宿舎指導員、事務職員、技術職員（栄養士の業務に従事する者に限る。）及び学校栄養職員の任用期間中の年次有給休暇は、別表第三のとおりとする。

2　前項の規定にかかわらず、当該任用期間の属する年度内において、職員が引き続き任用されたときの年次有給休暇は、別表第三に規定する日数に、直前の任用において使用しなかった年次有給休暇の日数を加えた日数とする。

用日の属する任用期間に応じ、別表第三に定める日数を加えた日数（前付与日前一年の期間内に付与されていた年次有給休暇の付与日が任用日前二年以前の日である場合は、当該日数から前付与日前一年の期間内に付与されていた年次有給休暇の日数のうち使用しなかった日数を差し引いたもの）から、前付与日から任用日の前日までに使用した日数を差し引いた日数

三　東京都の会計年度任用の職に在職する者が当該任用の期間満了後引き続き臨時的任用職員として新たに任用される場合　当該任用の日の前日に使用することができる日数のうちその年度に付与されたものに、任用期間に応じ、別表第三に定める日数を加えた日数

（削除）

（臨時的任用職員の年次有給休暇の繰越し）

第十四条の二　東京都の臨時的任用の職にあった者が当該任用の期間の属する年度の翌年度において引き続き臨時的任用職員として新たに任用された場合において、当該任用の日の前日に使用することができる年次有給休暇の日数のうち同日の属する年度に付与されたものがあるときは、二十日を限度として翌年度に限りこれを繰り越すことができる。ただし、前年度における勤務実績（その年度に新たに臨時的任用職員となった日以後の期間において割り振られた勤務日の総数に対する勤務した日数の割合をいう。以下この条において同じ。）が八割に満たない者については、この限

3　当該任用期間の属する年度の翌年度において、職員が引き続き任用されたときは、前二項に規定する年次有給休暇の日数のうち、その年度に使用しなかった日数がある場合は、二十日を限度に翌年度に限りこれを繰り越すことができる。ただし、その年度における勤務実績が八割に満たない職員については、この限りでない。この場合において、二暦日にわたり継続する正規の勤務時間を割り振られたときのその終期の属する日（他の正規の勤務時間が割り振られた日を除く。）は、一の年度における総日数及び勤務した日数から除く。

（新設）

りでない。この場合において、二暦日にわたり継続する勤務時間を割り振られたときのその終期の属する日（他の勤務時間が割り振られた日を除く。）は、当該年度において割り振られた勤務日の総数及び勤務した日から除くものとする。

2　勤務実績を算定する場合において、次に掲げる期間は、勤務した日数とみなす。

一　超勤代休時間が承認された勤務日等（日を単位とする場合を除く。）、休日及び代休日

二　条例第十五条、第十六条（日を単位とする場合を除く。）、第十七条及び第十八条の規定による休暇により勤務しなかった期間

三　公務上の傷病又は通勤による傷病により勤務しなかった期間

四　職員の職務に専念する義務の特例に関する条例第二条の規定により職務に専念する義務を免除されて勤務しなかった期間

五　学校職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準に関する規則別表第一号から第四号までの事由に該当する場合で勤務できなかった期間

第十五条から第二十九条まで　（現行のとおり）

（特別休暇等の特例）

第二十九条の二　東京都のいずれかの職を退職した者が引き続き職員（臨時的任用職員を除く。）に採用された場合において、当該採用された年における条例第十六条から第十八条の二までの規定の適用については、当該退職以前の勤務と当該採用以後の勤務とが継続するものとみなす。任期の更新をしたときも同様とする。ただし、東京都の常勤の職を退職した者が引き続き再任用職員又は任期付職員等に採用された場合における条例第十七条第一項の規定（長期勤続休暇に限る。）の適用については、この限りでない。

2　東京都のいずれかの職を退職した者が引き続き臨時的任用職員に任用された場合において、当該任用された年度における条例第

（新設）

第十五条から第二十九条まで　（略）

（再任用職員等に関する特別休暇等の特例）

第二十九条の二　退職後引き続き再任用職員又は任期付職員に採用された者に係る当該採用された年度における条例第十六条から第十八条までの規定（条例第十七条第一項に規定する長期勤続休暇を除く。）の適用については、当該退職以前の勤務と当該採用以後の勤務とが継続するものとみなす。任期の更新をしたときも同様とする。

（新設）

十六条から第十八条の二までの規定の適用については、当該退職以前の勤務と当該任用以後の勤務とが継続するものとみなす。地方公務員法第二十二条の三第一項の規定による臨時的任用の更新をしたときも同様とする。

第二十九条の三　（現行のとおり）

（臨時的任用職員に関する読替え）

第二十九条の四　臨時的任用職員についての第二十三条の三第二項、第二十七条の三第二項及び第二十七条の四第二項の規定の適用については、これらの規定中「一の年」とあるのは「一の年度」とする。

第三十条　（現行のとおり）

（区市町村の職員に関する読替え）

第三十一条　区市町村の職員については、第四条第五項から第七項まで、第六条第四項、第七条第一項から第五項まで、第七条の二第三項、第四項及び第七項並びに同条第九項において準用する同条第三項、第四項及び第七項、第七条の二の二第二項、第三項及び第六項並びに同条第九項において準用する同条第二項、第三項及び第六項、第七条の三第三項、第四項及び第七項並びに同条第九項において準用する同条第三項、第四項及び第七項、第七条の四第二項、第八条第一項及び第二項、第十一条第三項、第十七条第二項及び第三項、第十八条第二項、第二十二条第二項及び第六項、第二十四条第二項、第二十五条第二項第二号、第二十八条第四項、第五項及び第七項、第二十八条の二第四項、第五項及び第七項並びに第三十条第二項中「教育委員会」とあるのは「区市町村教育委員会」と、第十三条第四項第七号中「職員の職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和二十六年東京都条例第十六号）第二条」とあるのは「職員の職務に専念する義務の特例に関し当該区市町村が定めた条例」と、第十四条の二第二項第四号中「職員の職務に専念する義務の特例に関する条例第二条」とあるのは

第二十九条の三　（略）

（新設）

第三十条　（略）

（区市町村の職員に関する読替え）

第三十一条　区市町村の職員については、第四条第五項から第七項まで、第六条第四項、第七条第一項から第五項まで、第七条の二第三項、第四項及び第七項並びに同条第九項において準用する同条第三項、第四項及び第七項、第七条の二の二第二項、第三項及び第六項並びに同条第九項において準用する同条第二項、第三項及び第六項、第七条の三第三項、第四項及び第七項並びに同条第九項において準用する同条第三項、第四項及び第七項、第七条の四第二項、第八条第一項及び第二項、第十一条第三項、第十七条第二項及び第三項、第十八条第二項、第二十二条第二項及び第六項、第二十四条第二項、第二十五条第二項第二号、第二十八条第四項、第五項及び第七項、第二十八条の二第四項、第五項及び第七項並びに第三十条第二項中「教育委員会」とあるのは「区市町村教育委員会」と、第十三条第四項第六号の規定中「職員の職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和二十六年東京都条例第十六号）第二条」とあるのは「職員の職務に専念する義務の特例に関し当該区市町村が定めた条例」と読み替えて適用する。

「職員の職務に専念する義務の特例に関し当該区市町村が定めた条例」と読み替えて適用する。

第三十二条　（現行のとおり）

別表第一から別表第二まで　（現行のとおり）

別表第三（第十四条関係）

任用期間	付与日数
十一月を超え一年以内の期間	二十日
十月を超え十一月以内の期間	十八日
九月を超え十月以内の期間	十七日
八月を超え九月以内の期間	十五日
七月を超え八月以内の期間	十三日
六月を超え七月以内の期間	十二日
五月を超え六月以内の期間	十日
四月を超え五月以内の期間	八日
三月を超え四月以内の期間	七日
二月を超え三月以内の期間	五日
一月を超え二月以内の期間	三日
一月以内の期間	二日

別表第四　（現行のとおり）

別記第一号様式から第六号様式まで　（現行のとおり）

第三十二条　（略）

別表第一から別表第二まで　（略）

別表第三（第十四条関係）

任用期間	日数
一月以上二月未満	二日
二月以上三月未満	三日
三月以上四月未満	五日
四月以上五月未満	七日
五月以上六月未満	八日
六月以上七月未満	十日
七月以上八月未満	十二日
八月以上九月未満	十三日
九月以上十月未満	十五日
十月以上十一月未満	十七日
十一月以上十二月未満	十八日

別表第四　（略）

別記第一号様式から第六号様式まで　（略）

会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成二十七年東京都規則第四号）新旧対照表（抄）

改正案	現行
第一条から第二十六条まで　（現行のとおり）	第一条から第二十六条まで　（略）
（介護休暇を承認することができる職員）	（介護休暇を承認することができる職員）
第二十七条　（現行のとおり）	第二十七条　（略）
（削除）	一　在職期間が一年以上である職員
一　（現行のとおり）	二　（略）
二　（現行のとおり）	三　（略）
第二十八条　（現行のとおり）	第二十八条　（略）
（介護時間を承認することができる職員）	（介護時間を承認することができる職員）
第二十九条　（現行のとおり）	第二十九条　（略）
（削除）	一　在職期間が一年以上である職員
一　（現行のとおり）	二　（略）
二　（現行のとおり）	三　（略）
第三十条から第三十三条まで　（現行のとおり）	第三十条から第三十三条まで　（略）
別表第一から別表第四まで　（現行のとおり）	別表第一から別表第四まで　（略）

東京都教育委員会会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成二十七年東京都教育委員会規則第八号）新旧対照表（抄）

改正案	現行
第一条から第二十六条まで　（現行のとおり）	第一条から第二十六条まで　（略）
（介護休暇を承認することができる職員）	（介護休暇を承認することができる職員）
第二十七条　（現行のとおり）	第二十七条　（略）
（削除）	一　在職期間が一年以上である職員
一及び二　（現行のとおり）	二及び三　（略）
第二十八条　（現行のとおり）	第二十八条　（略）
（介護時間を承認することができる職員）	（介護時間を承認することができる職員）
第二十九条　（現行のとおり）	第二十九条　（略）
（削除）	一　在職期間が一年以上である職員
一及び二　（現行のとおり）	二及び三　（略）
第三十条から第三十三条まで　（現行のとおり）	第三十条から第三十三条まで　（略）
別表第一から別表第四まで　（現行のとおり）	別表第一から別表第四まで　（略）

都立学校等に勤務する時間講師に関する規則（昭和四十九年東京都教育委員会規則第二十四号）新旧対照表（抄）

改正案	現行
第一条から第十八条の二まで　（現行のとおり）	第一条から第十八条の二まで　（略）
（介護休暇）	（介護休暇）
第十八条の三　（現行のとおり）	第十八条の三　（略）
2　（現行のとおり）	2　（略）
3　（現行のとおり）	3　（略）
（削除）	一　第十八条在職期間が一年以上である時間講師
一　（現行のとおり）	二　（略）
二　（現行のとおり）	三　（略）
4　（現行のとおり）	4　（略）
（介護時間）	（介護時間）
第十九条　（現行のとおり）	第十九条　（略）
2　（現行のとおり）	2　（略）
3　（現行のとおり）	3　（略）
（削除）	一　第十八条在職期間が一年以上である時間講師
一　（現行のとおり）	二　（略）
二　（現行のとおり）	三　（略）
4　（現行のとおり）	4　（略）
第二十条から第三十四条まで　（現行のとおり）	第二十条から第三十四条まで　（略）
別表第一から別表第三まで　（現行のとおり）	別表第一から別表第三まで　（略）

東京都議会議会局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程（平成二十七年東京都議会議長訓令第五号）新旧対照表（抄）

改正案	現行
第一条から第二十五条まで　（現行のとおり）	第一条から第二十五条まで　（略）
（介護休暇を承認することができる職員）	（介護休暇を承認することができる職員）
第二十六条　（現行のとおり）	第二十六条　（略）
（削除）	一　在職期間が一年以上である職員
一　（現行のとおり）	二　（略）
二　（現行のとおり）	三　（略）
第二十七条　（現行のとおり）	第二十七条　（略）
（介護時間を承認することができる職員）	（介護時間を承認することができる職員）
第二十八条　（現行のとおり）	第二十八条　（略）
（削除）	一　在職期間が一年以上である職員
一　（現行のとおり）	二　（略）
二　（現行のとおり）	三　（略）
第二十九条から第三十二条まで　（現行のとおり）	第二十九条から第三十二条まで　（略）
別表第一から別表第四まで　（現行のとおり）	別表第一から別表第四まで　（略）

警視庁会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程（平成２７年３月３０日訓令甲第１７号）新旧対照表

改　正　案	現　　行
第１条から第２４条まで　　（現行のとおり）	第１条から第２４条まで　　（略）
第２５条　所属長は、会計年度任用職員が次の各号のいずれにも該当する場合に介護休暇を承認するものとする。 （削除） (1)　介護休暇開始予定日から起算して９３日を経過する日から６月を経過する日までの間に、その任期が満了し、かつ、警視庁のいずれかの職に引き続き任用されないことが明らかでない会計年度任用職員 (2)　１週間の所定の勤務日数が３日以上、１月の所定の勤務日数が１１日以上又は１年間の所定の勤務日数が１２１日以上である会計年度任用職員	第２５条　所属長は、会計年度任用職員が次の各号のいずれにも該当する場合に介護休暇を承認するものとする。 (1)　在職期間が１年以上である会計年度任用職員 (2)　介護休暇開始予定日から起算して９３日を経過する日から６月を経過する日までの間に、その任期が満了し、かつ、警視庁のいずれかの職に引き続き任用されないことが明らかでない会計年度任用職員 (3)　１週間の所定の勤務日数が３日以上、１月の所定の勤務日数が１１日以上又は１年間の所定の勤務日数が１２１日以上である会計年度任用職員
第２６条　　（現行のとおり）	第２６条　　（略）
第２７条　所属長は、会計年度任用職員が次の各号のいずれにも該当する場合に介護時間を承認するものとする。 （削除） (1)　１週間の所定の勤務日数が３日以上、１月の所定の勤務日数が１１日以上又は１年間の所定の勤務日数が１２１日以上である会計年度任用職員 (2)　１日につき定められた勤務時間が６時間１５分以上である勤務日がある会計年度任用職員	第２７条　所属長は、会計年度任用職員が次の各号のいずれにも該当する場合に介護時間を承認するものとする。 (1)　在職期間が１年以上である会計年度任用職員 (2)　１週間の所定の勤務日数が３日以上、１月の所定の勤務日数が１１日以上又は１年間の所定の勤務日数が１２１日以上である会計年度任用職員 (3)　１日につき定められた勤務時間が６時間１５分以上である勤務日がある会計年度任用職員
第２８条から第３１条まで　（現行のとおり）	第２８条から第３１条まで　（略）
別表第１から別表第４まで　　（現行のとおり）	別表第１から別表第４まで　　（略）

東京消防庁訓令第　　号

庁　中　一　般
消　　防　　署

東京消防庁会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程（平成２７年３月東京消防庁訓令第１６号）の一部を次のように改正する。

令和４年３月　　日

東京消防庁
消防総監　清水　洋文

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重下線を付した規定（以下「対象規定」という。）で、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
（介護休暇を承認することができる職員） 第２６条　［略］ 　［削る］ 　⑴・⑵　［略］ （介護時間を承認することができる職員） 第２８条　［略］ 　［削る］ 　⑴・⑵　［略］	（介護休暇を承認することができる職員） 第２６条　［同左］ 　⑴　在職期間が１年以上である職員 　⑵・⑶　［同左］ （介護時間を承認することができる職員） 第２８条　［同左］ 　⑴　在職期間が１年以上である職員 　⑵・⑶　［同左］

附　則

１　この訓令は、令和４年４月１日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

２　この訓令による改正後の東京消防庁会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程（以下「改正後の規程」という。）第２６条に規定する職員による介護休暇及び改正後の規程第２８条に規定する職員による介護時間に係る申請等は、この訓令の施行の日前においても行うことができる。

東京都公立学校会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成二十七年東京都教育委員会規則第九号）新旧対照表（抄）

改正案	現行
第一条から第二十六条まで　（現行のとおり）	第一条から第二十六条まで　（略）
（介護休暇を承認することができる職員）	（介護休暇を承認することができる職員）
第二十七条　（現行のとおり）	第二十七条　（略）
（削除）	一　在職期間が一年以上である職員
一及び二　（現行のとおり）	二及び三　（略）
第二十八条　（現行のとおり）	第二十八条　（略）
（介護時間を承認することができる職員）	（介護時間を承認することができる職員）
第二十九条　（現行のとおり）	第二十九条　（略）
（削除）	一　在職期間が一年以上である職員
一及び二　（現行のとおり）	二及び三　（略）
第三十条から第三十三条まで　（現行のとおり）	第三十条から第三十三条まで　（略）
別表第一から別表第四まで　（現行のとおり）	別表第一から別表第四まで　（略）

東京都公立学校会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則（令和三年東京都教育委員会規則第三十九号）新旧対照表（抄）

改正案	現行
（現行のとおり）	（略）
第十二条第三項を次のように改める。 3　前二項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合に該当する職員の年次有給休暇の日数は、当該各号に定める日数とする。 一　同一会計年度内において、東京都の会計年度任用の職に在職する者が在職する期間満了後引き続き職員として新たに任用される場合（東京都公立学校会計年度任用職員の任用等に関する規則（平成二十七年東京都教育委員会規則第五号）第五条第二項に規定する任期の更新をしたときを含む。）　当該任用以前の勤務と当該任用以後の勤務とが継続するものとみなした場合に当該任用の日以後に使用することができる日数から、当該年度内で使用した日数を差し引いた日数 二　東京都のいずれかの職（会計年度任用の職及び臨時的任用の職を除く。）にあった者が引き続き職員として新たに任用される場合又は東京都の会計年度任用の職に在職する者が在職する期間の中途において退職後引き続き職員として新たに任用される場合　新たに職員に任用された日（以下「任用日」という。）前一年の期間内に付与されていた年次有給休暇の日数に当該年次有給休暇の付与日（以下「前付与日」という。）から任用日の前日までの月数を十二で除して得た数を乗じた日数（一日未満の端数があるときは、これを日単位に切り上げた日数）に、前付与日前一年の期間内に付与されていた年次有給休暇の日数のう	第十二条第三項を次のように改める。 3　前二項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合に該当する職員の年次有給休暇の日数は、当該各号に定める日数とする。 一　同一会計年度内において、東京都の会計年度任用の職に在職する者が在職する期間満了後引き続き職員として新たに任用される場合（東京都公立学校会計年度任用職員の任用等に関する規則（平成二十七年東京都教育委員会規則第五号）第五条第二項に規定する任期の更新をしたときを含む。）　当該任用以前の勤務と当該任用以後の勤務とが継続するものとみなした場合に当該任用の日以後に使用することができる日数から、当該年度内で使用した日数を差し引いた日数 二　東京都のいずれかの職（会計年度任用の職を除く。）にあった者が引き続き職員として新たに任用される場合又は東京都の会計年度任用の職に在職する者が在職する期間の中途において退職後引き続き職員として新たに任用される場合　新たに職員に任用された日（以下「任用日」という。）前一年の期間内に付与されていた年次有給休暇の日数に当該年次有給休暇の付与日（以下「前付与日」という。）から任用日の前日までの月数を十二で除して得た数を乗じた日数（一日未満の端数があるときは、これを日単位に切り上げた日数）に、前付与日前一年の期間内に付与されていた年次有給休暇の日数のうち使用しなかった日

ち使用しなかった日数並びに所定の勤務日数、在職期間及び任用日の属する在職する期間に応じ、別表第三に定める日数を加えた日数（前付与日前一年の期間内に付与されていた年次有給休暇の付与日が任用日前二年以前の日である場合は、前付与日前一年の期間内に付与されていた年次有給休暇の日数のうち使用しなかった日数を差し引いたもの）から、前付与日から任用日の前日までに使用した日数を差し引いた日数

三　東京都の会計年度任用の職にあった者が当該任用の期間の属する年度の翌年度において引き続き職員として新たに任用される場合において、当該任用された年度において引き続き在職する期間が十二月に満たない場合　所定の勤務日数、在職期間及び任用の日の属する在職する期間に応じ、別表第三に定める日数

四　東京都の臨時的任用の職に在職する者が当該任用の期間満了後引き続き職員として新たに任用される場合　当該任用の日の前日に使用することができる日数のうち同日の属する年度に付与されたものに、所定の勤務日数、在職期間及び任用の日の属する在職する期間に応じ、別表第三に定める日数を加えた日数

第十四条第一項中「から引き続き職員に」を「にあった者が当該任用の期間の属する年度の翌年度において引き続き職員として新たに」に、「当該年度に付与された」を「当該任用の日の前日に使用することができる」に、「、使用しなかった日数」を「同日の属する年度に付与されたもの」に、「第十二条第三項」を「第十二条第三項第二号及び第四号」に改める。

（現行のとおり）

数並びに所定の勤務日数、在職期間及び任用日の属する在職する期間に応じ、別表第三に定める日数を加えた日数（前付与日前一年の期間内に付与されていた年次有給休暇の付与日が任用日前二年以前の日である場合は、前付与日前一年の期間内に付与されていた年次有給休暇の日数のうち使用しなかった日数を差し引いたもの）から、前付与日から任用日の前日までに使用した日数を差し引いた日数

三　東京都の会計年度任用の職にあった者が当該任用の期間の属する年度の翌年度において引き続き職員として新たに任用される場合において、当該任用された年度において引き続き在職する期間が十二月に満たない場合　所定の勤務日数、在職期間及び任用の日の属する在職する期間に応じ、別表第三に定める日数

（新設）

第十四条第一項中「から引き続き職員に」を「にあった者が当該任用の期間の属する年度の翌年度において引き続き職員として新たに」に、「当該年度に付与された」を「当該任用の日の前日に使用することができる」に、「、使用しなかった日数」を「同日の属する年度に付与されたもの」に、「第十二条第三項」を「第十二条第三項第二号」に改める。

（略）

附則 1及び2（現行のとおり）	附則 1及び2（略）

会計年度任用職員の任用等に関する規則（平成二十七年東京都規則第七号）新旧対照表（抄）

改正案

第一条　（現行のとおり）

（定義）

第二条　（現行のとおり）

一　（現行のとおり）

二　局長　東京都組織規程（昭和二十七年東京都規則第百六十四号）第九条第一項に規定する局長、同条第三項に規定する室長並びに住宅政策本部長、中央卸売市場長、収用委員会事務局長及び労働委員会事務局長をいう。

第三条から第六条まで　（現行のとおり）

別表（第四条関係）

事由	欠勤等の日数及び回数	換算後の欠勤等の日数
休職及び傷病欠勤	（現行のとおり）	（現行のとおり）
（削除）	（削除）	（削除）
（削除）	（削除）	（削除）
私事欠勤から遅参早退まで	（現行のとおり）	（現行のとおり）

現行

第一条　（略）

（定義）

第二条　（略）

一　（略）

二　局長　東京都組織規程（昭和二十七年東京都規則第百六十四号）第九条第一項に規定する局長並びに都民安全推進本部長、住宅政策本部長、病院経営本部長、中央卸売市場長、収用委員会事務局長及び労働委員会事務局長をいう。

第三条から第六条まで　（略）

別表（第四条関係）

事由	欠勤等の日数及び回数	換算後の欠勤等の日数
休職及び傷病欠勤	（略）	（略）
介護欠勤	一日	一日
育児欠勤	一日	一日
私事欠勤から遅参早退まで	（略）	（略）

東京都教育委員会会計年度任用職員の任用等に関する規則（平成二十七年東京都教育委員会規則第四号）新旧対照表（抄）

改正案	現行
第一条から第六条まで　（現行のとおり） 別表（第四条関係）	第一条から第六条まで　（略） 別表（第四条関係）

事由	欠勤等の日数及び回数	換算後の欠勤等の日数
休職及び傷病欠勤	（現行のとおり）	（現行のとおり）
（削除）	（削除）	（削除）
（削除）	（削除）	（削除）
私事欠勤から遅参早退まで	（現行のとおり）	（現行のとおり）

事由	欠勤等の日数及び回数	換算後の欠勤等の日数
休職及び傷病欠勤	（略）	（略）
介護欠勤	一日	一日
育児欠勤	一日	一日
私事欠勤から遅参早退まで	（略）	（略）

東京都公立学校会計年度任用職員の任用等に関する規則（平成二十七年東京都教育委員会規則第五号）新旧対照表（抄）

改正案	現行
第一条から第六条まで　（現行のとおり） 別表（第四条関係） <table><tr><th>事由</th><th>欠勤等の日数及び回数</th><th>換算後の欠勤等の日数</th></tr><tr><td>休職及び傷病欠勤</td><td>（現行のとおり）</td><td>（現行のとおり）</td></tr><tr><td>（削除）</td><td>（削除）</td><td>（削除）</td></tr><tr><td>（削除）</td><td>（削除）</td><td>（削除）</td></tr><tr><td>私事欠勤から遅参早退まで</td><td>（現行のとおり）</td><td>（現行のとおり）</td></tr></table>	第一条から第六条まで　（略） 別表（第四条関係） <table><tr><th>事由</th><th>欠勤等の日数及び回数</th><th>換算後の欠勤等の日数</th></tr><tr><td>休職及び傷病欠勤</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>介護欠勤</td><td>一日</td><td>一日</td></tr><tr><td>育児欠勤</td><td>一日</td><td>一日</td></tr><tr><td>私事欠勤から遅参早退まで</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr></table>

会計年度任用職員の任用等に関する規程（平成二十七年東京都議会議長訓令第四号）新旧対照表（抄）

改正案	現行
第一条から第六条まで　（現行のとおり） 別表（第四条関係） 事由 休職及び傷病欠勤 （削除） （削除） 私事欠勤から遅参早退まで 欠勤等の日数及び回数 （現行のとおり） （削除） （削除） （現行のとおり） 換算後の欠勤等の日数 （現行のとおり） （削除） （削除） （現行のとおり）	第一条から第六条まで　（略） 別表（第四条関係） 事由 休職及び傷病欠勤 介護欠勤 育児欠勤 私事欠勤から遅参早退まで 欠勤等の日数及び回数 （略） 一日 一日 （略） 換算後の欠勤等の日数 （略） 一日 一日 （略）

警視庁会計年度任用職員の任用等に関する規程（平成２７年３月３０日（訓令甲第１６号）新旧対照表

改　　正　　案

第１条から第７条まで（現行のとおり）

別表（第４条関係）

事　　由	欠勤等の日数及び回数	換算後の欠勤等の日数
休　　職	１日	１日
傷病欠勤	１日	１日
私事欠勤	１日	３日
無届欠勤	１日	４日
遅参早退	３回	１日

現　　行

第１条から第７条まで（略）

別表（第４条関係）

事　　由	欠勤等の日数及び回数	換算後の欠勤等の日数
休　　職	１日	１日
傷病欠勤	１日	１日
介護欠勤	１日	１日
育児欠勤	１日	１日
私事欠勤	１日	３日
無届欠勤	１日	４日
遅参早退	３回	１日

東京消防庁訓令第　　号

庁　中　一　般
消　　防　　署

東京消防庁会計年度任用職員の任用等に関する規程（平成２７年３月東京消防庁訓令第１５号）の一部を次のように改正する。

令和４年３月　日

東京消防庁
消防総監　清水　洋文

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

<table>
<tr><th>改　　正　　後</th><th>改　　正　　前</th></tr>
<tr><td>別表（第４条関係）
<table>
<tr><th>事由</th><th>欠勤等の日数及び回数</th><th>換算後の欠勤等の日数</th></tr>
<tr><td>休職</td><td>１日</td><td>１日</td></tr>
<tr><td>傷病欠勤</td><td>１日</td><td>１日</td></tr>
<tr><td>私事欠勤</td><td>１日</td><td>３日</td></tr>
<tr><td>無届欠勤</td><td>１日</td><td>４日</td></tr>
<tr><td>遅参早退</td><td>３回</td><td>１日</td></tr>
</table></td><td>別表（第４条関係）
<table>
<tr><th>事由</th><th>欠勤等の日数及び回数</th><th>換算後の欠勤等の日数</th></tr>
<tr><td>休職</td><td>１日</td><td>１日</td></tr>
<tr><td>傷病欠勤</td><td>１日</td><td>１日</td></tr>
<tr><td>介護欠勤</td><td>１日</td><td>１日</td></tr>
<tr><td>育児欠勤</td><td>１日</td><td>１日</td></tr>
<tr><td>私事欠勤</td><td>１日</td><td>３日</td></tr>
<tr><td>無届欠勤</td><td>１日</td><td>４日</td></tr>
<tr><td>遅参早退</td><td>３回</td><td>１日</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

附　則

この訓令は、令和４年４月１日から施行する。

東京都交通局会計年度任用職員の任用等に関する規程（平成二十七年交通局規程第三号）　新旧対照表（抄）

改正案	現行
第一条から第六条まで　（現行のとおり） 別表（第四条関係） 事由　欠勤等の日数及び回数　換算後の欠勤等の日数 休職及び傷病欠勤　（現行のとおり）　（現行のとおり） （削除）　（削除）　（削除） （削除）　（削除）　（削除） 私事欠勤から遅参早退まで　（現行のとおり）　（現行のとおり）	第一条から第六条まで　（略） 別表（第四条関係） 事由　欠勤等の日数及び回数　換算後の欠勤等の日数 休職及び傷病欠勤　（略）　（略） 介護欠勤　一日　一日 育児欠勤　一日　一日 私事欠勤から遅参早退まで　（略）　（略）

東京都水道局会計年度任用職員の任用等に関する規程（平成二十七年水道局管理規程第三号）　新旧対照表（抄）

改正案	現行
第一条から第六条まで　（現行のとおり） 別表（第四条関係） 事由：休職及び傷病欠勤 欠勤等の日数及び回数：（現行のとおり） 換算後の欠勤等の日数：（現行のとおり） （削除） （削除） （削除） （削除） （削除） （削除） 私事欠勤から遅参早退まで （現行のとおり） （現行のとおり）	第一条から第六条まで　（略） 別表（第四条関係） 事由：休職及び傷病欠勤 欠勤等の日数及び回数：（略） 換算後の欠勤等の日数：（略） 介護欠勤 一日 一日 育児欠勤 一日 一日 私事欠勤から遅参早退まで （略） （略）

東京都下水道局会計年度任用職員の任用等に関する規程（平成二十七年下水道局管理規程第三号）　新旧対照表（抄）

改正案	現行
第一条から第六条まで　（現行のとおり） 別表（第四条関係） 事由：休職及び傷病欠勤 欠勤等の日数及び回数：（現行のとおり） 換算後の欠勤等の日数：（現行のとおり） （削除） （削除） （削除） （削除） 私事欠勤から遅参早退まで （現行のとおり） （現行のとおり）	第一条から第六条まで　（略） 別表（第四条関係） 事由：休職及び傷病欠勤 欠勤等の日数及び回数：（略） 換算後の欠勤等の日数：（略） 介護欠勤 一日 一日 育児欠勤 一日 一日 私事欠勤から遅参早退まで （略） （略）

都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則（平成十九年東京都教育委員会規則第六十号）新旧対照表（抄）

改正案	現行
第一条から第十九の五条まで　（現行のとおり）	第一条から第十九の五条まで　（略）
（年次有給休暇の付与）	（年次有給休暇の付与）
第二十条　（現行のとおり）	第二十条　（略）
2　前項の規定にかかわらず、東京都のいずれかの職（日勤講師を除く。）にあった者が引き続き日勤講師として新たに任用される場合のその年度の年次有給休暇は、新たに日勤講師に任用された日（以下この項において「任用日」という。）前一年の期間内に付与されていた年次有給休暇の日数から当該年次有給休暇の付与日から任用日の前日までに使用した日数を差し引いた日数を、前項に規定する年次有給休暇の日数に加えたものとする。	2　前項の規定にかかわらず、東京都の常勤職員又は法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員であった者が引き続き日勤講師として新たに任用される場合のその年度の年次有給休暇は、新たに日勤講師に任用された日（以下この項において「任用日」という。）前一年の期間内に付与されていた年次有給休暇の日数から当該年次有給休暇の付与日から任用日の前日までに使用した日数を差し引いた日数を、前項に規定する年次有給休暇の日数に加えたものとする。
3　日勤講師にあった者が当該任用の期間の属する年度の翌年度において引き続き日勤講師として新たに任用された場合において、当該任用の日の前日に使用することができる年次有給休暇の日数のうち同日の属する年度に付与されたものがある場合は、別表第二に定める日数を限度として翌年度に限りこれを繰り越すことができる。ただし、前年度における勤務実績（一の年度において割り振られた勤務日の総数に対する勤務した日数の割合をいう。以下同じ。）が八割に満たない日勤講師については、この限りでない。	3　第一項に規定する年次有給休暇の日数のうち、当該任期中に使用しなかった日数がある場合で、第七条第二項の規定により再度任用が行われたときは、当該再度任用が行われた期間に限りこれを繰り越すことができる。ただし、前年度における勤務実績（一の年度において割り振られた勤務日の総数に対する勤務した日数の割合をいう。以下同じ。）が八割に満たない日勤講師については、この限りでない。
4から8まで　（現行のとおり）	4から8まで　（略）
第二十一条　（現行のとおり）	第二十一条　（略）
（介護休暇）	（介護休暇）
第二十二条　（現行のとおり）	第二十二条　（略）
2　（現行のとおり）	2　（略）
3　教育委員会は、日勤講師が介護休暇開始予定日から起算して九十三日を経過する日から六月を経過する日までの間に、その任期が満了し、かつ、東京都のいずれかの職に引き続き任用されないことが明らかでない場合は介護休暇を承認するものとする。	3　教育委員会は、日勤講師が次の各号のいずれにも該当する場合は介護休暇を承認するものとする。 一　第二十条在職期間が一年以上である日勤講師 二　介護休暇開始予定日から起算して九十三日を経過する日から六月を経過する日までの間に、その任期が満了し、かつ、東京都のいずれかの職に引き続き任用されないことが明らかでない日勤講師
（削除）	
（介護時間）	（介護時間）

第二十二条の二　（現行のとおり）

２　（現行のとおり）

３　教育委員会は、日勤講師が一日につき定められた勤務時間が六時間十五分以上である勤務日がある場合に介護時間を承認するものとする。

（削除）

第二十三条から第三十八条まで　（現行のとおり）

別表第一（第七条関係）

事　由	欠勤等の日数及び回数	換算後の欠勤等の日数
休　職	（現行のとおり）	（現行のとおり）
傷病欠勤	一日	一日
私事欠勤から遅参早退まで	（現行のとおり）	（現行のとおり）

別表第二及び別表第三　（現行のとおり）

第二十二条の二　（略）

２　（略）

３　教育委員会は、日勤講師が次の各号のいずれにも該当する場合に介護時間を承認するものとする。

一　第二十条在職期間が一年以上である日勤講師

二　一日につき定められた勤務時間が六時間十五分以上である勤務日がある日勤講師

第二十三条から第三十八条まで　（略）

別表第一（第七条関係）

事　由	欠勤等の日数及び回数	換算後の欠勤等の日数
休　職	（略）	（略）
傷病欠勤	一日	一日
介護欠勤	一日	一日
育児欠勤	一日	一日
私事欠勤から遅参早退まで	（略）	（略）

別表第二及び別表第三　（略）